

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
募集要項	1	2	第2		(2)			事業概要について	本章には、運転維持管理業務の対象施設について項目と内容の記載がありません。運転維持管理業務の対象施設は、「要求水準書 別紙4」に記載されている施設との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
募集要項	2	2	第2		(2) (4)			事業概要	(2) (イ)で膳所浄水場(令和14年度廃止予定)、八屋戸浄水場(令和12年度廃止予定)となっていますが、(4)では膳所浄水場は令和14年度迄に廃止予定、八屋戸浄水場は令和12年度迄に廃止予定と記載されています。 膳所浄水場の令和14年度迄には、令和13年度中に廃止と受け取れ、八屋戸浄水場は令和11年度中に廃止と受け取れます。また、様式3-3-3運転維持管理の実施体制・計画(維持管理業務費見積)膳所浄水場八屋戸浄水場の算定基礎となる送水量には、それぞれ令和14年度、令和12年度まで記載されていますので、膳所浄水場は令和14年度で廃止、八屋戸浄水場は令和12年度での廃止との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項	3	3	第2		(6)	(ア)		その他付帯する業務	「本市との調整業務」とは要求水準書P26(4)②本市との調整業務の内容であると理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
募集要項	4	3	第2		(6)	(ア)		その他付帯する業務	その他付帯する業務の中の「本市との調整業務」とは、要求水準書P26「②本市との調整業務」に記載されている貴市の行うモニタリング(工事監理)業務に関する調整業務、という理解でよろしいでしょうか。	モニタリング(工事監理)業務に関する調整業務だけでなく、要求水準書P26「②本市との調整業務」に示す全ての内容を含みます。
募集要項	5	3	第2		(6)	(ア)		その他技術業務	その他技術業務とは、要求水準書P66「(7)その他技術業務」に記載されている①貴市が別に発注する工事等との調整及び内容把握等、②視察、見学者等対応業務の(ア)視察・見学者対応業務、(イ)水道技術者管理者資格取得講習業務、(ウ)調査・アンケートの回答作成、の各業務という理解でよろしいでしょうか。	左記に示されている業務以外に、要求水準書P67「③清掃及び除草・植栽管理業務」(ア)、(イ)、(ウ)も含みます。
募集要項	6	3	第2		(6)	(ア)		その他技術業務	「その他技術業務」とは要求水準書P66(7)その他技術業務の内容であると理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
募集要項	7	4	第2		(6)		③	任意提案に基づく業務の対価	「業務実施によって、収益が発生する場合には、民間事業者の収入とする」とお示しされています。 収益が発生しない場合は事業に関わる実費について対価として収受できるとの理解でよろしいでしょうか(事業契約第77条3項に適合する場合)。	任意提案業務と判断される場合は、全て事業者の責任及び費用により実施する民間の負担と想定しているため、対価として収受はできません。また、更新改良業務・維持管理業務の一環として実施する場合には、提案価格の一部として取り扱います。 任意提案業務と判断されるかについては、事業の内容によるため、技術対話にてご提案ください。
募集要項	8	4	第2		(6)		③	任意提案に基づく業務の対価	任意事業に関する貴市との協議は、技術対話時点、契約締結前、契約締結後のどの時点でしょうか。優先交渉権者選定基準に示された別表1では、リスク管理の項目にて任意提案業務に関わるリスク管理が示されているため、技術対話時点で協議が発生するものと想定しています。	任意事業について検討している場合、技術対話の際にご提案ください。
募集要項	9	4	第2		(7)			見積上限価格	「物価変動等は含まない」とお示しされていますが、これは公募時点の物価や人件費等を踏まえた上限価格であり、今後の物価変動については事業契約書別紙に従い対応して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業開始後につきましては、別紙6の算出方法にて対応することを予定しています。
募集要項	10	4	第2		(7)			見積上限価格	昨今の物価高騰等により、公募時と事業開始時と想定額に差異が生じる可能性もあるかと存じます。 企業としては、各種効果的な提案等により見積上限額からの低減を模索するかと考えますが、基準積算年月日の認識の差異が応募企業間で生じた場合に適正な競争とならない可能性もあるかと考えます。 上記を考慮いただき、基準年月日を公表頂けないでしょうか。	見積上限価格を算定した日は、2022年7月1日とします。ただし、物価変動及び事業費の支払いに関する考え方は事業契約書(案)別紙6のとおりです。
募集要項	11	4	第2		(7)			見積上限価格	表中にある運転維持管理業務費の目安金額として記載されている予定価格には、事業契約書(案)第66条第5項に記載のある既存施設の補修・修繕業務費(一事業年度当たり上限額5,000万円(税抜))の15年分である7億5,000万円+税が含まれているとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	予定価格の内訳に関するご質問にはお答えできません。
募集要項	12	4	第2		(7)			見積上限価格	「予定価格は、PFI事業として実施する場合の財政負担見込額であり、物価変動等は含まない。」とのことですが、予定価格の設定基準日は令和4年10月14日でよろしいでしょうか。	募集要項No.10の回答をご参照ください。
募集要項	13	4	第2		(7)			見積上限価格	予定価格の算定基準日をご教示ください。	募集要項No.10の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
募集要項	14	5	第2		(8)	(イ)		事業期間終了後の措置	「要求水準に示す良好な状態を保持」とありますが、構造物、設備等の耐用年数については、事業期間終了時には要求水準書p15、(7)の記載の更新基準年数を満たす必要はなく、終了時点で構造物、設備等の機能、性能が要求水準を満足していれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、構造物、設備等の残年数は使用開始年度から使用年数を積算し、事業期間終了時には耐用年数から使用年数を差し引いた期間となります。そのため、事業期間終了時において、構造物、設備等の残年数に対して、構造物、設備等の機能、性能が要求水準を満足する必要があります。
募集要項	15	5	第2		(8)	(イ)		事業期間終了後の措置	「要求水準に示す良好な状態」とは、具体的にどのような状態のことでしょうか、教示願います。	定量的に判断できるものは定量的に判断し、定量的に判断できないものについては、定性的な判断により要求水準に示す良好な状態を確保しているか否かを確認します。
募集要項	16	7	第3	2	(1)	(イ)		応募者の構成等	「設計業務を実施する者（事業契約書では設計受託企業と表記）」がSPCに出資しない担当企業のみで応募グループを構成した場合においても、本事業の募集要件を満足し、事業契約上の問題もないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、設計受託企業に当たる担当企業のいずれもSPCに出資しない場合であっても問題はありませぬ。なお、コンソーシアム構成員である代表企業は、設計、建設、運転維持管理のいずれかの業務の担当企業となる必要があります。
募集要項	17	7	第3	2	(1)	(エ)		議決権株式	「本議決権株式のすべてを保有する」とありますが、これは「(オ)で定義されるSPCの議決権株式のすべてを保有する」ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項	18	7	第3	2	(1)	(オ)		協力会社	「SPCへの出資を行わない者であって、担当企業以外で、SPC又はコンソーシアムを構成する企業から業務を受託し又は請け負うことを予定している企業を協力会社」とのことですが、いわゆる「一次下請け業者」が協力会社ということになるのでしょうか。その場合、参加資格審査申請書提出時にすべての協力業者を選定できないおそれがあるため、参加資格審査申請書には参加資格要件を保有するがSPCに出資しない協力会社を参加資格審査申請書に記載することにはしていただけないでしょうか。	担当企業以外でSPC又はコンソーシアムを構成する企業から直接業務を受託又は請負う企業のすべてが協力会社にあたります。ご指摘を踏まえて、募集要項7頁(1)(カ)について、協力会社の変更を認める形に変更いたします。なお、参加確認申請時の提出書類様式2-2については現時点で想定している協力会社のみ記載いただければ問題ありません。なお、修正については修正後の募集要項をご確認ください。
募集要項	19	7	第3	2	(1)	(オ)		協力会社	SPCから業務を委託する弁護士事務所、会計事務所、監査法人、金融機関等は協力会社には当たらないという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、これらのものであっても、例えばセルフモニタリング業務等の要求水準書に記載の業務の一部を受託、請負う場合には協力会社に該当します。
募集要項	20	7	第3	2	(1)	(オ)		応募者の構成等	コンソーシアムへの参加資格要件は、コンソーシアム構成員が資格要件を満たさなくても、コンソーシアム内の担当企業が要件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。	参加資格要件のうち、(3)「応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業の各業務を実施する者の資格要件」のうち、「そのうち1者」が満たせばよいとされている要件については、充足する企業はコンソーシアム構成員ではない担当企業であっても問題はありませぬ。
募集要項	21	7	第3	2	(1)	(オ)		応募者の構成等	参加資格要件として、コンソーシアム構成員が募集要項に示す資格要件を満たさない部分がある場合において、担当企業がその資格要件を補完することが可能であるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項No. 20の回答をご参照ください。
募集要項	22	7	第3	2	(1)	(オ)		応募者の構成等	コンソーシアムを構成する企業のうち、SPCへ出資する企業を「コンソーシアム構成員」、SPCへ出資しない企業を「担当企業」、コンソーシアムを構成しない企業を「協力会社」とし、協力企業からSPCへの出資は認めないとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項における「担当企業」は、SPCへの出資を行うコンソーシアム構成員である担当企業と、SPCへの出資を行わない担当企業が含まれます。それ以外はご理解のとおりです。
募集要項	23	7	第3	2	(1)	(オ)		応募者の構成等	「SPCへの出資の有無にかかわらず～(中略)～担当企業という」について、コンソーシアム構成員も担当企業の定義に包含されるように読めます。コンソーシアム構成員と担当企業の違い（SPCへの出資の有無、担当企業へ業務を発注できる者の要件等）を明確に記載いただけるようお願い致します。	募集要項No. 22の回答をご参照ください。
募集要項	24	7	第3	2	(1)	(オ)		応募者の構成等	担当企業への業務発注者はSPCに限られるのでしょうか。コンソーシアム構成企業および他の担当企業からの業務受託は可能でしょうか。	事業契約書(案)における「受託企業」が全部又は主たる部分を委託するような場合等を除き、特に制限をする趣旨はありません。
募集要項	25	7	第3	2	(1)	(オ)		応募者の構成等	提案書提出の時点で、長期間に及ぶ本事業の全ての協力会社を決定することは困難であると考えます。全ての協力会社を決定して関心表明が得られていない場合は、本事業に応募出来ないのでしょうか。	募集要項No. 18の回答をご参照ください。
募集要項	26	7	第3	2	(1)	(オ)		応募者の構成	「協力会社」はいわゆる共同企業体でも構いませんでしょうか。	「協力会社」はいわゆる共同企業体でも構いません。
募集要項	27	7	第3	2	(1)	(オ)		応募者の構成等	コンソーシアムの参加資格要件は、コンソーシアム構成員でなくても担当企業が資格要件を満たせば良いということでしょうか。	募集要項No. 20の回答をご参照ください。
募集要項	28	7	第3	2	(1)	(オ)		応募者の構成等	コンソーシアムとしての参加資格要件としては、コンソーシアム構成員が資格要件を満たさなくても、コンソーシアム内の担当企業が要件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項No. 20の回答をご参照ください。
募集要項	29	7	第3	2	(1)	(オ)		応募者の構成等	担当企業はSPCから業務を受託し又は請け負わなくても、資格要件を満たすものとして提案書に記載されていれば条件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	担当企業は「各業務を実施する者」として提案書に記載することが前提であり、業務を受託又は請負わない者を担当企業とすることはできません。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
募集要項	30	7	第3	2	(1)	(オ)		応募者の構成等	SPCへ出資し、SPCから業務を受託し請け負うことを予定していて、さらに資格要件を満たすものとして提案書に記載されている者はコンソーシアム構成員と担当企業のどちらに該当するかご教示ください。	当該企業については、コンソーシアム構成員であり、担当企業にも該当します。
募集要項	31	7	第3	2	(1)	(オ)		応募者の構成等	参加資格要件として、コンソーシアム構成員が資格要件を満たしていなくても、コンソーシアム内の担当企業がその資格要件を満たしていれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項No. 20のご回答をご参照ください。
募集要項	32	7	第3	2	(1)	(オ)		応募者の構成等	コンソーシアムとしての参加資格要件としては、コンソーシアム構成員が資格要件を満たさなくても、コンソーシアム内の担当企業が要件を満たせば良いということでしょうか。ご教示願います。	募集要項No. 20の回答をご参照ください。
募集要項	33	7	第3	2	(1)	(カ)		応募者の構成等	ただし書きには、コンソーシアム構成員、担当企業、協力会社を変更せざるを得ない場合でも、貴市が認めた場合は変更できる旨の記載があります。コンソーシアム構成員には代表企業も含まれるとの理解から、代表企業の変更も貴市の承認により可能との理解でよろしいでしょうか。実施方針質問回答No.171の回答では「原則として、変更は認めません。ただし、本市との協議の結果やむを得ない事由がある場合にはこの限りではありません。」とあり、可能と理解できます。	代表企業の変更は認めません。
募集要項	34	7	第3	2	(1)	(カ)		応募者の構成等	事業契約の締結までに、やむを得ない事情により貴市が認めた場合には代表企業以外に変更可能という理解でよろしいでしょうか。	募集要項No. 33の回答をご参照ください。
募集要項	35	7	第3	2	(1)	(カ)		応募者の構成等	事業契約締結後は貴市が認めた場合、代表企業以外に変更できるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項No. 33の回答をご参照ください。
募集要項	36	7	第3	2	(1)	(カ)		応募者の構成等	「コンソーシアム構成員、担当企業、協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、本市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。」とありますが、コンソーシアム構成員等が「募集要項2参加資格」の対象外（例：大津市の指名停止措置等）となった場合、当該企業がコンソーシアムから脱退するとともに替わりの構成員等が参加資格を満たせば、変更が認めらるという理解でよろしいでしょうか。	具体的な事情によりますので回答は差し控えますが、本市が認めた場合には、変更が可能です。
募集要項	37	7	第3	2	(1)	(カ)		応募者の構成等	「コンソーシアム構成員、担当企業、協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、本市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。」とありますが、コンソーシアム構成員等が「募集要項2参加資格」の対象外（例：大津市の指名停止措置等）となった場合、当該企業がコンソーシアムから脱退するとともに参加資格を有する替わりの企業に交代することは認められますか。	募集要項No. 36の回答をご参照ください。
募集要項	38	7	第3	2	(1)	(カ)		応募者の構成等	基本協定締結後に、コンソーシアム構成員、担当企業のいずれかの変更が貴市に認められた場合、変更が認められたコンソーシアム構成員、担当企業には基本協定書（案）に定められている違約金は課されないという理解でよろしいでしょうか。	変更を認めた場合、変更が認められた時点以降に発生する違約金は課されません。
募集要項	39	7	第3	2	(1)	(キ)		協力会社	協力会社と担当企業の違い（担当企業は●●ができ、協力会社は●●ができない、など）をご教示ください。	募集要項7頁（1）（オ）をご参照ください。
募集要項	40	7	第3	2	(1)	(キ)		協力会社	代表企業・コンソーシアム構成員・担当企業・協力会社の包含関係をご教示ください。	代表企業はコンソーシアム構成員であることが前提となります。担当企業については、SPCへの出資を行うコンソーシアム構成員である担当企業と、SPCへの出資を行わない担当企業が含まれます。協力会社は、コンソーシアム構成員及び担当企業のいずれにも該当しないことが前提となります。
募集要項	41	7	第3	2	(1)	(カ)		代表企業	「実施方針に対する質問への回答」No.153において、代表企業の変更について、「本市との協議の結果やむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません」とご回答いただいております。本項に「コンソーシアム構成員、担当企業、協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、本市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。」記載がありますが、代表企業もコンソーシアム構成員に該当すると理解してよろしいでしょうか。	募集要項No. 33の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
募集要項	42	7	第3	2	(2)	(オ)		営業停止	「建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受け、営業停止期間中である者」とありますが、「建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受け、営業停止期間中である者ではないこと」の記載ミスという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項について修正をします。
募集要項	43	7	第3	2	(2)	(オ)		営業停止	建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分が「民間工事に関するものに限定」されている場合は、官庁工事である本件の入札参加資格要件の欠格には当たらないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項	44	7	第3	2	(2)	(オ)		営業停止	営業停止処分における「公共工事」と「民間工事」の分類について質問します。 大津市とSPCが締結するPFI事業契約は「公共事業」と理解しております。一方、SPCと各構成員は、設計業務、工事業務、維持管理業務などを契約しますが、SPCが各業務を自ら実施せずに各構成員に委託（契約）する場合、本事業の性質から、各構成員とSPCの間の契約も「公共事業」に該当すると監督官庁の見解をいただきました。大津市も同様のご理解と考えてよろしいでしょうか。	本件について、SPCからの発注の性質については、監督官庁・その他法令を所管する省庁の判断によるものと考えますので、当方からの回答は控えさせていただきます。
募集要項	45	7	第3	2				応募者の構成等	コンソーシアム構成員や担当企業が共同企業体（ジョイントベンチャー）を組成してSPCから業務を受託することについての要件はなく、応募者の自由との理解でよろしいでしょうか。	複数の企業が共同企業体を編成し、SPCから、本事業の対象業務を受託することは可能です。
募集要項	46	8	第3	2	(1)	(オ)		協力会社	協力会社は落札後に決定する場合も多いかと考えます。提案書では提案書提出時点で決定している協力会社のみ記載を行えば良いという理解でよろしいでしょうか。	募集要項No. 18の回答をご参照ください。
募集要項	47	9	第3	2	(3)	(ウ)		運転維持管理業務を実施する者	運転維持管理業務の実績について、共同企業体での実績は認められますか。またその場合、出資比率の条件はありますか。	共同企業体での実績については認めません。ただし、共同企業体として参加する企業のうち1者が運転維持管理業務に関する実績を有する場合は参加資格を認めます。
募集要項	48	9	第3	2	(4)			参加資格要件確認基準日	応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業は「参加表明書、参加資格審査申請書の提出日」に資格要件を満たしていれば参加資格審査上の問題は無い理解でよろしいでしょうか。 例えば参加資格審査申請書類提出日の翌日～提案書提出日の間に始期・終期を含む期間で労災により貴市より指名停止を受けた場合でも参加資格を欠くことにはならないという理解でよろしいでしょうか。	参加資格審査上は参加資格申請書の提出日が確認基準日となりますが、参加資格は本事業への応募の前提であるため参加資格を欠くに至った場合は応募者としての資格を失うこととなります。そのため、参加資格要件を欠いた場合、本市に速やかに通知いただく必要があります。
募集要項	49	10	第3	3	(1)			審査会委員について	優先交渉権を選定する審査委員会の委員の方々との接触を禁止する記載が見当たりません。 より良い提案を行うために審査委員にヒアリング等を行うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	審査の公平性を損なうような審査委員会の委員への働きかけについては禁止となりますので、その旨を募集要項に記載します。
募集要項	50	10	第3	3	(5)	(ア)		著作権について	「～本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」との記載がありますが、貴市が提案書の全部又は一部を使用する場合、事前に応募者に連絡があり、公表範囲について協議するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項	51	11	第3	4	(2)			SPCの設立	「本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。」とありますが、①提案書にあらかじめコンソーシアム内での譲渡予定を記載した場合には認めていただけますでしょうか。②SPCに融資をする金融機関による担保設定は認めていただけますでしょうか。	①については、提案書にて譲渡予定及びその必要性について説明を記載することは記載して頂いてもかまいませんが、記載することのみをもって認められるわけではありません。 ②については、市と金融機関との間で直接協定を締結し、同協定の条件に基づき承諾することを予定しています。
募集要項	52	11	第3	4	(2)			SPCの設立	SPCは本事業の対象施設を所在地として登記できるとの理解でよろしいでしょうか。また、その際の賃料についてご教示ください。	ご理解のとおりです。賃料については、無償となります。
募集要項	53	11	第3	4	(2)			SPCの設立	「応募者（コンソーシアム）の代表企業の出資比率は、単独で最大とすること」と記載がありますが、事業開始後に貴市の承諾を得ることで、代表企業の変更を行うことは可能でしょうか。	代表企業についても、変更せざるを得ない事情があり、本市が認めた場合には変更が可能です。その場合、変更後の新たな代表企業の出資比率が単独で最大となるようにすることが前提となります。
募集要項	54	11	第3	4	(2)			SPCの設立	「本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない」との記載がありますが、本事業において、令和15年4月以降、真野浄水場の旧系列部分の撤去工事が完了すると、事業内容は運転維持管理業務のみとなります。この場合、事業内容に応じて、SPCの出資比率を変更することは、貴市に事前承諾を頂くことで、可能となるでしょうか。	具体的な事情によりますので回答は差し控えますが、本市が認めた場合には、変更が可能です。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
募集要項	55	11	第3	4	(3)			事業契約の締結	「市はSPCと事業契約を締結しない場合がある。」とありますが、事業契約を締結する場合とはどのような場合でしょうか。	具体的な事情によりますので回答は差し控えますが、本市が構成員の変更を認め、かつ、事業契約の締結が適正に行えると判断した場合には契約を締結する場合があります。
募集要項	56	11	第3	4	(3)			事業契約の締結	「事業契約の締結日までの間」というのは「基本協定の締結から事業契約締結日までの間」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
募集要項	57	11	第3	4	(3)			事業契約の締結について	事業契約について、契約交渉時に条項の修正協議をすることは可能という理解で宜しいでしょうか。	契約交渉時に条項の修正協議を行う予定はありません。
募集要項	58	11	第3	4	(3)			事業契約の締結	事業契約の締結について、「なお、事業契約の締結日までの間、優先交渉権者の構成員が参加資格を失った場合、市はSPCと事業契約を締結しない場合がある。」との記載がありますが、この「市はSPCと事業契約を締結しない場合がある」とは、基本協定書（案）第10条第2項又は第3項に該当した場合、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	参加資格を失った場合とは、基本協定書（案）第10条各項に該当した場合となります。
募集要項	59	12	第3	5	(1)			募集スケジュール	参加資格申請以降提案書受付までの期間が長く、その中で要求水準書や提案書作成にあたり質疑が出てくる可能性がございます。技術対話とは別に、書面形式での質疑回答を複数回行っていただけないでしょうか。	ご指摘の点に関しては、技術対話の一環として、書面による質疑回答について複数回実施することを予定しております。詳細につきましては参加資格申請後代表企業に対してお知らせをする予定です。
募集要項	60	12	第3	5	(1)			募集等のスケジュール	基本協定締結後はSPCが設立されれば速やかに事業契約の締結に移行できるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業契約締結に関してSPCの設立以外の諸条件が有るようでしたらご教示願います。	ご理解のとおりです。事業契約締結に向けた諸条件については、基本協定書（案）をご確認ください。
募集要項	61	12	第3	5	(3)			募集要項等公表時開示資料の閲覧・配布の申し込み	「募集要項等公表時開示資料の閲覧・配布の申し込み」で開示資料をいただきましたが、追加で以下の図書も開示していただけますでしょうか。 ①新瀬田浄水場・浄水機械設備工事 ②新瀬田浄水場汚泥処理電気機械設備工事（機械設備） ③新瀬田浄水場汚泥処理電気機械設備工事（電気設備） ④新瀬田浄水場次亜塩注入設備工事（機械設備） ⑤新瀬田浄水場次亜塩注入設備工事（電気設備）	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
募集要項	62	13	第3	5	(6)			参加資格申請に関する質疑事項	質問への回答期限から参加資格審査申請まで、3日しかないため、期限日に回答がなされても、参加資格審査申請書を提出することは難しい。参加資格申請に係る質問は早急にご回答いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、質問への回答後、参加資格申請に関するスケジュールについて延長を行います。詳細は、募集要項をご確認ください。
募集要項	63	13	第3	5	(6)			募集要項等に関する質問・回答	質問回答の予定日が令和4年12月13日と記載されているが、参加表明書の提出が同年12月16日と期間が短いため、回答できるものは、できるだけ早く回答して頂けませんか？	募集要項No. 62の回答をご参照ください。
募集要項	64	13	第3	5	(6)			募集要項等に関する質問・回答	質問回答の予定日が令和4年12月13日となっており、参加表明書の提出が同12月16日までとなっております。質問回答の内容によっては、本事業への参加可否に影響する可能性もあるかと思料します。これらを鑑み、質問回答については早期の回答、あるいは随時回答いただけないでしょうか。	募集要項No. 62の回答をご参照ください。
募集要項	65	13	第3	5	(6)			募集要項等に関する質問・回答	質問回答から参加申請までの時間が短いため、参加可否に影響がでるような回答は早期に回答いただけないでしょうか。	募集要項No. 62の回答をご参照ください。
募集要項	66	13	第3	5	(6)			募集要項等に関する質問・回答	質問回答予定日が令和4年12月13日、参加表明書の提出が令和4年12月16日までとなっておりますが、質問回答の内容によっては、本事業への参加可否に影響する可能性もあるため、質問回答は早期に回答いただけるか、随時回答をいただけないでしょうか。	募集要項No. 62の回答をご参照ください。
募集要項	67	13	第3	5	(6)			募集要項等に関する質問・回答	質問回答の予定日が令和4年12月13日、参加資格申請の期日が令和4年12月16日まで3日間と期間が非常に短いと思われま。質問回答を受けて、事業者が参加資格審査申請の可否を判断することも考えられるため、質問回答予定日より前に回答をいただきたくお願いいたします。	募集要項No. 62の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
募集要項	68	13	第3	5	(7)			参加表明書、参加資格審査申請書の提出	募集要項等に関する質問・回答の回答予定日は令和4年12月13日ですが、参加表明書、参加資格審査申請書の提出が12月16日までとなっています。質問回答の内容によって参加表明を判断することがありますので、参加表明書の受付期限をできるだけ伸ばしていただけないでしょうか。	募集要項No. 62の回答をご参照ください。
募集要項	69	13	第3	5	(9)			資料閲覧	資料閲覧の機会を複数回（必要に応じて、事前申し込みにより適宜）設けて頂けないでしょうか。	資料閲覧につきましては、技術対話の一環として複数回の実施を予定しております。詳細につきましては参加資格申請後代表企業に対してお知らせをする予定です。
募集要項	70	13	第3	5	(9)			資料閲覧の実施	資料閲覧の機会はどの程度想定されておられますでしょうか。	募集要項No. 69の回答をご参照ください。
募集要項	71	13	第3	5	(9)			資料閲覧の実施	どのような資料閲覧資料が可能でしょうか。現在の運転維持管理業務に伴う、業務履行報告書（日常、月間、年間）、機器台帳及び整備記録などの閲覧は可能でしょうか。	現在の運転維持管理業務の報告書は全て閲覧可能です。
募集要項	72	13	第3	5	(9)			資料閲覧の実施について	この「資料閲覧の実施」とは、10/31～11/11に開催される施設見学会とは別のもので、必要に応じて複数回実施していただけると理解してよろしいでしょうか。	募集要項No. 69の回答をご参照ください。
募集要項	73	13	第3	5	(9)			資料閲覧の実施について	「実施方法や日時については、別途応募企業又は代表企業に対して通知を行う。」との記載があるため、参加資格審査が完了した後の実施と推察されます。その場合、参加資格審査の結果通知が12/26を予定と記載されているため、資料閲覧が可能になるのは令和5年に入ってからになりますが、より良い提案を行うため、資料閲覧は参加資格審査前においても都度実施していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
募集要項	74	13	第3	5	(9)			資料閲覧の実施について	この「資料閲覧の実施」に先立ち、どの機場にどういった資料（図面類）が保管されているかの保管図書一覧表（リスト）のようなものをご提示いただけませんか。	ご意見として承ります。
募集要項	75	13	第3	5	(10)			現場確認	現場確認の機会を複数回（必要に応じて、事前申し込みにより適宜）設けて頂けないでしょうか。	募集要項No. 69の回答をご参照ください。
募集要項	76	13	第3	5	(10)			現場確認の実施	「なお、資料閲覧では、質疑応答の機会を設けない。」とありますが、「資料閲覧」は「現場確認」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	募集要項No. 69の回答をご参照ください。
募集要項	77	13	第3	5	(10)			現場確認の実施	現場確認の機会はどの程度想定されておられますでしょうか。	募集要項No. 69の回答をご参照ください。
募集要項	78	13	第3	5	(10)			現場確認の実施について	この「現場確認の実施」とは、10/31～11/11に開催される施設見学会とは別のもので、必要に応じて複数回実施していただけると理解してよろしいでしょうか。	募集要項No. 69の回答をご参照ください。
募集要項	79	13	第3	5	(10)			現場確認の実施について	「実施方法や日時については、別途応募企業又は代表企業に対して通知を行う。」との記載があるため、参加資格審査が完了した後の実施と推察されます。その場合、参加資格審査の結果通知が12/26を予定と記載されているため、現場確認が可能になるのは令和5年に入ってからになりますが、より良い提案を行うため、現場確認は参加資格審査前においても、都度実施していただけないでしょうか。	現場確認については募集要項のとおり、参加資格審査結果通知後を想定しております。
募集要項	80	13	第3	5	(11)			技術対話の実施	技術対話の結果については議事録が残され、契約図書の一部として扱われるのかご教示ください。	技術対話については、双方の認識の確認のため、議事録の作成は予定しておりますが、契約図書の一部としての扱いとはなりません。
募集要項	81	13	第3	5	(11)			技術対話の実施について	この「技術対話の実施」とは、必要に応じて複数回実施していただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細につきましては参加資格申請後代表企業に対してお知らせをする予定です。
募集要項	82	13	第3	5	(11)			技術対話の実施について	応募企業の出席者は、配置予定技術者と異なる者が対応してもよろしいでしょうか。	問題ございません。
募集要項	83	13	第3	5	(11)			募集等のスケジュール	技術対話の実施とありますが、対話は複数回実施予定という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細につきましては参加資格申請後代表企業に対してお知らせをする予定です。
募集要項	84	13	第3	5	(11)			技術対話の実施について	技術対話において応募者は提案を説明する資料を技術対話当日に提出、若しくは事前提出することは可能でしょうか。また、持ち込む資料について、プロジェクターなどを使って応募者が説明することは可能でしょうか。	当日の資料などにつきましては事前に提出していただくことを予定しております。当該資料について事業者から説明を行うことは可能です。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
募集要項	85	15	第4	1	(1)			リスク分担	「担当企業」はいわゆるJVの共同責任を負うと解釈されますが、この理解通りでしょうか。また理解通りであれば本邦PFIにおけるSPCの責任範囲に出資者以外を求めるといふPFIの趣旨から外れてSPCを設立する意味がないと考えられますが、どうお考えでしょうか。	基本協定書（案）について担当企業について、締結当事者に含めている理由としては、SPCへの出資の有無を問わず提案書の内容を履行する当事者として事業契約の締結に向けた責任を追うものと考えためです。ご指摘の「SPCの責任範囲」というものが不明確ですが、業契約における責任範囲と考えると、事業契約についての契約当事者はあくまでSPCであるものと考えます。
募集要項	86	15	第4	1	(2)			リスク分担	リスク分担を項目ごとに整理した一覧表（リスク分担表）は、事業契約書（案）に添付されないのでしょうか。	実施方針公表時に示させていただいたリスク分担表及びその後の質問内容を基に、事業契約書（案）の各条項について記載をしております。詳細につきましては、各条項を参照ください。
募集要項	87	16	第5	1	(1)			その他特定事業の実施に関し必要な事項	情報公開条例に基づいたとしても、提出された提案書類は公表されることはないという理解でよろしいでしょうか。	提案書については、情報公開の対象となります。公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。
募集要項	88	16	第5	1	(1)			その他特定事業の実施に関し必要な事項	優先交渉権者の提案書類の著作権は事業者にあるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項10頁（5）（ア）に記載のとおりです。
募集要項	89	16	第5	2				募集要項等に関する問い合わせについて	募集要項等に関する問い合わせ先の記載がありますが、本質問書とは別でも適宜質問についてご回答いただけるという理解でよろしいでしょうか。また質問回答は、公開されるという理解でよろしいでしょうか。	ご不明点などにつきましては問い合わせ窓口までいただければと考えておりますが、募集要項等に関する質問回答につきましては、他社との公平性の観点から一斉での回答となります。更なる問い合わせや質問などがございましたら技術対話の中でも質問回答について実施する予定であるため、そちらの機会にてをご質問ください。
基本協定書（案）	1	1	前文					定義	「担当企業」の定義は募集要項では「SPCへの出資の有無にかかわらず、「（3）応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業の各業務を実施する者の資格要件」の資格要件を満たすものとして提案書に記載されている者」とされています。前文に記載するのはSPCに出資を予定する者がコンソーシアム構成員、SPCに出資を予定しない者が担当企業という分けになるのでしょうか。	募集要項における定義については、募集要項No. 22をご参照ください。基本協定書締結時における記載については、コンソーシアム構成員である担当企業は「コンソーシアム構成員」として記載されますので、「担当企業」についてはコンソーシアム構成員ではない担当企業が「担当企業」として記載されます。
基本協定書（案）	2	1	第3条			第2項		基本的合意	「その裁量により」とありますが、裁量権による判断は、合理的な理由に基づき合理的な判断になると理解してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
基本協定書（案）	3	1	第3条			第3項		基本的合意	市も構成企業の準備行為にご協力いただけますでしょうか。	具体的に協力を要される準備行為などがございましたら選定後若しくは技術対話などの際にご要望いただければと考えます。可能な範囲で協力をしたいと考えます。
基本協定書（案）	4	1						基本協定の協定当事者	担当企業が協定当事者に含まれていますが、別紙1では出資を行わない者とされています。後の事業契約の当事者となるSPCに出資しないものが協定当事者になる理由をご教示願います。	基本協定書（案）について担当企業について、締結当事者に含めている理由としては、SPCへの出資の有無を問わず提案書の内容を履行する当事者として事業契約の締結に向けた責任を負うものと考えためです。
基本協定書（案）	5	2	第4条			1項		本協定の有効期間	「本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約終了日までとする。」とありますが、事業契約終了日（事業契約終了日は15年後との理解）は事業契約締結日との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	基本協定書は、事業期間全体の基本的な協定であり、終期は事業契約終了日までです。
基本協定書（案）	6	2	第4条					本協定の有効期間	本協定の有効期間の終了に関わらず、第14条の秘密保持は存続するようになっております。本事業が終了し、秘密保持がなくなった場合には、事業者側の責任で適切に処分してよいという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
基本協定書（案）	7	2	第5条			2項		事業契約の締結	第5条第2項は、市の義務を定めた条文になっていますが、内容としては構成企業の義務のように見えます。冒頭の「本市は～」は「構成企業は～」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘をふまえ、該当箇所を修正します。
基本協定書（案）	8	2	第6条			第1項	第(3)号	構成企業の役割等	「これらに代わる覚書等」とは具体的にどのような内容を有する覚書等を想定していらっしゃるのでしょうか。	表題に拘わらず、業務委託契約等の必要事項が記載された覚書や、委託者のは委託者が作成し受託者の受託意思が表明されている発注書兼同意書等を想定しています。
基本協定書（案）	9	3	第7条				(2)	本店所在地	事業者の本店所在地は大津市内とするとありますが、水道施設（例：柳が崎浄水場や真野浄水場など）に本店を設置することは可能でしょうか。	本店を水道施設とすることも可能です。具体的な内容につきましては提案書等にてお示しください。
基本協定書（案）	10	4	第8条			3		株式への質権設定	事業者が資金調達を金融機関から行う場合で、金融機関から求められた場合には貴市は合理的な理由なく株式への担保権の設定に合意いただけるという理解でよろしいでしょうか。	株式への担保権の設定を行うことが資金調達上必要であるということであれば、合理的な理由になるものと考えます。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
基本協定書（案）	11	4	第8条、第9条					事業者の出資者	「構成企業は」とありますが、出資義務を負うのはコンソーシアム構成員だと理解しておりますので、担当企業を除外していただけますでしょうか。	基本協定書（案）No. 4の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	12	5	第10条					事業契約の解除又は不成立	指名停止事項の中には、他の自治体の事由や不慮の事故等不可避免的な事象など幅広い事象が規定されています。代表企業以外は、この点についてご配慮いただけないでしょうか。	当該発生事由を踏まえまして、担当企業の変更等必要な措置について協議させていただきます。
基本協定書（案）	13	5	第10条					事業契約の解除又は不成立	我々構成企業各社は日頃からコンプライアンス活動に努めておりますが、指名停止事項の中には、他の自治体の事由や不慮の事故等不可避免的な事象など幅広い事象が規定されています。代表企業でない場合（そのような広範な事象が規定されているため、他の案件では代表企業に限定しているケースもございます）には、その点ご考慮頂けると幸いです。	基本協定書（案）No. 12の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	14	5	第10条					事業契約の解除又は不成立	「参加資格要件を欠くことになった場合、同事業契約を締結しないことができる。」とありますが、参加資格を欠く場合の中に市から指名停止処分を受けていないこと。とあります。我々民間企業は常日頃から指名停止処分を受けることの無いようコンプライアンス厳守に努めておりますが、まれに不可避な事故等により処分を受ける時もございます。指名停止処分には曖昧な文章もあり、受ける側では処分されるかどうか分からないケースもあります。不可抗力による曖昧なケースの場合、寛大な処置をお願いいたします。	基本協定書（案）No. 12の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	15	5	第10条					事業契約の解除又は不成立	我々構成企業各社は、日頃からコンプライアンス活動に努めておりますが、指名停止事項の中には、他の自治体の事由や不慮の事故等不可避免的な事象など幅広い事象が規定されています。代表企業でない場合（そのような広範な事象が規定されているため、他の案件では代表企業に限定しているケースもございます）には、その点をご考慮いただけますと幸いです。	基本協定書（案）No. 12の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	16	5	第10条					事業契約の解除又は不成立	「・・・締結しないことができる。」とありますが、参加資格要件を欠く理由がコンプライアンス上の問題でない場合は、条件次第で事業契約を締結するという理解でよろしいでしょうか。またその場合の違約金の請求については、別途規定していただけないでしょうか。	基本協定書（案）No. 12の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	17	6	第11条	1, 2				違約金等	「事業契約の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができる」とありますが、仮に予定価格を契約金額とした場合、違約金は約32億円と高額となるため、本事業への応募を断念せざるを得ない可能性があります。契約金額の10分の1に相当する額を違約金とする根拠をご教示いただけないでしょうか。	ご質問を踏まえ、本事業の事業規模、再選定に要する費用などを考慮し基本協定書（案）第11条第2項に関する金額については、契約金額の1000分の5に修正を行います。詳しくは、修正後の基本協定書（案）を参照ください。
基本協定書（案）	18	6	第11条	1, 2				違約金等	「事業契約の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができる」とありますが、請求にあたっては事業者による構成企業の代替先の選定といった対策を実施したかどうかや貴市に損害が生じるかどうかも考慮されるのでしょうか。	基本協定書（案）No. 17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	19	6	第11条	1, 2				違約金等	違約金の請求に該当する項目は、本事業に関するものを前提として、第10条第2項のみにしていただけないでしょうか。	基本協定書（案）No. 17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	20	6	第11条			1		違約金等	第11条第1項の違約金額、契約金額の10分の1（予定価格を元とすると約32億円）は高額すぎるため、これでは本件への応募を躊躇してしまいます。「1000分の1」に金額を下げてくださいでしょうか。	基本協定書（案）No. 17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	21	6	第11条			2		違約金等	前条第1項は理解できますが、第2項はリスクが大きすぎると考えます。対象事由をコンプライアンス違反に限定して頂けませんか？	基本協定書（案）No. 17の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
基本協定書（案）	22	6	第11条			2		違約金等	<p>第11条第2項の違約金額、契約金額の10分の1（予定価格を元とすると約32億円）は高額すぎるため、これでは本件への応募を躊躇してしまいます。金額を下げるか、該当条件を狭めるかしていただけますでしょうか。</p> <p>第1項が、独占禁止法や刑法、暴力団排除の各種法令に違反した事を対象としているのに対し、第2項は貴市の指名停止なども含む、締結に至らない理由を全て含んでおり、該当してしまう可能性が第1項に比較して高いかと存じます。</p> <p>金額を「1000分の1」とし、条件も「いずれかの構成企業の責めに帰すべき事由」ではなく「いずれかの構成企業の故意又は重過失」に変更頂けませんか。</p>	基本協定書（案）No.17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	23	6	第11条			4		違約金等	<p>第11条の第1項、第2項共に、「構成企業に対して」違約金を請求できる。としており、貴市としては、当該違反した構成員に対し請求できる建付けは担保されているため、第4項は削除いただけますでしょうか。</p> <p>本項はコンソーシアム構成員に対し、加重の負担を求めるものであり、本項を理由に参加を見送る企業も想定されます。優れたコンソーシアムを組成する上での阻害要因となります。削除をお願い致します。</p>	基本協定書（案）No.17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	24	6	第11条			2		違約金等	<p>基本協定書（案）第10条第2項各号又は第3項各号を除く場合については、違約金額の負担割合を下げただけではないでしょうか。他案件では、1000分の5という事例がございます。</p> <p>内閣府が公表する「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」のP111に、違約金額が過大な場合には資金調達費用が高まり、契約金額に転嫁されうると記載されます。この内容は、本事業及び本事業に応募する事業者に対しても同じことが言えると考えられます。</p> <p>その場合、当該費用によって予定価格以下での応札が難しくなる場合も想定され、結果として本事業への参画者を制限することとなり、価格競争性の担保はもとより、貴局がより優れた技術提案を受けることが難しくなります。また、違約金額が過大になると会社規模が大きい地元企業等が本案件に参画することが難しくなると思います。</p> <p>他案件の事例も念頭に、違約金額の負担割合を下げただけのよう、ご配慮お願い致します。</p>	基本協定書（案）No.17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	25	6	第11条			2		違約金等	<p>構成企業に対し、事業契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができる、とあります。</p> <p>事故等による貴市からの指名停止など予測できないリスクがあります。また構成企業によっては受託金額を上回る違約金額となってしまいます。</p> <p>本項については違約金の率など大幅な見直しをお願いできますでしょうか。</p>	基本協定書（案）No.17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	26	6	第11条			2		違約金等	<p>本文には、「契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができるものとする。」と記載されていますが、今回の場合30億円程度となり、コンソーシアム構成員の中には、受注金額をはるかに上回り大きなリスクとなります。我々民間企業は常日頃から指名停止処分を受けることの無いようコンプライアンス厳守に努めておりますが、まれに不可避な事故等により処分を受ける事象もあるため、どうか今回の違約金の率を見直していただけるようご検討お願いいたします。</p>	基本協定書（案）No.17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	27	6	第11条			2		違約金等	<p>「事業契約の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができる」とあり、事業契約金額の10分の1は約30億円程度の違約金と想定します。</p> <p>各企業は法令順守の基、十分対策を行っておりますが、避けられない事象の場合においても、違約金の請求事由となるのでしょうか。また弁明の機会はあるのでしょうか。</p>	基本協定書（案）No.17の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
基本協定書（案）	28	6	第11条			2		違約金等	事業契約金額の10分の1は約30億円程度の違約金と想定できますが、コンソーシアム構成員の中には受託金額を上回る可能性のある受託企業もあり違約金としては高額です。 違約金額の率の低減あるいは、本項の削除をお願いします。	基本協定書（案）No. 17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	29	6	第11条			2		違約金等	事業契約締結前の違約金として、契約金額の10分の1の金額が設定されております。これは、一般的な他の自治体案件（例：愛知県岡崎市男川浄水場：0.5%。四国中央市中田井浄水場：記載（当該違約金規定）なし）などと比較すると極端に高額な設定となっております。 また、この違約金が発生する契約不成立の対象として指名停止措置があります。指名停止基準には不慮の労災事故などの項目もあり、コンソーシアム構成企業はもちろん、協力企業である地元企業に対しても大きな経営リスクとなります。 上記の観点から、違約金の率の見直しを希望いたします。違約金の率の見直しは、契約の公平性の観点から、他の自治体案件と同等であるべきと考えております。 尚、本項の違約金の率の見直しが正式（公表される文書等）に確認できない場合、参加資格申請の提出が出来ません。 早急なご回答をお願いいたします。	基本協定書（案）No. 17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	30	6	第11条			2		違約金等	本項において違約金が規定されている一方、事業契約書（案）第88条においても違約金が規定されております。本項の違約金も事業契約書と同等に、サービス対価別に修正していただけないでしょうか。	基本協定書（案）No. 17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	31	6	第11条			4		違約金等	「構成企業は、（中略）、共同連帯して支払わなければならない。」と記載ありますが、共同連帯負担は事業者への過度な負担となるため、「帰責者負担」への変更をお願い致します。	基本協定書（案）No. 4の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	32	6	第11条					違約金等	本協定は基本的には事業契約締結までの基本的な規定と理解しております。 本条文においては、契約締結前後について記載されていますが、契約締結前に関する欠格事項のみ該当するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、基本協定書（案）については、事業契約締結によって当然に終了するものではありません。後段の第11条第2項につきましては、ご理解のとおりとなります。
基本協定書（案）	33	6	第11条					違約金等	本項において違約金が規定されている一方、事業契約書（案）第88条においても違約金が規定されておりますが、本項の違約金の金額は事業契約（案）の違約金の金額より大きいと想定され、事業契約との整合性が合わないものとなっております。事業契約締結後は、事業契約の違約金の定めに従うよう、条文を修正をお願いします。	基本協定書（案）No. 17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	34	6	第11条			2		違約金等	本事業の契約瑕疵に関する違約金について、「事業契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができる」と記載されており、約30億円となるものと理解しております。本条文の適用事由に関し、①企業の業種によっては避けられない事由もあること ②担当業務が少ないコンソーシアム構成員の場合に違約金額が受託金額を上回ることもあるかと存じます。 上記を鑑み、本項の削除もしくは、違約金の率を再考して頂けないでしょうか。 当該回答の内容によっては、参加可否に大きな影響を及ぼすことが想定されます。しかしながら、質問回答予定日【12/13（火）】から参加表明書の提出期限【12/16（金）】まで3日しかなく、十分な検討ができない可能性があるかと思慮します。そのため、本回答については、回答予定日より前倒し又は随時回答として頂けないでしょうか。 ご検討のほどよろしくお願いいたします。	前段につきましては、基本協定書（案）No. 17の回答をご参照ください。後段につきましては、質問への回答後、参加資格申請に関するスケジュールについて修正します。
基本協定書（案）	35	6	第11条			2		違約金等	「前項の場合を除き・・・」とありますが、これは具体的には第10条1項に「募集要項等において定められた参加資格要件を欠くこととなった場合・・・」に該当することを指しているという理解でよろしいでしょうか。 その場合、募集要項P7第3の2の「本事業への参加資格要件」の全ての項目が該当するものと考えてよろしいでしょうか。	前項の場合とは基本協定書（案）第11条第1項のこととなります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
基本協定書（案）	36	6	第11条			2		違約金等	基本協定書(案)第11条第2項に「・・・事業契約の10分の1に相当する額を違約金として・・・」とありますが、他事業体の同様の事業においても同様の記載があるものや、違約金自体が設定されていない事例もしくは違約金額が1000分の5のように10分の1に比べて少額である事例もあります。しかしながら、本事業は事業規模及び公表されている見積上限価格を鑑みると違約金額は相当の金額になるものと想定され、また同項に該当する事象は、事業者がいくら注意を払ったとしても起こりえます。そのため本内容については、応募者にとって参加資格審査申請の判断、又は応札の判断に多大な影響があり、本事業への取り組みを断念せざる負えないケースも十分に考えられますので、記載内容（違約金額は契約金額の0.5%もしくは同項の削除等）の変更のご検討をお願いいたします。	基本協定書（案）No. 17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	37	6	第11条			2		違約金等	基本協定書（案）第11条第2項について、以下の観点から「違約金が適用される事例」及び「違約金の額」について、記載内容（違約金額は契約金額の0.5%もしくは同項の削除等）の再考をお願いしたくご検討をお願いいたします。また質問回答から参加資格審査申請の受付期限まで3日間と期間が非常に短く、応募者が検討する時間がありません。可能であれば、質問回答予定日である令和4年12月13日よりも前にご回答をいただきたくお願いいたします。内閣府PPP/PFI推進室発行の「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー」における違約金の記載内容は、「建設工事費相当の額の100分の10」や「維持・管理費及び運営費の相当の対価の100分の10」等の記載があり、加えて「施設の完工前」や「施設の完工後」等の記載もあり、事業の着工後において、選定事業者の帰責事由による解除時におけるものとの認識です。よって、本事業における基本協定書の記載内容に、基本協定書締結後から事業契約締結までの期間において適用すべきものではないと思慮します。	基本協定書（案）No. 17の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	38	6	第11条					違約金等	指名停止事項の中には、他の自治体の事由や不慮の事故等不可避的な事象など幅広い事象が規定されており、本件とは関連がないものも含まれております。そのような事象について違約金規定を課すことはペナルティとして合理的な範囲を超えているものと思っておりますので、削除いただきたくお願いいたします。	基本協定書（案）No. 12の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	39	6	第12条					事業契約不調の場合の処理	事業契約に関する議会の議決が得られなかった場合等、市の責めに帰すべき事由により事業契約が締結できない場合、構成企業は市に対し損害賠償請求できることを基本契約書に明記して下さい。もし損害賠償請求権を予め放棄させる場合には、その理由をご教示下さい。	原文のとおりとさせていただきます。なお、損害賠償請求権を予め放棄させる条項については規定はしておりません。
基本協定書（案）	40	6	第12条					事業契約不調の場合の処理	①事業契約に関する議会の議決が得られなかった場合は、市の責めに帰すべき事由により事業契約が締結できない場合に含まれると理解してもよろしいでしょうか。②（①の場合を含め）市の責めに帰すべき事由に基づき事業契約締結に至らなかった場合、構成企業は、市に対し、損害賠償請求ができることをご確認いただくとともに、基本協定上も明記して下さい。もし認められない場合（構成企業の損害賠償請求権を予め放棄させる場合）には、その合理的な理由をご教示下さい。	基本協定書（案）No. 39の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	41	6	第12条					事業契約不調の場合の処理	①事業契約に関する議会の議決が得られなかった場合は、市の責めに帰すべき事由により事業契約が締結できない場合に含まれると理解してもよろしいでしょうか。②（①の場合を含め）市の責めに帰すべき事由に基づき事業契約締結に至らなかった場合、構成企業は、市に対し、損害賠償請求ができることをご確認いただくとともに、基本協定上も明記して下さい。もし認められない場合（構成企業の損害賠償請求権を予め放棄させる場合）には、その合理的な理由をご教示ください。	基本協定書（案）No. 39の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
基本協定書（案）	42	6	第12条					事業契約不調の場合の処理	事業契約に関する議会の議決が得られなかった場合は、市の責めに帰すべき事由により事業契約が締結できない場合に含まれるということによろしいでしょうか。また、市の責めに帰すべき事由に基づき事業契約締結に至らなかった場合、構成企業は、市に対し、損害賠償請求ができることをご確認いただくとともに、基本協定上も明記下さいますようお願いいたします。構成企業の損害賠償請求権を予め放棄させる場合には、その理由をご教示下さい。	基本協定書（案）No. 39の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	43	6	第12条					事業契約不調の場合の処理	貴市の帰責事由により事業契約締結に至らなかった場合、構成企業は貴市に対し、損害賠償請求が可能であることを認めていただき基本協定書にも明記していただけますでしょうか。もし認められない場合は、その合理的な理由をご教示いただけますでしょうか。	基本協定書（案）No. 39の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	44	6	第12条					事業契約不調の場合の処理	「本市及び構成企業は・・・支出した費用は各自の負担とし・・・」とありますが、例えば、貴市の帰責事由（議会の承認が得られない場合等）により事業契約締結に至らなかった場合は、事業者は、貴市に対して違約金又は損害賠償金を請求できるものと考えてよろしいでしょうか。	基本協定書（案）No. 39の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	45	6	第14条					秘密保持義務及び個人情報の取扱い	「本事業に係る業務を事業者以外の第三者に委託する場合」とありますが、どのような場合を想定しているのでしょうか。	本事業に係る業務について、再度事業者を選定する場合等を想定しています。
基本協定書（案）	46	6	第14条					秘密保持情報	秘密情報の定義をご教示ください。	相手方が秘密情報である旨を告げて開示する情報及び、内容、開示された状況等から合理的に秘密情報に当たると判断すべき情報をいいます。
基本協定書（案）	47	10	別紙1					別紙1 用語の定義 13	「13. 「担当企業」とは、構成企業のうち、事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、事業者から、更新改良業務又は運転維持管理業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。」と定義されていますが、募集要項7ページ第3、2（1）（オ）には、「SPCへの出資の有無にかかわらず、・・・」とあります。これを踏まえ、以下の理解でよろしいか。ご教示ください。 ・「担当企業」とは、構成企業のうち、SPCへの出資を行わない者かつ各業務の資格要件を満たす者で、本事業の実施に際して、事業者から、更新改良業務又は運転維持管理業務を請負又は受託することを予定している者。 ・「構成員」とは、構成企業のうち、SPCに出資する者で、本事業の実施に際して、事業者から、更新改良業務又は運転維持管理業務を請負又は受託することを予定している者。	本市において審査上、SPCへの出資を行うコンソーシアム構成員である担当企業とSPCへの出資を行わない担当企業のいずれも、設計、建設、運転維持管理のいずれかの業務を担当する「担当企業」として把握する必要があるため、募集要項においては両社が含まれるものとして「担当企業」を定義しています。一方、基本協定書においては、前者はコンソーシアム構成員として整理されますので、後者を担当企業として記載しています。
基本協定書（案）	48	10	別紙1					別紙1 用語の定義 16	別紙1用語の定義の「16.」に「「募集要項等」とは、・・・及び募集要項と一体の資料として本市が公表したその他の添付資料（その後の変更を含む。ただし、基本協定書（案）及び事業契約書（案）を除く。）並びにこれらに係る質問回答書をいう。」とあります。読み方によっては、募集要項等に基本協定書（案）と事業契約書（案）が含まれないとも読み取れます。募集要項p1の第1では、「募集要項と次に掲げる別添資料を合わせ「募集要項等」とする」とあり、基本協定書（案）と事業契約書（案）が含まれています。募集要項等には、基本協定書（案）及び事業契約書（案）が含まれる、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	「基本協定書（案）」と「事業契約書（案）」はあくまで案文であるため、基本協定書における「募集要項等」の定義からは除外しています。ただし、質問回答書については、「基本協定書（案）」及び「事業契約書（案）」に係るものを含みます。
基本協定書（案）	49	10	別紙1					用語の定義 13 担当企業の定義	担当企業については公告と募集要項にて「SPCへの出資の有無にかかわらず」とお示しされていますが、別紙1では「事業者への出資を行わない者と示されています。どちらが正でしょうか。	基本協定書（案）No. 47の回答をご参照ください。
基本協定書（案）	50	13	別紙3					別紙3業務委託・請負企業一覧	この一覧に記載する企業は基本協定締結時点で想定している企業との理解でよろしいでしょうか。一般的に委託や請負をする際は事業者が確定してからの相手先企業との契約交渉となるため、交渉段階で何らかの事情により相手先を変えたり増加減することが想定されます。過度な拘束が無いようにご配慮願います。	別紙3に記載いただく構成企業については、基本協定書（案）1頁の頭書きで定義されているとおり、代表企業、コンソーシアム構成員及び担当企業です。これらの企業については協定書締結段階で確定しているものと想定しております。
事業契約書（案）	1	1	第1		第4条	1		事業費内訳書及び全体事業工程表	「事業費内訳書」及び「全体事業工程表」について、定まった書式がございましたら開示いただけますでしょうか。	特段、様式の設定はございません。事業提案書に記載の内容を基に作成することを想定しております。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
事業契約書(案)	2	2	第1		第5条	2	(2)	契約の保証	運転維持管理期間中における保証の額は「当該年度」のサービス対価B、サービス対価C及びサービス対価Dの支払予定額の合計相当額の100分の5以上となっております。運転維持管理期間中の保証は、年度毎に更新すれば良いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。具体的な保険の設定・加入方法については事業者の提案により決定します。
事業契約書(案)	3	2	第1		第5条	2項	(2)	契約保証 運転維持管理期間中	各年度(一年間)のサービス対価B、C、Dの合計額の100分の5以上を保証額として履行保証保険契約を締結し、保険証券を提出すればよろしいでしょうか。履行保証保険の契約に当たっては、保証期間を1年間として、保証期間が切れないように、年度毎に契約し、年度毎に保険証券を提出すればよろしいでしょうか。このようにすることで、保証にかかる費用を低減し、契約額を抑制することにつながります。	事業契約書(案)No.2の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	4	2	第1		第5条			契約の保証	履行保証保険契約について、履行保証保険契約を選択した場合、保険会社は今回の様な長期間(15年)一括の保険引受けはできないので、数年もしくは1年単位で付保することになることをご了承ください。 なお、毎年契約総額を対象に保険をかけ続けると保険料がかなりの額になります。よって、毎年当該年の運転管理業務分(ほぼ契約総額の1/15)を1年ずつかけた方が受注者・発注者双方とも費用削減になりますので、当該運用をお認め頂けないでしょうか。	事業契約書(案)No.2の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	5	2	第1		第5条	1	(4)	契約の保証	履行保証保険の締結については、長期契約あるいは単年ごとの契約、いずれかを選択することは可能でしょうか。	事業契約書(案)No.2の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	6	2	第1		第5条	1	(4)	契約の保証	履行保証保険の締結については、長期契約とすると莫大な保険料となるため、1年ごとの付保とすることをお認め願います。1年ごとではない場合、保険料が増大するため、事業コストとしても増大してしまうことが懸念されます。	事業契約書(案)No.2の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	7	2	第1		第5条	5		契約の保証	運転維持管理補償基準額は、每期変動するため、保証金の納付で行う場合、每期、前期との差額を納付もしくは返還頂くとの理解で宜しいでしょうか。 運転維持管理補償基準額は、サービス対価B、C、Dの支払予定額を元にしており、特にサービス対価C、Dは修繕費であり、毎年度金額が変動するはずかと存じます。	第5条5項の請求が行われた場合には返還を行います。
事業契約書(案)	8	3	第1		第6条	4		許認可及び届出等	市が事業者が発生した損害を合理的な範囲で賠償するとありますが、その損害には、ブレイクファンディング費用を含む合理的な金融費用も含まれるものと理解してもよろしいでしょうか。	遅延により直ちにブレイクファンディングコストが発生することは想定されませんが、遅延により生じた損害のうち合理的な範囲の損害について賠償の対象となります。
事業契約書(案)	9	3	第1		第6条	4		許認可及び届出	貴市が負う賠償責任については、第6条4項、第20条4項、第29条2項、第30条3項、第45条第1号「合理的な」損害とありますが、事業者側が負う損害賠償には単なる損害又は「全て事業者が負担する」と違いが設けられております。 この表記の違いに関して、法的な効果に違いを設ける意図はございますでしょうか。 また「合理的な」損害の意味は、民法第416条に従って解釈されるとの理解でよろしいでしょうか。 契約書の冒頭に「各々対等な立場」、「公正な契約」とあるとおり、双方の損害については法令に従い、合理的な範囲で賠償責任を負うべきと考えます。	事業者側からの請求の際には、多様な損害項目が考えうるため当該文言を置いております。ただし、文言の違いについては、事業者に債務不履行責任を超える責任を負わせるものでも、本市に認められる債務不履行責任を減免させる趣旨のものでもありません。
事業契約書(案)	10	3	第1		第7条			記載・交付金申請への協力	「事業者は、本市による本事業に係る起債及び交付金の申請について、書類作成等への協力を行うものとする。」と記載がありますが、現時点で予定している起債及び交付金申請をご教示ください	起債については、各配水池の耐震化や管路の更新等を想定しています。また、交付金申請については予定している事業は現時点ではありませんが、必要が生じた場合に協力を頂きます。
事業契約書(案)	11	3	第1		第7条	2		起債・交付金申請への協力	第2項の文頭に「本市が協力を要請したにも関わらず、」を挿入いただけますでしょうか。 事業者側では、本市の記載及び交付金申請に精通している訳ではないため、貴市の具体的な協力要請なくして、書類の作成を遅延せずに行う事ができるとは言えず、にもかかわらず、遅延の場合に賠償を求められるのは、受け入れ難いため、上記の挿入をお願いいたします。	第2項については、本市が協力要請することを前提としています。
事業契約書(案)	12	3	第1		第7条	2		起債・交付金申請への協力	事業者が市に対して損害を賠償する場合の損害は、相当因果関係内の損害であることをご確認いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
事業契約書(案)	13	3	第1		第7条	2		起債・交付金申請への協力	事業者が、貴市による本事業に係る起債及び交付金の申請について、書類作成等へ協力することは当然のことと理解しますが、協力の結果に対して損害賠償を求めることは、「協力」ではなく「義務」に等しいと考えます。「協力」であれば、第2項の削除をご検討ください。	事業契約書(案)No. 11の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	14	3	第1		第7条	2		起債・交付金申請への協力	第2項に「事業者の責に帰すべき事由により、事業者が前項の規定に従い作成又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、事業者は、本市に対し、当該遅延により本市に生じた損害（当該遅延から生じる増加費用を含む。以下、本条において同じ。）を賠償するものとする。」とありますが、「事業者の責に帰すべき事由」では解釈が広すぎ、協力の結果に対する事業者のリスクが過大と考えます。「事業者の故意又は重大な過失により」に限定していただけないでしょうか。ご検討願います。	事業契約書(案)No. 11の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	15	3	第1		第8条	1		契約の構成及び優先関係	貴市からの質問回答も本契約の一部を構成するとの理解でよろしいでしょうか。また、一部を構成する際の優先関係についてもご教示願います。	事業契約書についての質問回答書については、事業契約に含まれます。同質問回答書については、事業契約の一部であるため一般的な優先関係はなく、矛盾等がある場合はそれぞれの趣旨から適用関係が解釈されます。
事業契約書(案)	16	3	第1		第8条	2		契約の構成及び優先関係	「本契約、要求水準書、その他募集要項等、事業提案書の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。」とありますが、質問回答では各契約書における追記・修正の表記も含まれますので、質問回答書を最優先としていただきたくお願いいたします。	質問回答書は各書面の一部であり、優先順位については各書面の優先関係に従います。
事業契約書(案)	17	4	第1		第10条	2		市が実施する業務と調整等	協力及び便宜の内容次第で全額事業者の負担とするのではなく、協議できる建付けとして頂けないでしょうか。	例えば追加的な人員の配置や工事日程の大幅な修正などが必要となる場合については協議を行うものと想定しています。
事業契約書(案)	18	4	第1		第10条	1		市が実施する業務との調整等	市が実施する本条に該当する業務として現在想定されている業務、関連工事は、具体的にどのような業務、関連工事でしょうか。	本事業の対象ではない、当該施設の改修・更新工事や一定金額以上の修繕工事の実施などを想定しています。
事業契約書(案)	19	4	第1		第10条	1		市が実施する業務との調整等	「他本市の実施する業務に対して協力し、便宜を提供」について具体的にどのような内容が想定されるかご教示いただけますでしょうか。	事業契約書(案)No. 18の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	20	4	第1		第10条	2		市が実施する業務との調整等	貴市の責任及び費用において行われる業務ですので、協力及び便宜の提供に要する費用は、貴市のご負担もしくは協議のうえ決定するとしていただけますでしょうか？	本事業の実施とも密接に関わる業務であるとともに、統括代理人等とのスケジュール調整などを想定しており、現行のままとさせていただきます。
事業契約書(案)	21	4	第1		第10条	2		市が実施する業務との調整等	事業者が負担する費用は、スケジュール調整等要する人件費等の軽微範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	22	4	第1		第10条	2		市が実施する業務との調整等	「前項の協力及び便宜の提供に要する費用は、事業者の負担とする」とのことですが、ここの費用には貴市の費用は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	含まれません。
事業契約書(案)	23	4	第1		第10条	1		市が実施する業務との調整等	その他本市が実施する業務に対して協力し、便宜を提供しなければならない。とありますが、具体的にどのような便宜を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	スケジュールや運転管理に関する調整などを想定しています。
事業契約書(案)	24	4	第1		第10条	2		市が実施する業務との調整等	協力及び便宜の提供による費用は、事業者の負担とする。とありますが、事業者が過度の協力、便宜と判断した際には貴市と協議できる、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業契約書(案)No. 17の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	25	4	第1		第10条	1		市が実施する業務との調整等	「スケジュールの調整その他本市の実施する業務に対して協力し、便宜を提供しなければならない」とありますが、協力及び便宜を提供とは、具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。協力及び便宜を提供することにより、追加工事等が発生する場合は、設計変更の対象と考えて良いでしょうか。	事業契約書(案)No. 20の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	26	4	第1		第11条	1		貸与品	第11条第1項に記載の図書類（完成図書含む）、機械器具、関係書類、工具、試験機器その他の備品・物品等の貸与は無償貸与であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	27	5	第1		第12条	3	1	契約書等の写しの提出義務	事業者が委託もしくは請け負わせる業務に関する契約書等の提出義務について、すべての業務で提出義務を課すと双方で管理コストがかかると思われます。一定程度の契約金額以上とするなどの緩和をお願い致します。	ご意見として承ります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
事業契約書(案)	28	5	第1		第12条			事業者の誓約事項等	会計監査人の設置は必須ではないとの理解ですがよろしいでしょうか。	必須ではありませんが、会社の規模・構成等により設置が義務付けられている場合には設置していただく必要があります。
事業契約書(案)	29	6	第1		第12条	3	1	事業者の誓約事項等	基本協定書においては「事業契約締結後速やかに」提出することになっておりますが、本条は、「(各契約)締結後速やかに」提出することになっており、どちらを遵守すべきかが不明確です。どちらかにあわせていただけますでしょうか。	基本協定書においては、事業契約締結後速やかに契約書等を締結するものとし、締結後速やかに写しを提出すると定めており、両者に矛盾等はないものと考えます。
事業契約書(案)	30	6	第1		第12条	3	(1)	事業者の誓約事項等	貴市に提出する委託契約書等は、委託内容が本事業の契約等に合致しているか確認するためであり、委託契約金額については不要との理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、本事業の契約内容・提案内容と合致しているかについて確認するためのものとなります。秘匿すべき事由が想定されないため、基本的には契約金額については開示していただくことを想定しています。
事業契約書(案)	31	6	第1		第12条	3	(1)	事業者の誓約事項等	貴市に提出する委託契約書等については、委託内容が本事業の契約や要求水準等に適合しているか確認するためであると認識しておりますが、この目的に該当しない金額については伏せて提出できるものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)No. 30の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	32	6	第1		第12条	3	(2)	事業者の誓約事項等	各事業年度の6月末日までに提出する予算の概要は、あくまで「概要」つまりは「概算」であり、2月末日に提出事業計画書が正規に見積もられた次年度事業収支計画となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。6月末日時点については次年度の予算策定に向けて必要なものです。
事業契約書(案)	33	6	第1		第12条	3	(2)	事業者の誓約事項等	「本市は、当該予算の概要及び事業計画書を公開することができる」とありますが、貴市が公開する場合は、事前に事業者の承諾を得たうえで公開するようにしていただけませんか。	本資料につきましては、各種予算策定やモニタリング上の資料として使用することを想定しています。ご指摘の点につきましては、営業秘密にかかわるものなどの注釈を頂ければ、事業契約書第112条の取り扱いに従い、事前の承諾が必要なものとなります。
事業契約書(案)	34	6	第1		第12条	3	(2)	事業者の誓約事項等	「本市は、当該計算書類等を公開することができる」とありますが、貴市が公開する場合は、事前に事業者の承諾を得たうえで公開するようにしていただけませんか。	事業契約書(案)No. 33の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	35	6	第1		第14条			総括代理人	総括代理人については、事業期間の途中での変更は認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	36	6	第1		第14条	3		秘密情報	協力会社等本事業に関係する者への秘密情報開示は本項第4号にあたるという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)に対する質問かと思われませんが、基本協定書14条に関する質問であれば、ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	37	7	第1		第16条	1項 2項		監督員	「本市は、本契約に関して監督員を置くことができる。」とありますが、監督員の選任は市の任意ということでしょうか。監督員の選任が任意で、監督員を選任しない場合、第16条第2項に定める権限は誰が行使するのでしょうか。	任意の規定ではありますが、選任を行う予定です。なお、選任をしない場合、第16条第2項の権限については、原則とおり本市が行使することになります。
事業契約書(案)	38	8	第1		第16条	第4項		監督員	「原則として」とありますが、例外はどのような場合か明記して下さい。	運用上書面を作成することが望ましくない場合が該当しますが、すべてを明記することは困難なため原文のとおりとします。
事業契約書(案)	39	8	第1		第17条	第2項		関係者協議会	①関係者協議会の開催頻度はどのくらいを想定されていますでしょうか。 ②事業者が実施する「協議会の運営に係る事柄」とは具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。	関係者協議会については、モニタリング会議の開催にあわせて実施することを想定しております。具体的な実施内容については、本市と事業者が協議して定めることとしていますが、例えば、事業契約における協議事項などの調整について本協議会で実施することを想定しています。
事業契約書(案)	40	8	第1		第17条	第2項		関係者協議会	「関係者協議会の協議事項、構成その他の事項に関する詳細」とありますが、どのようなものを想定しているのでしょうか。	事業契約書(案)No. 39の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	41	8	第1		第17条	第5項		関係者協議会	「関係者協議会における協議が調わなかった場合、本市が当該事項について最終的な決定を行うこととする」とありますが、貴市及び事業者の両者の合意が必要と考えるため、本項は削除していただけないでしょうか。	協議が整わない場合については、本協議会によって決定することが困難若しくは好ましくない場合などに協議を終了若しくは中断することを主に想定しております。具体的な業務内容の変更や業務の追加については事業契約書第107条をはじめ、他の条項によって処理されます。
事業契約書(案)	42	8	第2	1	第18条			本事業用地	本事業用地は、定義及び別紙3によると、土地であって施設が含まれていないという理解ですが、本事業は、一部解体が含まれているものの、基本的には(施設が存在することを前提とした)改良工事だと理解しています。にもかかわらず、施設が存在する用地の使用貸借権を事業者に渡すと規定されているのですが、使用貸借の範囲は用地の空き部分のみを指しているという理解でよろしいでしょうか。	本事業用地について、特に施設が存在する部分の土地を除外するものではありません。
事業契約書(案)	43	9	第2	1	第18条	7		本事業用地	「事業者は、本事業用地の近隣地(別途本市が使用許可の対象と定める土地をいう。)を、更新改良業務を遂行するにあたって使用する目的で、当該目的を限度として、本市の使用許可を受けてこれを使用することができる。」と記載されていますが、別途本市が仕様許可の対象と定める土地は、具体的にどの土地を示すのかご教示ください	該当の土地に関する情報については、募集要項等の参考資料として開示しております参考資料1をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
事業契約書(案)	44	9	第2	1	第18条	7		本事業用地	「事業者は、本事業用地の近隣地（別途本市が使用許可の対象と定める土地をいう。）を、更新改良業務を遂行するにあたって使用する目的で、当該目的を限度として、本市の使用許可を受けてこれを使用することができる。」とありますが、この「本事業用地の近隣地」について、別途貴市が使用許可の対象と定める土地については無償で使用させていただける理解でよろしいでしょうか。	該当の土地に関する情報については、募集要項等の参考資料として開示しております参考資料1をご参照ください。
事業契約書(案)	45	9	第2	1	第18条	7		本事業用地の近隣地	「本事業用地の近隣地（別途本市が使用許可の対象と定める土地をいう。）」とありますが、対象と定める近隣地の公表はいつごろを予定されていますでしょうか？	事業契約書(案)No. 43の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	46	9	第2	1	第19条			事前調査業務	「事前調査業務の不備、誤謬又は事業者が事前調査業務を行わなかったことから生ずる一切の責任及び費用は事業者が負担する。」とありますが、事業者が提案し事業者として選定された事前調査業務を実施したにも関わらず生じた追加費用については、変更契約の協議対象として頂けるという理解で宜しいでしょうか。	事前調査業務の結果、要求水準書等と異なる事実や瑕疵が存在した場合に関する取り扱いについては、事業契約書第19条第5項の規定に従って対応することとなります。
事業契約書(案)	47	10	第2	1	第19条	5		事前調査業務	「著しい損害」と記載されていますが、著しいという表現の定義をご教示下さい。	実施は可能であるものの、実施することで契約内容に照らし経済合理性の観点から合理性を欠くような損害が発生する場合をいいます。
事業契約書(案)	48	10	第2	1	第19条	5		事前調査業務	①「著しい」損害とはどのくらいの損害でしょうか。②2文目について、通知対象は、著しい損害が発生することが判明した場合で、3文目は、損害一般について合理的な損害を負担すると規定されているように読めるのですが、結局、募集要項等において明示されていない又は異なる瑕疵に基づき事業者が発生する損害（対応費を含む。）については、「著しい」損害でなくとも市が負担する（費用が減少する場合は、サービス対価Aを減額する）という理解でよろしいでしょうか。著しい損害でなくとも、本項のような場合は市が負担すべきリスクだと思われれます。③著しい損害以外は事業者負担にされる場合、なぜそのようなリスク分担になるのかご教示ください。	「著しい」の意味については、事業契約書(案)No. 47の回答をご参照ください。同項は、瑕疵により事業を予定どおり実施することが困難となる場合について規定するためのものであり、規定されている以外の瑕疵について賠償請求を排除する趣旨のものではありません。同項に規定される瑕疵以外については、第30条、第49条等に従って処理されます。
事業契約書(案)	49	10	第2	1	第19条	5		事前調査業務	著しい損害との「著しい」との限定は基準が曖昧であり、かつ、事業者に帰責事由のない事項でありそのような限定を設けることも不合理ですので、削除いただけますでしょうか。規定後半にて、合理的な範囲における損害を負担するとありますので、通知対象は、客観的に損害が生じる場合として頂きたたく存じます。	同項の趣旨については、事業契約書(案)No. 47及びNo48の回答のとおりであり、原文のままとします。なお、同項に定められる場合以外についても、他の条文で通知を要する旨定められている場合については通知を行ってください。
事業契約書(案)	50	10	第2	1	第19条	5		事前調査業務	著しい損害との「著しい」との限定は基準が曖昧であり、かつ、事業者に帰責事由のない事項でありそのような限定を設けることも不合理ですので、削除していただきたく存じます。規定後半にて、合理的な範囲における損害を負担するとありますので、通知対象は、客観的に損害が生じる場合としていただきたく存じます。	事業契約書(案)No. 49の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	51	10	第2	1	第19条	5		事前調査業務	著しい損害との「著しい」との限定は基準が曖昧であり、かつ、事業者に帰責事由のない事項でありそのような限定を設けることも不合理ですので、削除いただけますでしょうか。規定後半にて、合理的な範囲における損害を負担するとありますので、通知対象は、客観的に損害が生じる場合として頂きたたく存じます。	事業契約書(案)No. 49の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	52	10	第2	1	第19条	5		事前調査業務	著しい損害との「著しい」は基準が曖昧であるので、基準を明確にして頂くか、「著しい」を削除して頂けないでしょうか。	事業契約書(案)No. 49の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	53	10	第2	1	第20条	1		近隣対応	「現地見学会対応等」の「等」には何が含まれているのでしょうか。	近隣説明に必要となる内容、例えば、HP等における情報公開に必要となる資料・データ収集など近隣住民の了解を得るために必要となる業務の補助を想定しています。
事業契約書(案)	54	10	第2	1	第20条	5		近隣対応	「事業者は、本市の承諾を得ない限り、近隣対応の不調を理由として工事実施計画等を変更することはできない。この場合、本市は、事業者が更なる近隣対応の実施によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、工事実施計画等の変更を承諾する。」と記載ありますが、工事実施計画等の変更を行うことで、契約工期の変更が必要な場合には、変更契約の対象となるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
事業契約書(案)	55	10	第2	1	第20条	2		近隣対応	「工事実施計画等の内容について近隣住民の了解を得る」とありますが、どのようにして近隣住民の了解を得たと判断すれば良いでしょうか。本条第1項と同様「近隣住民の了解を得るよう努める」としていただけないでしょうか。	住民からの反対意見の有無や懸念点の有無などを基に判断されるものと考えます。いずれにしても、本件については工事実施に際して合理的に要求される範囲での対応を求めるものであるため、原文のままとさせていただきます。
事業契約書(案)	56	10	第2	1	第20条	5		近隣対応	「事業者は、本市の承諾を得ない限り、近隣対応の不調を理由として工事実施計画等を変更することはできない」とありますが、本契約(要求水準書等)を満たす内容であれば、工事実施計画等は変更できると考えて良いでしょうか。	事業者が更なる近隣対応の実施によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、かつ本契約(要求水準書、その他募集要項等及び事業提案書と一体の契約)を満たす前提であれば、工事実施計画等の変更を承諾します。
事業契約書(案)	57	10	第2		第20条	1		近隣対応	近隣の範囲とは具体時にどの程度(地区など)でしょうか。	各工事により影響を受ける地域となります。どの範囲に対しての説明が必要かについては、工事の方法等による場合がありますので、事業者の選定後に協議をさせていただきます。
事業契約書(案)	58	10	第2	1	第20条	5		近隣対応	了解が得られない理由が、第4項に規定しております「各更新改良施設の設置そのもの、要求水準書若しくはその他募集要項等において本市が特に設定した条件又は本市の要求に起因」する場合は、事業者にはコントロール不可のため、近隣住民の了解が得られない場合には事業実施計画等の変更を承諾いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の件につきましては、事業契約書第20条第4項に記載のとおり、「各更新改良施設の設置そのもの、要求水準書若しくはその他募集要項等において本市が特に設定した条件又は本市の要求に起因」する場合には本市が合理的な範囲で負担を行います。同条第5項に記載する事業実施計画等の変更については、それによって生じる影響などを勘案して決定することとなるため、起因する内容によって直ちに決定されるものではありません。
事業契約書(案)	59	11	第2	1	第21条			更新改良業務のマネジメント業務への協力	「更新改良期間中、本市が、更新改良業務に係るC M(Construction Management)方式によるマネジメント業務を第三者に委託した場合」とありますが、当該委託を予定しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	60	12	第2	2	第27条			設計業務の進捗状況の報告	「指摘すべき事項」とは、「要求水準書、その他募集要項等又は事業提案書に従っていない、又は本契約、要求水準書、その他募集要項等又は事業提案書に規定する水準又は仕様を満たさない事項」と考えて良いでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。
事業契約書(案)	61	13	第2	2	第29条	2		本市の請求による設計図書の変更	「当該変更により事業者が増加費用が生じたときは、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、本市が当該増加費用を合理的な範囲で負担する」とありますが、ここで言う増加費用とは設計業務に係るものに限らず、工事業務及び運転維持管理業務に係る増加費用も含まれる、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	62	13	第2	2	第29条			本市の請求による設計図書の変更	貴市の請求による設計図書の変更により、各更新改良施設に損害や契約不適合が生じた場合は、事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、貴市が責任を負担すると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	63	14	第2	1	第30条	3		事業者の請求による設計図書の変更	「現場確認の機会」とは、募集要項に記載されている入札段階で実施される施設見学会を意味していると理解してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	64	14	第2	2	第30条	2		事業者の請求による設計図書の変更	事業者が貴市の承諾を得て設計図書の変更を行う場合、「費用の減少が生じたときは協議によりサービス対価Aを減額」とあります。貴市から承諾を得て行うものであることを前提に、その必要性から変更を行うものであり、その場合に事業者が増加費用が発生したときには、当該増加費用について貴市がご負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。	同項による設計図書の変更は、基本的に変更前の費用内での変更を前提としており、増額費用が発生する場合には事業者にご負担いただく必要があります。
事業契約書(案)	65	15	第2	3	第33条	2		統括工事責任者・監理技術者の変更	「事業者は、本件各工事期間中、前項に基づき通知した統括工事責任者及び監理技術者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、本市の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。」とありますが、本事業は長期間に亘る事業であり、特に統括工事責任者に関しては従事期間が長くなることが予想されます。長期間に亘って従事する場合には同等の技術者を配属することでの変更を認めていただきますようご検討お願いいたします。	出向元への帰任(退職)や人事異動による配置換えについて必要となる場合には、同等の技術者の配置を前提として変更を認めるものと考えます。具体的には工事の進捗状況等によって判断されるものと考えますので、交代が必要となった際に、ご相談いただければと考えます。
事業契約書(案)	66	15	第2	3	第33条	1		統括工事責任者・監理技術者	本件各工事それぞれに工種ごとに監理技術者を1名設置するとありますが、監理技術者は本件各工事間で兼務可能との理解でよろしいでしょうか。	関係法令等に従ってご判断ください。詳細については技術対話時にご確認下さい。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
事業契約書(案)	67	16	第2	1	第34条	4		施工計画書等	「4 事業者は、本件各工事に着手しようとする場合には、あらかじめ本市に当該工事に係る工事着工届を提出しなければならない。」と記載されていますが、ここで言う本件各工事とは、要求水準で求められている5工区を示すと理解してよろしいかご教示ください	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	68	16	第2	1	第35条	4		建設業務を実施する者	①事業契約書の「工事業務」と募集要項の「建設業務」は同じ意味でしょうか。 ②①が正しいとすると、工事業務(=建設業務)には、工事監理に係る業務も含まれていると定義されていますが、特に工事監理者の資格要件はないと理解しておりますし、また、工事監理を実施する工事受託企業と本件各工事を実施する工事受託企業も同一企業でよいと理解しておりますが、このような理解で間違いはないでしょうか。	事業契約書の「工事業務」については定義のとおりです。本件工事業務の対象が同法の建築物に当たるかについては提案内容によりますので、必要となる場合には同条の対応が必要となります。
事業契約書(案)	69	17	第2	3	第37条 第76条			更新改良業務段階におけるモニタリング 運転維持管理業務段階におけるモニタリング	事業契約上、「セルフモニタリング業務」の定義がないようですので、定義をお願いします。 要求水準書においても、「事業全体について実施状況、並びに要求水準や事業者提案内容の履行状況を確認して、継続的な業務改善を進めるセルフモニタリング業務」としかありませんが、事業契約別紙7-1には、(業務の記載のない)セルフモニタリングや事業者の実施するモニタリングという記載があり、全てが同一の意味かどうか不明確だと思われま。事業者の実施するモニタリングやセルフモニタリングについて、全体的に用語や概念をご整理いただけないでしょうか。	ご指摘の用語は一般的な用語として用いておりますので特に定義を置く必要はないものと考えておりますので、原文のままとします。
事業契約書(案)	70	17	第2	3	第38条	2		出来高検査	「本市は、前項に基づく事業者からの出来高検査に必要な書類の提出を受けた場合、当該提出後14日以内に、…出来高検査を実施し、当該確認の結果を事業者へに通知」とありますが、事業者への通知まで含めて14日以内ということでしょうか。出来高検査を14日以内に行ない、その後通知までに日数がある場合には通知までの日数の目途をご教示ください。	14日については出来高検査以内実施をします。通知については、出来高検査確認後速やかに通知をいたします。
事業契約書(案)	71	17	第2	3	第39条	1		試運転	「主要部」の施工が完成しとありますが、「主要部」とは具体的にどの部分を指していますでしょうか。	水処理及び排水処理に係る施設・設備のことで。
事業契約書(案)	72	18	第2	3	第39条	3		試運転	試運転の実施は、第3項の本市職員への研修の実施が完了しているまでは条件とはしないとの理解でよろしいでしょうか。	本市職員への研修は第1項の試運転開始までに行っていただく必要があります。
事業契約書(案)	73	18	第2	3	第41条	1	1	本市による完成検査	「事業者は工事現場において・・・本市による完成検査を受ける」とありますが、工場製作機器について、製作工場での立会検査を行う予定や対象機器はございますでしょうか。	中央監視装置、制御盤、掻き寄せ機、フロキュレーター等の機電設備は工場検査を予定しています。
事業契約書(案)	74	19	第2	3	第42条	1	4	更新改良業務完了確認手続	「第50条第13項に規定に基づく」は、「第50条第13項の規定に基づく」でしょうか。	ご指摘を踏まえ該当箇所を修正します。
事業契約書(案)	75	19	第2	3	第41条	2		本市による完成検査	事業者に対して改善を指示することができるとありますが、認識の相違の場合もあると思いますので、「協議の上」改善を指示すると変更していただきたく存じます。	同項は認識の問題にかかわらず、整備若しくは実施されていない箇所がある場合の規定であり、原文のままとします。
事業契約書(案)	76	20	第2	3	第43条	2		更新改良期間又は本件各工事期間の変更	貴市と事業者の間において合理的な期間内に協議が整わない場合、第三者機関の活用もご検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
事業契約書(案)	77	20	第2	3	第45条			更新改良期間又は本件各工事期間の変更に伴う損害の負担等	「前2条に基づき更新改良期間又は本件各工事期間が変更された場合で、事業者が損害(当該変更から生じる増加費用を含む。以下、本条において同じ。)が生じる場合」とありますが、期間の変更がなくとも、事業者が損害が発生した場合には、本条に記載された内容により当該損害の負担が決められるものと理解してよろしいでしょうか。	同条は期間の変更があった場合の規定であり、その他の事由に基づく場合については別の規定が適用されます。
事業契約書(案)	78	20	第2	3	第45条			更新改良期間又は本件各工事期間の変更に伴う損害の負担等	「(1)本市の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な損害は本市が負担する。(2)事業者の責めに帰すべき事由による場合は、全て事業者が負担する。」とあります。これらは共に、「合理的」または「全て」であるべきと考えますが、そうではない(費用負担の範囲が貴市と事業者で異なる様に読み取れる)理由をご教示下さい。	事業契約書(案)No.9の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
事業契約書(案)	79	20	第2	3	第46条	2		第三者に発生した損害等	「本市は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、本市からの請求を受けた場合には、速やかにこれを支払わなければならない。」と記載があります。事業者が損害の状況、損害賠償の規模等を事前に把握しないまま、事業者に費用の精算のみを行わせることないよう、第三者と貴市との協議に事業者も出席させるようお願い致します。	ご意見として承ります。
事業契約書(案)	80	20	第2	3	第46条	1		第三者に発生した損害等	事業者が避けようがない損害を事業者が負担するのは合理性がないため、公共工事標準請負約款第29条に則り、「通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等」による損害は発注者負担としていただきたく存じます。 「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち、工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。」	同項については、第22条の規定による付保を前提としており、事業者に過大な負担を求めるものではないため、原文のままとします。
事業契約書(案)	81	21	第2	3	第46条	2		第三者に発生した損害等	「本市は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。」とありますが、貴市の責めに帰すべき理由の場合は除くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	82	21	第2	3	第46条	2		第三者に発生した損害等	市が事業者に対して求償できる賠償金は、事業者の責により発生した損害の賠償金を市が負担した場合に限ると考えてよろしいでしょうか。	同条第1項に基づき事業者が賠償すべき損害を、本市が賠償した場合に求償が行えます。
事業契約書(案)	83	21	第2	3	第46条	2		第三者に発生した損害等	「本市は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。」とありますが、「第1項ただし書きは除く」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	84	21	第2	3	第47条	1		各更新改良施設の引渡し	「…所有権を本市に移転する。この場合、事業者は、当該施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を本市に本市に移転しなければならない。」とありますが、施設自体の所有権は、そもそも事業者に移転されていない以上（第18条に基づき、本事業用地の使用権が与えられているのみです。）、改良工事によって付加されたものは、基本的には、施設に付合し、独立の物にならないものが多いと理解しています。そこで、独立の所有権が生じ、本条に基づき本件各工事の引渡完了予定日に所有権移転の対象となる物は何か、具体的にご教示いただけますでしょうか（更新対象設備のみでしょうか。）。また、所有権保存登記の対象となる施設がどれかについてもご教示いただけますでしょうか。	別紙1の定義のとおり更新改良を行った部分を「各更新改良施設」として定義しており、所有権の移転については当該部分について観念をしております。独立の建造物となる施設がある場合については、保存登記にご協力をいただく必要があります。
事業契約書(案)	85	21	第2	3	第47条	1		各更新改良施設の引渡し	引渡完了予定日は、業務完了証に記載されますでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	86	21	第2	3	第47条	1		各更新改良施設の引渡し	本条の「引渡完了予定日」と第50条第4項の「供用開始日」との違いをご教示いただけますでしょうか。	引渡完了予定日は契約上の履行日であり、供用開始日は実際の供用を開始した日をいいます。
事業契約書(案)	87	21	第2	3	第48条	3		引渡し前の使用	貴市による各更新改良施設の引渡し前の使用により、事業者が発生する増加費用は合理的な範囲で貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	同条に基づく仕様について費用の増加は想定しておりませんが、本市による使用に善管注意義務違反がある場合にはこれにより発生した損害を賠償いたします。
事業契約書(案)	88	21	第2	3	第48条			引渡し前の使用	本条に従い貴市が引渡し前に使用する場合に取得すべき許認可は貴市が取得するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	89	21	第2	3	第48条			引渡し前の使用	各更新改良施設の引渡し前における貴市による使用とは具体的にどのようなことをご想定でしょうか。	水道法第13条に基づく検査等を想定しています。
事業契約書(案)	90	22	第2	3	第50条	4		契約不適合責任	「本市は、請求等を行うことができる」とありますが、この請求等は、保証の内容の範囲内で（事業者を通じて）メーカーに請求するという意味であると理解してもよろしいでしょうか。	同項但書きが適用される場合については、本市は同項本文の請求を事業者に対して行えます。
事業契約書(案)	91	22	第2	3	第50条	4		契約不適合責任	供用開始日の定義をご教示いただけますでしょうか。別紙1、別紙2いずれにも明記がありません。	事業契約書(案)No.86の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	92	22	第2	3	第50条	4		契約不適合責任	本条の「供用開始日」と第47条の「引渡完了予定日」と第57条第8項の「運転開始予定日」との違いについてご教示いただけますでしょうか。	事業契約書(案)No.86の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
事業契約書(案)	93	22	第2	3	第50条	4		契約不適合責任	供用開始日はどのような施設又は工事単位ごとに起算されますでしょうか。	各工区ごと(本件各工事ごと)に起算されます。
事業契約書(案)	94	22	第2	3	第50条	8		契約不適合責任	「当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる」とありますが、第4項に定義済みの、「履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は本契約の解除」以外にどのような請求を想定されているのかご教示いただけますでしょうか。	定義されている請求等以外を想定するものではなく、同条4項又は5項に基づいて「請求等」の一部を行った場合に、その他の「請求等」が可能であることを規定するものです。
事業契約書(案)	95	22	第2	3	第50条 第51条			契約不適合責任 性能保証	契約不適合責任や性能保証の対象は、各更新改良施設のうち、事業者が本件各工事を行った部分のみであると理解してもよろしいでしょうか。	事業契約書(案)No. 84の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	96	23	第2	3	第51条	3		性能保証	生じた原因が不可抗力の場合のみ除外されておりますが、事業者の責めに帰すべき事由による場合のみ2項が適用され、市の責めに帰すべき事由による場合や第三者の責めに帰すべき事由による場合は、それぞれ、別の処理がなされるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。	同条は性能保証を規定するものであり、本市又は第三者の責めに帰すべき事由による場合は、同条の対象となりません。
事業契約書(案)	97	24	第2	3	第51条	2		性能保証	運転維持管理期間及び運転維持管理期間終了後1年間の性能保証が求められておりますが、事業期間終了後1年だと、真野浄水場の引き渡しから9年、新瀬田浄水場の引き渡しから7年経過していることとなります。第3項で不可抗力が原因の場合は事業者負担での補修や市への損害賠償の対象外となっておりますが、適切な維持管理を行っていても生じる経年劣化が原因の場合も対象外として頂きますようお願い致します。	本事業契約書においては、必要な補修等を含む引渡後の運転維持管理と一体の契約であるため、運転維持管理期間終了後1年間は性能保証が可能な運転維持管理の実施を求めるものとしています。
事業契約書(案)	98	24	第3	1	第52条	1		運転維持管理業務の引継ぎ	現在、市が所有しているマニュアル、留意事項等の資料は開示いただけるのでしょうか。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
事業契約書(案)	99	24	第3	1	第52条			運転維持管理業務開始前の業務引継ぎ	事業者は、運転維持管理業務開始予定日までに、要求水準書に従って、本市が指定する者から、運転維持管理対象施設の運転管理及び保全管理等に係る業務引継ぎを受けることとなっておりますが、業務引継ぎ内容に不備があり、業務開始が遅れる場合は、契約工期の変更と工期変更に伴い増加する事業者側の費用を設計変更して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	本市及び本市が指定する者に起因した引継ぎの不備があった場合については、ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	100	24	第3	1	第52条			運転維持管理業務開始前の業務引継ぎ	事業者は、運転維持管理業務開始予定日までに、要求水準書に従って、本市が指定する者から、運転維持管理対象施設の運転管理及び保全管理等に係る業務引継ぎを受けることとなっておりますが、業務引継ぎ内容に不備があり、発生するリスク(第三者への損害賠償等)は発注者負担という理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)No. 99の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	101	25	第3	1	第53条	1		運転維持管理業務開始前の機能確認	「本市及び事業者は、…施設機能確認書を作成するものとする。」とありますが、実際、どのように確認書を作成することを想定されているのでしょうか。また、作成者は誰になるのでしょうか。	事業契約締結後から運転維持管理業務開始予定日までの間に、事業者が本市同行のもと既存施設に関する確認をし、事業者にて施設機能確認書を作成頂くことを想定しています。
事業契約書(案)	102	25	第3	1	第53条	4		運転維持管理業務開始前の機能確認	市が瑕疵の修補を行わないことにより、提案書に従った維持管理業務ができない場合、要求水準書の変更等についても協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	103	25	第3	1	第53条	2		運転維持管理業務開始前の機能確認	著しい損害との「著しい」との限定は基準が曖昧であり、かつ、事業者に帰責事由のない事項でありそのような限定を設けることも不合理ですので、削除いただきたくお願いいたします。	事業契約書(案)No. 48の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	104	25	第3	1	第53条	4		運転維持管理業務開始前の機能確認	貴市が瑕疵の修補を行わない場合であって、それにより、要求水準書若しくはその他募集要項等に不整合が生じた場合は、修正いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	105	28	第3	1	第58条	3		運転維持管理期間中の保険	別紙4にはアとイの保険が示されています。アとイの内容が含まれていれば、組み合わせた一つの保険でも問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	106	29	第3	1	第60条	4		運転維持管理業務の開始遅延	「本市の責めに帰すべき事由による場合」には、本市が指定する者(第52条第1項)の責めに帰すべき事由も含まれると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
事業契約書(案)	107	30	第3	1	第60条	5		運転維持監理業務の開始遅延	①事業者の責めに帰すべき事由により運転維持管理業務の開始が同開始予定日より遅延した場合の遅延損害金ですが、サービス対価CとDにも遅延損害金を乗じるのはなぜでしょうか。運転維持管理業務の開始が遅延したとしても、補修・修繕の時期がずれない場合もあると思いますので、本項の遅延損害金は、サービス対価Bに財務大臣の決定する率を乗じて計算した額としていただけないでしょうか。 ②本項のサービス対価Bは、固定料金部分のみに率を乗じるという理解でよろしいでしょうか。変動料金部分も含まれる場合、初年度の送水量（想定）をどのように設定されるのか、ご教示ください。	①については、ご意見として承ります。②に関し、サービス対価Bについては変動料金部分も含まれます。同項において、初年度については、実際の送水量等をもとに合理的に設定します。
事業契約書(案)	108	30	第3	2	第62条	2		主たる部分	運転維持管理業務の全部又は主たる部分を委託又は再委託不可となっておりますが、主たる部分とは何を含んでいるのでしょうか。	主たる部分とは運転維持管理業務全体を取りまとめる立場として担うべき業務（全体管理や各種意思決定）などを指します。運転維持管理受託企業が第三者に個別の業務を再委託することを妨げるものではありません。
事業契約書(案)	109	30	第3	2	第62条	2		第三者による実施	「第三者に運転維持管理業務の全部または主たる部分を委託し又は請け負わせてはいけない」とありますが、主たる部分の範囲をご教示をお願いします。	事業契約書(案)No. 108の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	110	30	第3	2	第62条	2		運転維持管理業務の第三者による実施	主たる部分の定義をご教示いただけますでしょうか。	事業契約書(案)No. 108の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	111	31	第3	2	第63条			運転維持管理業務に係るユーティリティ	上下水道、ガス等の事業者が自己の責任及び費用で調達するものについて、正確な見積りのため、現在の各浄水場での契約内容及び使用量、支払額等の開示をお願い致します。	事業契約書（案）を修正いたしましたのでご確認ください。
事業契約書(案)	112	31	第3	2	第64条	1		浄水場発生土資源化業務	「浄水場発生土資源化業務」の定義をご教示ください。	要求水準書58頁（イ）をご参照ください。
事業契約書(案)	113	31	第3	2	第65条	2		各更新改良施設の補修・修繕業務	各更新改良施設の補修・修繕業務に係る費用は、サービス対価Cのほか事業者の負担とするとありますが、更新改良施設について工事開始までは既存施設扱いとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	114	31	第3	2	第65条、第66条			各更新改良施設の補修・修繕業務	「補修・修繕業務」の定義をご教示ください。	第65条記載の「各更新改良施設の補修・修繕業務」については要求水準書2.7.(4)各更新改良施設の補修・修繕業務の記載内容を指します。また、第66条記載の「既存施設の補修・修繕業務」については要求水準書2.7.(5)既存施設の補修・修繕業務の記載内容を指します。
事業契約書(案)	115	31	第3	2	第66条	1		既存施設の補修・修繕業務	既存施設の修繕予定表については、要求水準書、事業提案書を遵守する条件であれば、貴市と協議の上、定期的に見直すことが可能であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	116	31	第3	2	第66条	5		既存施設の補修・修繕業務	既存施設の補修・修繕業務の対価は、一事業年度あたり5,000万円が上限とのことですが、予算が余った場合は、次年度以降に繰越すことは可能でしょうか。もしくは、必ず年度毎に減額精算するのでしょうか。修繕費削減のためには、長期的な計画が必要であるため、可能な限り予算も長期的な計画の中で執行できるようにご配慮いただきたいです。	基本的に予算が余ることは想定しておらず、したがって次年度以降に繰越すことは想定していません。仮に予算が余った場合については支払額の減額をいたします。
事業契約書(案)	117	31	第3	2	第66条	2		既存施設の補修・修繕業務	「計画修繕」の定義をご教示ください。	要求水準書2.7.(5)①計画修繕の記載内容を指します。
事業契約書(案)	118	31	第3	2	第66条			既存施設の補修・修繕業務	第66条3項に記載している業務は第66条5項に記載の一事業年度あたり5000万円とは別であると理解してよろしいでしょうか？もし含まれているならば、第66条3項に記載している業務の費用を足すことにより5000万円を超えた場合は、別途増額して頂けますか？	第66条3項及び第66条5項記載の業務を合わせた費用について、1年度あたり5,000万円を条件といたします。また、第66条3項及び第66条5項記載の業務を合わせた費用が5,000万円を超過した場合は本市にて実施するか、もしくは事業者の支払額を変更し実施頂くことを想定しています。
事業契約書(案)	119	31	第3	2	第66条	5		既存施設の補修・修繕業務	既存施設の補修・修繕業務に係る費用は、1事業年度あたり5,000万円を条件とするとの記載がありますが、結果として上限金額を超えてしまう又は超える恐れが生じる場合は、どのような対応になるのでしょうか、ご教示ください。	事業契約書(案)No. 118の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
事業契約書(案)	120	31	第3	2	第66条	5		既存施設の補修・修繕業務	第66条3項に規定される業務(費用が50万円を超える超えないに関わらず)は第66条5項に記載の一事業年度あたり5000万円の内数と考えてよろしいでしょうか。その場合、事業者が5000万円を上限に修繕予定表を提案し、第66条3項に規定される業務の費用を足して5000万円を超えた場合は、別途清算されるものと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)No. 118の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	121	31	第3	2	第66条			既存施設の補修・修繕業務	第66条3項に規定される業務は、第66条5項に記載の一事業年度あたり5000万円以内の金額とは別金額との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)No. 118の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	122	31	第3	2	第66条			既存施設の補修・修繕業務	第66条3項に規定される業務(費用が50万円を超える超えないに関わらず)は第66条5項に記載の一事業年度あたり5000万円の内数とであるとして良いでしょうか。その場合、事業者が5000万円を上限に修繕予定表を提案し、第66条3項に規定される業務の費用を足して5000万円を超えた場合は、別途清算されるものとして良いでしょうか。ご教示願います。	事業契約書(案)No. 118の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	123	31	第3	2	第66条	5		既存施設の補修・修繕業務	既存施設の補修・修繕業務の対価は、臨機の措置により実施される補修・修繕業務の対価とあわせて、一事業年度あたり5000万円を上限とするものとする。とありますが、5,000万円を超える補修・修繕が必要となった場合は、貴市にて別途ご発注いただける、もしくは貴市にて費用をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)No. 118の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	124	31	第3	2	第66条	3・5		既存施設の補修・修繕業務	第66条3項に規定される業務は第66条5項に記載の一事業年度あたり5000万円の中に含まれていると考えてよろしいでしょうか。その場合、事業者が5000万円を上限に修繕予定表を提案し、第66条3項の業務の費用を足して5000万円を超えた場合は、別途清算されるものと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)No. 118の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	125	31	第3	2	第66条	1		既存施設の補修・修繕業務	「・・・修繕予定表を作成し・・・」とありますが、本資料の作成は毎事業年度開始前に、修繕予定表(修繕項目)と費用を合わせて提出するという理解でよろしいでしょうか。その場合、事業者が提案した修繕予定表と費用が上限の5000万円を超えるとき、別途費用を清算するものと考えてよろしいでしょうか。別途費用清算がなされず、修繕予定表の修繕項目等を減らさざる負えず、その箇所が不具合等が起こった場合、貴市のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 後者については、事業契約書(案)No. 118の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	126	31	第3	2	第66条	1		既存施設の補修・修繕業務	「事業者は・・・本市と協議の上、既存施設の修繕予定表を作成し・・・」とありますが、仮に修繕予定表通りに修繕を実施はしていたものの、機器(修繕予定表での記載有無を問わず)等が故障、不具合等が発生した場合、費用及びリスクの負担は貴市と考えてよろしいでしょうか。	既存施設に関する突発的な故障や不具合は第66条第3項に該当し、5000万円を超えない場合においては事業者負担にて実施頂きます。5000万円を超えた場合は、本市にて実施するか、もしくは事業者の支払額を変更し実施頂くことを想定しています。
事業契約書(案)	127	31	第3	2	第66条	3		既存施設の補修・修繕業務	第66条3項に規定される業務(費用が50万円を超える超えないに関わらず)は第66条5項に記載の一事業年度あたり5000万円の内数と考えてよろしいでしょうか。その場合、事業者が5000万円を上限に修繕予定表を提案し、第66条3項に規定される業務の費用を足して5000万円を超えた場合は、別途清算されるものと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)No. 118の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	128	32	第3	2	第66条	6		既存施設の補修・修繕業務	「既存施設につき特殊技能や特殊工具を必要としない現場で修理可能な簡易な補修が必要となったときは、事業者は自らの費用及び責任により適時にこれを実施しなければならない。」とありますが、想定される件数(年間)と具体例、と対応にかかる人工をご教示願います。また、貴市が対応されているのか、貴市から委託された運営維持管理者なのかどこが対応されているのかについてもご教示いただけますでしょうか。	前者の件数、具体例、対応にかかる人工については情報が整理されていないため、お答えできません。 後者は、運転維持管理者が対応しています。現場確認および参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料で概要についてご確認ください。
事業契約書(案)	129	32	第3	2	第66条	6		既存施設の補修・修繕業務	「既存施設につき特殊技能や特殊工具を必要としない現場で修理可能な簡易な補修が必要となったときは、事業者は自らの費用及び責任により適時にこれを実施しなければならない。」とありますが、想定される件数(年間)と過去の実施例と対応にかかった人工をご教示願います。また、どこが対応されているのかもご教示いただけますでしょうか。	事業契約書(案)No. 128の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
事業契約書(案)	130	32	第3	2	第66条	6		既存施設の補修・修繕業務	「既存施設につき特殊技能や特殊工具を必要としない現場で修理可能な簡易な補修が必要となったときは、事業者は自らの費用及び責任により適時にこれを実施しなければならない。」とありますが、想定される件数(年間)と具体例、と対応にかかる人工をご教示いただけますでしょうか。また貴市が対応されているのか、貴市から委託された運営維持管理業者なのかどこが対応されているのかについてもご教示いただけますでしょうか。	事業契約書(案)No. 128の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	131	32	第3	2	第67条	1		地域住民対応等	「運転維持管理対象施設の視察や見学の希望者の対応業務」の定義をご教示ください。	要求水準書2.7.(7)②(ア) 視察・見学者対応業務の記載内容を指します
事業契約書(案)	132	32	第3	2	第69条			場所の貸与	本条に基づく場所の無償貸与の形態は、使用許可でしょうか、それとも使用貸借でしょうか。特に使用許可の場合、何年毎に更新になる予定でしょうか。	使用貸借となります。
事業契約書(案)	133	33	第3	2	第70条	4		臨機の措置	「回復不可能な損害が発生し、運転維持管理業務に著しい支障が生じかつ客観的なおそれがあると合理的に認めるとき」とは、どの様な事象を想定してますでしょうか。ご教示ください。	具体的な事象をすべて記載することは困難ですが、例示としては、事業者による業務の実施が著しく水準を下回り市民に重大な被害が生じる恐れがある場合等が想定されます。
事業契約書(案)	134	33	第3	2	第71条			本市又は事業者が発生した損害等	第三者の行為によって運転維持管理対象施設に損害が発生した場合は不可抗力と同等の扱いと考えてよろしいでしょうか。	特段の規程のない限り、第三者により損害が発生した場合については、損害を負った当事者が当該第三者に損害の賠償を請求することになります。
事業契約書(案)	135	33	第3	2	第71条			本市又は事業者が発生した損害等	貴市と事業者両者の責めに帰すべき事由によらない場合又はいずれの責めに帰すべきか不明な場合は、協議で対応すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	136	33	第3	2	第72条	2		第三者に発生した損害等	「運転維持管理業務に伴い通常避けることができない騒音、振動、光、臭気等の理由により損害を発生させた場合を含み・・・自己の責任において、当該第三者に対し、同損害の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち本市の責めに帰すべき・・・本市が負担する。」と1項に明記されていますが、2項には「本市は・・・事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は…速やかに支払わなければならない。」とあります。この内容から本市の責めに帰すべき場合でも事業者が負担すると読み取れます。2項は不要ではないでしょうか。	同条1項但書が適用される場合は、同項本文が適用されないため、同条2項についても適用されません。
事業契約書(案)	137	33	第3	2	第72条	2		第三者に発生した損害等	「本市は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、本市からの請求を受けた場合には、速やかにこれを支払わなければならない。」と記載があります。事業者が損害の状況、損害賠償の規模等を事前に把握しないまま、事業者に費用の精算のみを行わせることないよう、第三者と貴市との協議に事業者も出席させるようお願い致します。	ご意見として承ります。
事業契約書(案)	138	33	第3	2	第72条	1		第三者に発生した損害等	事業者が避けようがない損害を事業者が負担するのは合理性がないため、公共工事標準請負約款第29条に則り、「通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等」による損害は発注者負担としていただきます。 「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。」	同項については、第58条の規定による付保を前提としており、事業者に過大な負担を求めるものではないため、原文のままとします。
事業契約書(案)	139	34	第3	2	第72条	2		第三者に発生した損害等	「本市は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。」とありますが、「第1項ただし書きは除く」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	140	34	第3	2	第72条			第三者に発生した損害等	貴市と事業者両者の責めに帰すべき事由によらない場合又はいずれの責めに帰すべきか不明な場合は、協議で対応すると考えて宜しいでしょうか。	同条1項に記載のとおり、本市の責めに帰すべき事由によらない場合については、事業者が賠償義務を負います。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
事業契約書(案)	141	35	第3	3	第76条	4		運転維持管理業務段階におけるモニタリング	第4項の文頭に「本市は、第1項のモニタリングの結果、」とありますが、市によるモニタリングは第2項との理解ですので、「本市は、第2項のモニタリングの結果、」ではないでしょうか。ご確認ください。	ご指摘を踏まえて修正いたします。
事業契約書(案)	142	35	第4		第77条			任意提案業務	任意提案業務につきましては、提案時点だけでなく、随時提案できるという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	143	35	第4		第77条			任意提案業務について	運転維持管理業務に関する任意提案は、運転維持管理期間中随時提案できるものと理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	144	36	第5		第81条	1	1	前払金	「(1)事前調査業務は、サービス対価Aのうち当該各更新改良施設の事前調査業務に係る対価(第4条第1項に規定する事業費内訳書に定める額とする。以下「各事前調査前払金基準額」という。)の10分の3以内」とありますが、その対価については消費税込みの金額という理解でよろしいでしょうか。 (2)設計業務、(3)工事業務についても同様です。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	145	36	第5		第81条	1		前払金	「…ただし、本契約を締結した会計年度以外の会計年度において、事業者は、予算執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することができない。」とありますが、本契約締結は令和5年10月の予定であるため、初回は本事業開始前の令和5年度に前払金の請求をし、その支払いがあるのでしょうか。それとも、事業開始時(着工時)の令和6年度になりますでしょうか。 また、本契約を締結した会計年度以外の会計年度(令和6年度以降)において、「予算執行が可能となる時期」とは具体的にいつになる想定でしょうか。	前払金の支払いとしては運転維持管理業務開始予定日以降となります。また、「予算執行が可能となる時期」とは、本件に関する予算が議会において議決され、執行が可能となる時期となります。
事業契約書(案)	146	36	第5		第81条	2		前払金	「前項により事業者が請求することができる前払金の同一会計年度における合計額は、10億円(消費税及び地方消費税を含む金額とする。)を限度とするものとする。」とありますが、各更新改良施設ごとに上限10億円という理解でよろしいでしょうか。	サービス対価Aに含まれる各業務、各更新改良施設のすべてを合算して上限10億円となります。
事業契約書(案)	147	36	第5					対価の支払	第5章その他の部分において、「対価」と「サービス対価」という用語は意味が異なるのでしょうか。異なる場合、どのように区別されているのでしょうか。	「サービス対価」については定義のとおりです。「対価」については、一般的な用語として用いています。
事業契約書(案)	148	40	第6		第87条	1		本市の任意による契約解除	貴市が契約解除が必要と認める場合とは、具体的にどのような場合が該当しますでしょうか。また、その通知は事業者との協議の上、行われる建付けとしていただきたく存じます。	同項自体が想定外の事象に対応するための条文であるため、具体的な回答については差し控えさせていただきます。後段についてはご意見として承ります。
事業契約書(案)	149	40	第6		第87条	1		本市の任意による契約解除	事業者への通知の際に理由もお示しいただけますか。第89条で合理的な範囲を損害賠償する際に必要な情報であると思慮いたします。	ご意見として承ります。
事業契約書(案)	150	41	第6		第88条	4			「第85条第1項第3号の規定により本契約が解除された場合であって、基本協定第11条により本市に対して違約金又は賠償金が支払われたとき」とありますが、この場合は構成企業のみで違約金の請求がなされ、本条に基づく違約金はSPCに請求されない、という理解でよろしいでしょうか。	同記載箇所の適用は「支払われたとき」であり、支払が行われるまでの請求を妨げるものではありません。
事業契約書(案)	151	41	第6		第88条	4		本市の損害賠償請求等	「(第85条第1項第3号の規定により本契約が解除された場合であって、基本協定第11条により本市に対して違約金又は賠償金が支払われたときは、当該支払済みの金額を控除した金額)とする」とありますが、基本協定第11条の違約金は事業契約の契約金額の10分の1ですので、基本協定の違約金は本条に基づく違約金を常に上回るとの理解ですので、現状の規定は実態に沿っていないものと思われまます。 第85条第1項第3号に該当した場合の違約金の適用関係をご教示いただけますでしょうか。	事業契約書(案)No150の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	152	42	第6		第89条			事業者の損害賠償請求等	第88条では、事業者への損害賠償請求に加えて第2項に違約金請求権条項が記載されておりますが、第89条には事業者による違約金請求権条項がありません。契約としては公平性に欠けるものと考えますので、本条にも事業者による違約金請求権条項を設けて頂きたく、お願いいたします。	ご意見として承ります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
事業契約書(案)	153	42	第6		第90条	1		各更新改良施設に係る解除の効力	一般的には、「出来形」とは形状を、「出来高」とは数量を意味するものと理解しております。 4行目の「出来形部分を確認」とは、引渡し精算対象となる「出来形検査」と「出来高数量検査」を意味すると理解して宜しいでしょうか すなわち、既済部分検査と同等の検査を行うことを意味するため、仮設等の賃料から間接工事費に至るまで細部を含めた精算を行うと理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	154	42	第6		第90条	1		各更新改良施設に係る解除の効力	「本市は、…当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応するサービス対価A(ただし、本市が出来高に対し支払済みの金額(第81条に基づく前払金を含む。)がある場合は当該金額を控除した額)を、別紙6に定める支払方法に準じて一括又は分割により事業者を支払わなければならない。」とありますが、「一括又は分割」の決定はいつどのようになされるのでしょうか。別紙6の定めによると、支払は「出来高払」と所有権移転後の「残額払い」であり、解除の場合の既履行部分および出来高部分の支払は基本的には一括になる理解です。分割になる場合というのは、会計年度上限24億を超える場合ということでしょうか。ご想定をご教示ください。	当該年度の支払額が過大となる場合等については、分割支払いとなる場合があります。分割支払いとなるかの判断については、解除時の出来形部分を確認後に行います。
事業契約書(案)	155	42	第6		第90条	1		各更新改良施設に係る解除の効力	「企業」は「事業者」の誤りでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正いたします。
事業契約書(案)	156	42	第6		第90条	2		各更新改良施設に係る解除の効力	第89条により本契約が解除された場合、本条の費用は、事業者の損害に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、法令変更、不可抗力の場合は、別紙8又は9の負担割合により処理されるものと理解してもよろしいでしょうか。	具体的な事由にもよりますので回答は差し控えますが、本市の責めに帰すべき事由による場合についてはこれに基づき事業者が発生した損害を支払うことになります。また、不可抗力の場合の損害については、別紙8又は9の考えが適用されます。
事業契約書(案)	157	42	第6		第88条	5		本市の損害賠償請求等	第4項についても重疊的に適用されるとありますが、同一事象に基づいて基本協定書と事業契約の両方で二重に違約金が課されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	158	43	第6		第90条	5		各更新改良施設に係る解除の効力	「事業者は、各更新改良施設の引渡し前に本契約が解除された場合において、…本事業用地及び各更新改良施設を修復し、取り片付けて、本市に明け渡さなければならない。」とありますが、この「修復」とは、本事業用地を運転維持管理業務開始前の原状に復すということでしょうか。また、その場合、「原状」をどのように明示されますでしょうか。	各更新改良工事の着工前の状態に、同条1項の既履行部分が加わった状態に戻すこととなります。
事業契約書(案)	159	44	第6		第91条	11		運転維持管理業務等に係る解除の効力	「本契約解除後、事業者は運転維持管理業務に係る費用が生じた場合は、実際の運転維持管理業務が実施された期間に応じた日割り額を別紙6に定める支払方法に準じて事業者を支払うものとする。」とあります。引継ぎ終了後に運転維持管理業務が終了となることから、引継ぎ期間中の業務対価は本項記載の「事業者は運転維持管理業務に係る費用が生じた場合」に該当する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	160	44	第6		第91条	9		運転管理業務等に係る解除の効力	貴市又は貴市が指定する引継ぎを受ける者の責によって引き継ぎが終了しない際は、継続する運転管理業務について費用をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	161	46	第6		第96条	2		法令変更に関する協議及び損害の負担等	「本市は～(中略)～通し」とありますが、「通し」ではなく、「通知し」でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正いたします。
事業契約書(案)	162	46	第6		第96条	2		法令変更に関する協議及び損害の負担等	「・・・本市は当該法令変更に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通し、」とありますが、「通し」は「通知」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業契約書(案)No.160の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	163	47	第7		第98条他	1		不可抗力の場合の通知等	本契約において規定される事業者が発生した「損害」には、本事業実施のための資金調達に係る合理的な金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	具体的な事由によるため回答は差し控えますが、当該金融費用が各規程の趣旨に照らし損害として認められる場合には、損害に含まれます。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
事業契約書(案)	164	47	第7		第99条			不可抗力に関する協議及び損害の負担等	実施方針時の質問No. 400 の質疑で「本件については、募集要項等公表時に示す事業契約書および事業契約書をご確認ください。」と回答をいただきましたが、国土交通省中建審第5号として令和 4年 5月18日に公表（令和5年4月1日から施行）された公共工事標準請負約款の30条の改正は、令和5年10月締結予定の本事業の事業契約書に反映されていない理由は、本事業はこの改正の対象外であるためという理解でよろしいでしょうか。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001482101.pdf	事業契約書（案）に記載のとおりです。
事業契約書(案)	165	48	第7		第101条	1		不可抗力による契約の終了	「…協議に係る期間が定められず、不可抗力の日から30 日を経過しても協議が調わない場合には、本市は、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。」とありますが、不可抗力の日から30日では短く、第99条の規定から、要求水準書又は設計図書の変更並びに損害の負担についての協議期間は当該不可抗力が生じた日から60日以内と記載があり、その協議期間における協議を経た上での解除が望ましく、協議に係る期間が定められない場合の解除は30日経過ではなく60日としていただきたく存じます。	ご意見として承ります。
事業契約書(案)	166	49	第8		第103条	3, 4		特許権等の実施権及び使用権の付与	本契約終了後も、事業者が本事業に使用した実施権、使用権、特許権を貴市に、更新改良施設が存続する間、許諾し続ける場合の対価は、別途事業者と貴市で協議して決めるということにさせていただきませんか。（サービス対価Aはあくまで第103条第1項の実施許諾の対価を含むにすぎないのではないのでしょうか。）	ご意見として承ります。
事業契約書(案)	167	49	第8		第104条	2		著作権	事業者のノウハウの結集である著作物や成果物を貴市が自由に公表できるというのはいかなる法令に基づいても許容されず、また他の類似案件での事業者の競争力を貴市が意図的に低下させるものと考えます。左記理由より本項は削除いただけないでしょうか。削除いただけない場合、公表により事業者が受けた損害は有形無形にかかわらず賠償いただけるという理解でよろしいでしょうか。	同条1項により著作権が本市に譲渡されており、同条2項により公表可能なものであることが前提のものとして譲渡されている以上、公表が許容されないものでも、損害賠償の対象になるものでもありません。そのため、原文のままとします。
事業契約書(案)	168	49	第8		第104条	2		著作権の譲渡等	「本市は、成果物等が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物等の内容を事業者の承諾なく自由に公表することができ、」と記載ありますが、公表前の事前通知、協議の場を設けて頂きたい、お願い致します。	ご意見として承ります。
事業契約書(案)	169	49	第8		第104条	2		著作権の譲渡等	「本市は、成果物等が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物等の内容を事業者の承諾なく自由に公表することができ」とありますが、「提案書」は「成果物等」の対象外と考えて良いのでしょうか。	提案書の著作権の取り扱いについては、募集要項の10頁（5）（ア）に記載のとおりであり、成果物の対象とはなりません。
事業契約書(案)	170	49	第8		第104条	1		著作権の譲渡等	「成果物」の定義をご教示ください。	事業契約書103条3項をご参照ください。
事業契約書(案)	171	49	第8		第104条			著作権の譲渡等	譲渡の対象となる成果物についてご教示ください。	事業契約書(案)No. 170の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	172	49	第8		第104条			著作権の譲渡等	成果物に関しては、事業者のノウハウ等も含まれており、譲渡でなく許諾としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
事業契約書(案)	173	50	第8		第106条	1		条件変更等	発注者から開示された資料では規定されない条件変更や、情報の不適合が生じた場合は事業者には負えないリスクと考えてよろしいでしょうか。	具体的な事象にもよりますので回答は差し控えさせていただきます。
事業契約書(案)	174	50	第8		第104条	5		著作権の譲渡等	「別に定めるところにより」とは、どこに定められているのでしょうか。今後定めるとすると誰が何を定めるのでしょうか。	同項は事業者が承諾した場合の規程であり、ご承諾いただく際に利用条件を協議により定めさせていただきます。
事業契約書(案)	175	50	第9		第106条			条件変更等	本条に基づき要求水準が変更された場合に事業者が発生する増加費用及び損害は、市の負担という理解でよろしいでしょうか。また、そのことを明示いただけますでしょうか。	第106条は、要求水準書の変更手続について規定するものではありません。要求水準書の変更に係る費用及び損害の負担については、第107条、第108条に基づき要求水準書を変更する場合は当該各条項に基づく負担となり、その他の事情により要求水準書の変更が行われる場合には、当該事情に応じて適用される事業契約の各条項に基づく負担がなされることとなります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
事業契約書(案)	176	50	第9		第107条	1項		本市の請求による要求水準書の変更	当該事由により要求水準書の変更について事業者に請求するものと記載されており、第2項において10日以内に協議とされています。事業者への請求の前段階にて、要求水準書の変更事由が生じた時点で事業者と協議して頂けないでしょうか。	本条項は要求水準書の変更にかかる手続きを記載したものとなります。そのため、前段階(市としての判断がなされておらず、何ら決定事項ではない段階)での事前協議・相談することは契約条項としては必ずしも適切ではないものと考えます。仮に設定する場合については、あくまで可能性の段階で事業者について協議受託義務など設定することになります。なお、運用としては可能な限り事前に協議等や意見交換等を行うことを予定しています。
事業契約書(案)	177	52	第9		第109条			事業所税	SPCに事業所税は課税されないという理解でよろしいでしょうか。	事業所税の課税の有無については、SPCの実態に応じて判断されるものと考えます。具体的な課税の有無については、税制部局への確認をお願いします。
事業契約書(案)	178	52	第9		第112条	1		秘密保持義務及び個人情報の取り扱い	本項の「第三者」には、担当企業及び協力会社(公告P2 2.参加資格(1)1イ記載)は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	同項の第三者には、担当企業及び協力会社が含まれますが、同条3項5号に該当する場合については、本市の承諾を要することなく秘密情報を開示可能です。
事業契約書(案)	179	52	第9		第112条	3	(5)	秘密保持義務及び個人情報の取り扱い	開示には、事業者の事前の承諾が必要と考えるため、本号は削除していただけないでしょうか。	同号を削除した場合、運用上の支障が生じると考えられますので、原文のままとします。
事業契約書(案)	180	53	第9		第113条			契約上の地位の譲渡等	本事業のために事業者に融資する金融機関による担保設定については承諾していただけると理解してよろしいでしょうか。	本事業の適正かつ確実な実施の妨げとならない限り承諾するものとします。
事業契約書(案)	181	55	別紙1					用語の定義等	「本事業契約」と「本契約」の違いをご教示ください。同じであれば用語を統一して下さい。	ご指摘をふまえ、「本事業契約」と記載されている部分については、「本契約」に改めます。
事業契約書(案)	182	57	別紙1					不可抗力	不可抗力とは自然災害や騒乱、暴動とありますが、近隣住民の工事反対による遅延が生じた場合は、工事遅延賠償の対象となるのでしょうか。	具体的な事象にもよりますが、一般的な工事反対については、「騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象」には該当しないものと考えられます。
事業契約書(案)	183	57	別紙1					用語の定義等	「不可抗力」の定義に、予測可能であっても回避不可能なものも含んでいただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
事業契約書(案)	184	57	別紙1					用語の定義集	不可抗力は、新型コロナ等の疫病・感染症も含まれるものと考えて宜しいでしょうか。	疫病・感染症については程度にもよりますが、通常の見込み可能な範囲外のものについては、不可抗力に準じて考えます。
事業契約書(案)	185	57	別紙1					用語の定義集-不可抗力	今般のコロナ禍のような疫病の流行も、不可抗力に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)No. 184の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	186	58	別紙1					用語の定義集	別紙1用語の定義集の「41.」に「「募集要項等」とは、・・・及び募集要項と一体の資料として本市が公表したその他の添付資料(その後の変更を含む。ただし、基本協定書(案)及び事業契約書(案)を除く。)並びにこれらに係る質問回答書をいう。」とあります。読み方によっては、募集要項等に基本協定書(案)と事業契約書(案)が含まれないとも読み取れます。募集要項p1の第1では、「募集要項と次に掲げる別添資料を合わせ「募集要項等」とする」とあり、基本協定書(案)と事業契約書(案)が含まれていますので、募集要項等には、基本協定書(案)及び事業契約書(案)が含まれる、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	定義においては、募集要項等のうち「基本協定書(案)」と「事業契約書(案)」はあくまで案文であるため除外しておりますが「募集要項等」には正式に作成された基本協定書と事業契約書が含まれます。
事業契約書(案)	187	63	別紙4			1	ア	事業者が加入すべき保険等	建設工事保険について、保険契約者が「事業者」のみの記載となっておりますが、付記事項欄には「事業者、請負人等は上記の保険契約を締結したときは、…」とあります。また、第22条において「事業者は、…保険に加入し又は工事受託企業をして加入させ」とあることから、事業者ではなく請負人(受託企業)が保険付保することでもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	188	63	別紙4			1	ア	事業者が加入すべき保険等	保証する損害に「地震、津波」が含まれていないため、地震保険特約は不要との理解で宜しいでしょうか。	具体的な補償内容につきましては、事業者の判断・提案により決定をします。別紙4にて示している内容は最小限度のものとなりますので、地震保険特約についての加入の有無は提案により決定することとなります。
事業契約書(案)	189	63	別紙4			2	アイ	事業者が加入すべき保険等	「第三者賠償責任保険」および「施設賠償責任保険及び受託物賠償責任保険」について、第58条において「事業者は、運転維持管理期間中、自己の責任及び費用において、別紙4第2項に定める保険に加入し、又は運転維持管理受託企業をして加入させなければならない。」とあることから、事業者もしくは受託企業による保険付保のどちらでもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
事業契約書(案)	190	63	別紙4					免責金額	各保険の免責金額は事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	191	63	別紙4					事業者が加入すべき保険等	本事業の対象となる各施設につきましては、全国市有物件災害共済会(建物総合損害共済)にて再調達価額を共済責任額として付保されているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	192	65	別紙5					保証書	工事を複数社で分担して行う場合、別紙5は各々の業務範囲に限り保証するものとして提出してよろしいでしょうか。	保証範囲については、特段制限は設けていません。責任負担割合の考慮については、民間事業者内部で行ってください。
事業契約書(案)	193	67	別紙6	1				サービス対価の構成	サービス対価B～Cは180回同じ金額が支払われるのではなく、提案書に基づく金額が支払われる(毎回の支払い額が変動しても構わない、毎年の支払額が同じでなくてよい)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	194	67	別紙6	1				サービス対価の構成	PFIでは一般的に、「各サービス対価の金額」は「対象となる費用」の見積額合計を元に(と同額で)決定される理解でおります。そうだとするならば、本件の事業者の税引前純利益は、どのサービス対価に含めればよろしいでしょうか。 様式3-1-9で「配当の考え方」を記載させる建付けとなっておりますし、様式3-1-10でも「当期純利益」の記載があるため、事業者が利益を出すこと自体は想定されているかと存じます。事業者は民間事業者であるため、長期間継続して事業を行うためには、事業者利益を内部留保し、余裕資金を確保する事は必要不可欠です。その事業者の利益と「各サービス対価」、「対象となる費用」の関係をご教示いただけますでしょうか	事業者の利益配分や積算については、事業者の提案・見積方法によります。こちらからの指定等はございません。
事業契約書(案)	195	67	別紙6	1				サービス対価の構成	事業者の税引前利益はサービス対価Bに含むことでよろしいでしょうか。15年間、安定的に運営するためには不測の事態に備えるためのリザーブ積立が不可欠ですが、当期純利益を内部留保として蓄え、積立をしていくのがPFI事業として一般的かと存じます。そのため、事業者の当期純利益の計上箇所をご教示いただけますでしょうか。	事業契約書(案)No. 194の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	196	67	別紙6	1				サービス対価の構成	サービス対価BのSPC組成費用とありますが、「特別目的会社の設立費用」など、所謂企業会計の「創立費」と同様のものとの理解でよろしいでしょうか。そうであるとするならば、令和6年4月の事業開始前に生じたものも対象になる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	197	67	別紙6	1				サービス対価の構成	サービス対価BのSPC組成費用とありますが、事業開始前に生じる「開業に伴う準備費用」も含まれますでしょうか。含まれる場合は所謂、企業会計の「開業費」と同様のものとの理解でよろしいでしょうか。そうであるとするならば、令和6年4月の事業開始前に生じたものも対象になる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	198	67	別紙6	2	1	ア		サービス対価A	「…サービス対価相当額(ただし、同一会計年度において、第81条に基づき当該会計年度に支払われた前払金額とあわせて24億円(消費税及び地方消費税を含む金額とする。)を超過する場合には、当該金額)を、ウからカまでに定めるところにより、事業者に支払う(以下「出来高払」という。)」とありますが、この中の「当該金額」とは、24億円を指している理解でよろしいでしょうか。その場合、当該年度に支払われた前払金額と出来高払額をあわせて24億円が当該会計年度上限額という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	199	67	別紙6	2	1	ア		サービス対価A	「…サービス対価相当額(ただし、同一会計年度において、第81条に基づき当該会計年度に支払われた前払金額とあわせて24億円(消費税及び地方消費税を含む金額とする。)を超過する場合には、当該金額)を、ウからカまでに定めるところにより、事業者に支払う(以下「出来高払」という。)」とありますが、この上限額は各更新改良施設毎の上限額でしょうか。それとも、各更新改良施設を合わせたサービス対価A全体としての上限額でしょうか。	各更新改良施設を合わせたサービス対価A全体としての上限額となります。
事業契約書(案)	200	67	別紙6	2	1	ア		同一会計年度の支払い上限額	「ただし、同一会計年度において、第81条に基づき当該会計年度に支払われた前払金額とあわせて24億円(消費税及び地方消費税を含む金額とする。)を超過する場合には、当該金額」とありますが、当該金額とは24億円という理解でよろしいでしょうか?	事業契約書(案)No. 198の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
事業契約書(案)	201	67	別表6	1				サービス対価の構成	サービス対価A、Bの対象に「公租公課の費用」とありますが、SPCに課される全ての公租公課は、例外なくサービス対価A、Bに含めることができるという理解でよろしいでしょうか。また、法人税等などの事業者の利益にかかる公租公課はどちらのサービス対価の対象となりますでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、事業契約書(案)No. 194の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	202	67	別表6	1				サービス対価の構成	電力費削減に関して提案評価を求めると記載がありますが、優先交渉権者選定基準の「1-1-5 カーボンニュートラル実現に向けた取組」の評価項目になるということでしょうか。それとも、サービス対価Bの対象費用の注釈に記載されておりますので、「1-3 運転維持管理に関する事項」の評価項目でしょうか。さらに、「1-4 VFMの最大化に資する提案」の費用抑制にも該当するようにも読めます。どの評価項目に該当するのでしょうか。	ご理解のとおり、電力費削減に関するご提案は優先交渉権者選定基準の「1-1-5 カーボンニュートラル実現に向けた取組」の評価項目と想定しており、様式3-1-11及び3-1-12に記載ください。ただし、提案内容によっては、別の評価項目に関連するものがあれば記載いただくことを妨げるものではありません。
事業契約書(案)	203	67	別紙6					対価の構成及び支払い方法	物価改訂時の手続きは、都度の契約変更は不要で、「協議・確認・通知」レベルで対応可能と理解してよろしいでしょうか。	都度の契約変更は不要です。詳細については協議により決定することを想定しています。
事業契約書(案)	204	68	別紙6	2	1	ウ		サービス対価A	「当該請求を受けた日から30日以内に出来高払によりサービス対価Aを支払う」とあることから、各事業年度終了の60日前までに出来高検査請求し、出来高検査請求から14日以内に検査、その後すぐに請求した場合には、各事業年度内の支払い(入金)になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	205	68	別紙6	2		①		サービス対価B(固定料金部分)	固定料金部分の「固定」の意味は、「変動」料金部分が、送水量に応じて金額が変動することに対して、送水量に応じて変動しないという意味での「固定」という理解でよろしいでしょうか。 つまり、運転維持管理期間中の15年間の金額が同額であるという意味での「固定」という意味ではないとの理解でよろしいでしょうか。 SPC運営費用も各年度により、人件費や補修修繕の有無などで、金額の変動があるはずであり、様式3-3-3でも各年度で異なる金額を入力できる様式であるとの理解しております。	ご理解のとおりです。15年間同額という意味での「固定」ではありません。
事業契約書(案)	206	68	別紙6	2		②		サービス対価B(変動料金部分)	「サービス対価Bの送水量に応じて変動する変動料金部分を、下記3. 変動料金換算基準に基づく方式で算出した額を運転維持管理期間中に計180回支払う。」とありますが、収支計画上、算定基礎となる送水量は様式3-3-3に記載の送水量を基に算出することよろしいでしょうか。また、その場合、年度毎の送水量が示されておりますが、月毎の送水量は不明なため、変動料金部分についても固定料金部分の支払と同様、年間の支払額を計算し、その12分の1相当が毎月の支払となる想定で収支計画上においてサービス対価(変動料金部分)を算出することよろしいでしょうか。	提案書における記載方法としては、年度単位での記載・支払いとなるため、ご理解の方法での算出・記載で問題ありません。
事業契約書(案)	207	68	別紙6	2		①		サービス対価B～D	①サービス対価B(固定料金部分)およびサービス対価Cについて、「毎月、年間の支払額の12分の1相当額を運転維持管理期間中に計180回支払う。」とありますが、月毎の費用大小にかかわらず、年間支払額の12分の1として固定額とする理解でよろしいでしょうか。その場合、端数が生じた場合の処理方法についてご教示ください。	支払方法については、ご理解のとおりです。端数処理については、他の支払いも含め、事業者との間での調整により決定いたします。
事業契約書(案)	208	68	別紙6	2		②		サービス対価B(変動料金部分)	様式3-3-3に算定基礎となる送水量があらかじめ示されておりますが、これは提案上の見積のための基準としてのものであり、事業開始後に実際のサービス対価B(変動料金部分)として計算し、支払われるのは、実際の送水量に基づいて計算された金額という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	209	68	別紙6		(2)	③		サービス対価C	「本市は、サービス対価Cの支払については、毎月、年間の支払額の12分の1相当額を運転維持管理期間中に計180回支払う。」と記載されていますが、P. 67表サービス対価の構成では、サービス対価Cは補修・修繕費(各更新改良施設)に該当するとありますので運転維持管理期間中に180回支払うと矛盾します。サービス対価Cについての定めを確認させてください。	ご指摘のとおり、事業開始直後は各更新改良施設として本件の支払い対象となる対価は存在しないものと考えます。実際の支払いがある回数については、事業者の提案・工事の進捗に応じて決定されるものとなりますが、支払いの機会(0円の支払いを含む)としては、事業期間中全てにかかるため、便宜上このような記載とさせていただいております。
事業契約書(案)	210	68	別紙6	2		①		2. (2)①②	サービス対価Bの固定料金及び変動料金の費目については、様式4-1に例示がありますが、これ以外に貴市が想定している主要なサービス対価Bの固定料金及び変動料金の費目について、ご教示ください。	様式4-1に記載しているものが想定している主要な費目となります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
事業契約書(案)	211	68	別紙6		(2)	③		別紙6 (2)③	サービス対価Cは、補修・修繕の実施の有無にかかわらず、毎月、年間の支払額の12分の1相当額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	212	69	別紙6	4				支払手続	事業者は本市から定期のモニタリングの結果及びサービス対価減額の有無に関する通知を受けるまで、請求書を発行することができないものとする、とありますが、この通知はいつ発送するのでしょうか。また、通知方法（郵送、メール、FAX等）を教えてください。	具体的な日程については、定期モニタリングのスケジュールにて決定することとなりますが、事業者からモニタリング報告書を受領してから3週間以内に結果を通知します。
事業契約書(案)	213	69	別紙6	4				支払手続	請求書を受理した日から30日以内に支払う、とありますが、特定の日（20日や、末日等）に支払われると決まったものではなく、30日以内の任意の日の支払になるのでしょうか。また、通常の瑕疵がない請求書の場合、受理に要する日数の目安を教えてください。	事業契約書（案）に記載のとおりです。
事業契約書(案)	214	69	別紙6	4				支払手続	サービス対価B～Dの支払いについて。定期モニタリングに先だって、当該月業務完了から7日以内に月間業務履行報告書とモニタリング報告書を提出し、そこから3週間以内に定期モニタリングが行われ、さらにその結果及び減額の有無の通知を受けてから請求書を提出。その30日以内に支払を受けるという請求手続きの流れかと存じます。そうなりますと、当月分の入金は、早くとも翌翌月、遅くなると3ヶ月目の入金となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	215	69	別紙6	5	1	①		物価変動に伴うサービス対価A	令和4年2月に国交省から『「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について』が公表されました。本件においてもそれを準用頂き、PSCの積算基準日から契約締結時点までに物価変動により上昇した金額について、契約締結時点で金額変更契約を締結する等のご対応を頂けますでしょうか。	ご意見として承ります。
事業契約書(案)	216	70	別紙6	5	1	⑤		基準金利	「事業期間中に基準金利の改訂は行わない。」とありますが、この「基準金利」とは何を指したのでしょうか。	公定歩合その他、民間における貸出金利等の変動を指しております。本件については、サービス対価の割賦払い等を採用していないため、改訂の対象ではない旨を記載させていただいております。
事業契約書(案)	217	70	別紙6	5	1	①	ウ	サービス対価の改定及び変更	変動前残工事代金額を求めるための、「本事業公募期間中の平均値」とはどういう計算方法でしょうか。 (2)のサービス対価B～Dは「指標」の「年度平均値」と「前回改定時の年度平均値」を比較するため、上記「本事業公募期間中の平均値」は意味をなすかと存じますが、(1)サービス対価Aは「変更前残工事代金額」と「変更後残工事代金額」の差額が1000分の15を超える額と「金額」を比較対象としているため、「本事業公募期間中の平均値」や「前回改定時の平均値」は意味をなさないのでないでしょうか。	公募期間中（令和4年10月～令和5年6月）の数値の平均値を想定しています。後段については、今後の見込みに使用する指標として、現時点までの指標を基に算出を行います（再度見積もりをとるなどではありません）。
事業契約書(案)	218	70	別紙6	5	1	①	ウ	サービス対価の改定及び変更	「請求のあった日時時点で確定している直近12か月の物価変動の指標の平均値を基準として」とありますが、より実態を反映した「請求のあった日時時点の物価変動の指標を基準として」としていただけないでしょうか。	ご指摘のとおり、できるだけ直近の数値を採用することが特に物価上昇局面では適切な数値となるものと考えますが、基準とする期間としては、基準とする期間及び改定の基礎となる期間について双方ともに、平均値とすることで、一時的な変動若しくは恣意的な指標活用ではないことを担保するために、両者ともに平均値とさせていただきます。
事業契約書(案)	219	70	別紙6	5	1	②		金利変動に伴う改訂	「事業期間中に基準金利の改訂は行わない」とありますが、昨今の社会情勢を鑑み、「事業期間中に基準金利の改定について、請求、協議を行うことができる。」と変更していただきたくお願いいたします。	事業契約書(案)No.216の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	220	70	別紙6	5	1	①	ケ	物価変動に伴う改訂	「・・・サービス対価の改定の指標が実態と著しく乖離している場合には、事業者は指標の変更を請求、協議を行うことができる。」と記載がありますが、「著しく」との記載は曖昧な表現かと思われ。そのため、改定の指標と実勢価格（見積価格等）を比較した際に数%の乖離が生じている場合等の記載をいただくご検討をお願いいたします。	指標については、基幹統計をはじめとした公的な統計であることや今後安定的に指標として活用することが可能であるかという視点から選定を行っております。ただし、各費目ごとに細かく設定を行っている性質上、今後の統計調査方法・構成費目の変更によって、実態を反映していない、対象費目が廃止・統合されるということが発生する可能性があるものと想定しています。そのため、例えば、各指標と実勢価格（業界データなど客観的な指標）を調査した結果、正の相関関係が認められない若しくは、弱い相関しかない場合であり、かつ、公的な統計指標として、より高い相関関係のある指標が他にある場合について変更するものと想定しています。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
事業契約書(案)	221	70	別表6					物価変動に伴う改訂	サービス対価Aが著しく不適当となったときは、とありますが、基準はありますか	各指標の性質上、公表や反映までに一定の期間がかかるものと考えます。そのための別紙6 5. (1)①カに記載のとおり、「急激なインフレーション又はデフレーション」によって指標の公表を待たずに協議が必要な場合を想定しています。
事業契約書(案)	222	71	別紙6	5	2			サービス対価	サービス対価B～Dですが、提案価格を提示する際は各種指数の数値が未定であることから令和6年度の単価等条件を基準として物価変動分を考慮しない提案価格でよろしいでしょうか。	各事業者において、公募期間中の見積・積算を行った数値を基に提案価格を作成いただくものと考えておりますが、一方で、事業期間が長期間にわたるため、公募期間を基準とした物価指標の変動を事業開始後において修正・変動を行う必要があるものと考えております。そのため、各事業者が公募期間中の指標をもとに提案価格を作成するというようなことを想定しています。
事業契約書(案)	223	71	別紙6					サービス対価の改定の指標	「表 サービス対価の改定の指標」は各サービス対価の内訳項目（例、人件費、薬品日、火災保険など）に対して別々の指標が設定されています。そのため各サービス対価のその内訳項目毎に1000分の15以上の変動があるかどうかを判定する事となりますでしょうか。また、改定される場合は、内訳項目毎にP71に【計算式】によって計算され、それら内訳項目の合計が各サービス対価となる理解でよろしいでしょうか。またそうだとするならば、その内訳項目はどの対象単位となりますでしょうか。例えばサービス対価Bであれば様式3-3-3及び様式3-3-4に記載する、「運営管理業務費」以下の「人件費」等の項目が一対象単位となりますでしょうか。	判定としては、各サービス対価毎を単位として、各内訳項目について頂いた計算式に基づいて積み上げを行い判定を行います。
事業契約書(案)	224	71	別紙6					サービス対価の改定及び変更	委託料改定について、以下のような事項は、落札者との協議で決定されるという理解でよろしいでしょうか。 ①年1回の改定は、どの時期に行いますか。またその請求期間はいつまでに行えば宜しいでしょうか。 ②対象年度は、4月から翌年3月までですか ③年度が②の通りなら、初回の改定は、令和6年4月から翌年3月までを対象として行いますか ④5年ごとに基準指数が改定されると思いますが、都度接続指数を用いるということでしょうか	具体的な協議タイミング等については、事業者との協議によって決定するものと考えますが、円滑な事業費改定という観点で考えた場合、以下を想定しています。 ①の改定時期につきましては、次年度のサービス対価変更の協議について9月に実施することを想定しています。 ②については、改定の対象となるサービス対価ということであればご理解のとおりです。 ③については、令和6年度については改定は行いません。初回の改定については、令和7年4月からの改定（協議の根拠となる指標としては、令和5年8月から令和6年7月の指標を使用）を想定しています。 ④についてはご理解のとおりです。
事業契約書(案)	225	72	別紙7					サービス対価の改定の指標	サービス対価Bの「水量当たりの変動料金の単価」も物価変動に伴う改定の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	226	74	別紙7-1	1	1	②		モニタリング計画書の作成	①事業者が作成するモニタリング計画書とは、セルフモニタリングの計画書という理解でよいでしょうか。②市の実施するモニタリングのモニタリング項目は、市が作成するとの理解ですが、いつのタイミングでどのように作成される予定でしょうか。	モニタリング計画書の内容として、事業者が実施するセルフモニタリング、本市のモニタリングの具体的なプロセス等について作成する予定です。具体的な作成については事業者の提案内容を踏まえ、事業契約締結後に作成する予定です。
事業契約書(案)	227	78	別紙7-1	2	2	②		業務期間中のモニタリング	「原則として、本市は、定期モニタリングについてはモニタリング報告書を受領してから3週間以内に行い、事業者へ結果を通知する。」とありますが、結果通知まで含めて3週間以内という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	228	79	別紙7-1			②		別紙7-1 3.② 表	レベル3における事象で、「・事業者の責により、違法行為・人身事項等が発生した場合」の記載がありますが、「人身事項等」は、「人身事故等」と思われますので、ご確認ください。	ご指摘を踏まえまして事業契約書について修正をします。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
事業契約書(案)	229	81	別紙7-2	2	(2)			減額ポイントに応じた減額	「サービス対価B～Dの支払に際しては、当該月の加算減額ポイントの合計を計算し、下記の計算式及び下表に従って、サービス対価の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該支払期日の支払額を事業者に通知する。当該月に加算された減額ポイントは、当該月末の日から1年間持ち越されるものとする。ただし、当該月において減額を行った場合には、次の期間に持ち越されないものとする。」とあるため、当該月の累計ポイントが、P82の表の減額ポイント合計に該当する事となった場合は、減額が行われるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、減額が行われると、その減額された月の累計ポイントは次の期間に持ち越されない。この次の期間とは「次の月」であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
事業契約書(案)	230	81	別紙7-2					サービス対価の減額	是正勧告を行った場合、減額ポイントを計上するとありますが、是正勧告に至る手続の記載がありません。事業者の抗弁の機会は保障されないのでしょうか。	当該手続きについて、モニタリング計画の中で協議を行う予定です。また、実際に対価の減額を行う際には、事業者から異議を申し立てることなどが可能となります。
事業契約書(案)	231	81	別紙7-2					サービス対価の減額	事業者に帰責事由が無い場合（不履行が第三者の行為による場合等）は減額ポイントは計上しないと考えてよろしいでしょうか。	不履行が本市の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、減額ポイントを計上しません。
事業契約書(案)	232	81	別紙7-2					別紙7-2サービス対価の減額	本事業では事業者の責によるサービス対価の減額（ペナルティ）のみ設定されており、インセンティブについて明確な設定がされておりません。例えば一定期間違反行為が無くモニタリングで優良な管理が認められた場合は減額ポイントが相殺される仕組みや、次期事業者選定時に評価点が加算される仕組みをご検討願います。	ご指摘の点につきましては、減額ポイントの持ち越し期間の設定（1年間）を設定しポイントの累積を抑えることなどを考えています。また、加算する仕組みについては、本事業については有意義な提案がある場合は、事業契約書108条による事業者からの提案など、事業契約書・要求水準書へ反映していく仕組みを設けております。当該制度との重複や定義が不明瞭となることから加算する仕組みについては検討をしております。
事業契約書(案)	233	81						別紙7-2サービス対価の減額	事業者の責によるサービス対価の減額のみ設定されており、インセンティブについて設定がありません。例えば一定期間違反行為が無くモニタリングで良好な管理の場合は加算ポイントにより、減額ポイントが相殺される仕組みや次期事業者選定時に評価点が加算される仕組みをご検討願います。	事業契約書(案)No.232の回答をご参照ください。
事業契約書(案)	234	83	別紙8	1				法令変更による損害等の負担割合	「本事業に直接関連する法令等」は具体的にどのような法令等が該当しますでしょうか。	耐震基準や水質基準の変更など本事業を実施する上で必要となる基準の追加や変更などが該当します。
事業契約書(案)	235	83	別紙8	1				本事業に直接関係する法令	「本事業に直接関係する法令」とは、募集要項P5～6に示された「本事業に直接関係する主な法令、基準、指針等」を指す、という理解で宜しいでしょうか。	募集要項に記載の法令を含め、本事業を実施する上で必要となる基準の追加や変更などが該当します。
事業契約書(案)	236	83	別紙8	4					「上記以外の法令等又は税制の変更若しくは新設の場合事業者が100%負担」となっておりますが、事業者がコントロール出来ない法令変更に関するリスクを事業者が100%負担するのは合理的ではないと懸念します。当該法令変更による負担割合については、都度協議とさせて頂きませんか。	当該法令変更が、本事業に直接関係する法令であるかという点で判断をすることとなります。具体的な法令変更の内容によって1～4のいずれに該当するものか判断することとなります。
事業契約書(案)	237	83	別紙8					法令変更による損害等負担割合	「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」による法定福利費事業者負担分の支出増加、「週休二日の実現に向けた取組」での支出増加のようなことが、今後、発生した場合は事業者100%負担となるのでしょうか。	当該取り組みによって、サービス対価の改定その他の規定に該当する場合はサービス対価の改定を行うものと想定します。
事業契約書(案)	238	84	別紙9	1				不可抗力による損害等の負担割合	「ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち、当該各更新改良施設に係る更新改良業務に係る対価相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。）の100分の1を超える部分を本市の負担部分から控除する。」とありますが、不可抗力による追加費用及び損害額の負担割合の考え方として、その追加費用及び損害額から受領した保険金額を控除した額について、その100分の1に至る金額までは事業者負担であり、これを超える金額は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。運転維持管理期間についても同様です。	本件については、あくまで「当該各更新改良施設に係る更新改良業務に係る対価相当額」を事業者負担の基準としております。保険による支払額のうち、事業者の負担相当額を超える場合については、本市の負担部分から控除します。
事業契約書(案)	239	84	別紙9					別紙9不可抗力による損害等の負担割合	当該事業年度のサービス対価B,C,Dの支払予定額1%までを事業者が負担とありますが、補修・修繕費であるCやDは再委託費用なども含むため、サービス対価Bのみとするお考えはないでしょうか。	ご意見として承ります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
事業契約書(案)	240	全体							実施方針別紙2で示されていたリスク分担表の内容は全て事業契約書に落とし込まれているという理解でよろしいでしょうか。実施方針別紙2から考え方が変更になった部分があればご教示ください。	実施方針及び質問回答を踏まえた修正を基に、事業契約書の各条項を作成しております。考え方として変更はございません。
要求水準書	1	1	1	1.2	(2)	①		更新改良業務の対象となる施設について	更新改良業務の対象となる施設である真野浄水場、真野取水場、新瀬田浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池の各々の停電可能な時期・時間は、事業者から提案することによろしいでしょうか。	更新改良業務の対象となる全施設において、停電を想定した工事は考えておりません。仮に工事の関係上、数時間程度停電を余儀なくされる場合は、施工手順や詳細な水運用等をご提示頂き、本市が認めた場合に限り、停電を認めます。
要求水準書	2	2	1	1.2	(5)	①	(イ)	運転維持管理対象施設	運転維持管理対象施設の浄水場において、要求水準書別紙4：大津市水道施設一覧表 浄水場に比良浄水場の記載があります。比良浄水場はR3年度に廃止されているため、運転維持管理対象施設とはならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえまして要求水準書別紙4について修正をします。
要求水準書	3	2	1	1.2	(5)	①	(イ)	運転維持管理対象施設	運転維持管理対象施設の「その他付帯施設」とは、要求水準書別紙4に記載がある「調圧水槽」「減圧施設」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	4	3	1	1.2	(5)	(ア)		任意提案業務について	任意提案業務の提案価格への含入可否、評価内容及び配点、契約後の実施可否の決定プロセス、履行義務等の具体的な内容についてご教示いただけますでしょうか。（実施方針への質問回答で、募集要項等で確認の旨記載あり）	契約書77条2項により、任意提案業務は事業者の負担で実施することを想定しています。サービス対価及び提案価格に含めないことを想定しております。収支計画には任意提案業務における費用・収益見込みを記載ください。契約後の実施可否の決定プロセスについては、技術対話ですり合わせたうえで、提案を受け付け、実施契約締結前に提案時点の任意提案業務の受け入れ可否を判断して、契約では任意提案業務を含む形で決定する見込みです。事業開始後に提案を受ける任意提案業務は、提案された時点で協議・受け入れ可否を決定し、契約へ含むことを想定しています。
要求水準書	5	3	1	1.2	(5)	②		任意提案事業	任意提案事業の実施場所は、維持管理対象施設内に縛られず、任意の場所において実施できるということでしょうか。	任意事業としてご提案いただく内容によって決定します。具体的な想定等ございましたら技術対話の中でご提案ください。
要求水準書	6	3	1	1.2	(6)			CM方式について	「本市が別途CM（Construction Management）方式によるマネジメント業務委託を実施した場合、事業者は、CM方式受託者が業務を円滑に実施できるよう、協力すること」とありますが、CM受託者からの指示で要求水準書や提案内容以外のもので追加コストが発生する場合は、変更対象と考えてよろしいでしょうか。	本件については、通常市側との間で行う調整や検査等について別途発注を行うことを想定しています。また、ご指摘の受託者による指示による変更が必要な場合などは本市を介したものとなり、事業契約書（案）の規定による手続きを行う予定です。
要求水準書	7	3	1	1.2	(6)			CM方式	本事業の事業者は、CM方式受託者が行う本事業のモニタリング業務について、協力するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	8	3	1	1.2	(6)			CM方式	CM方式によるマネジメント業務委託で、本事業と関連のある業務内容についてご教示ください。	通常市側との間で行う調整業務などのやりとりなどを想定しています。
要求水準書	9	3	1	1.2	(6)			事業方式	「本事業における施設整備において、本市が別途CM方式によるマネジメント業務委託を実施した場合、事業者は、CM方式受託者が業務を円滑に実施できるよう、協力すること」との記述について、 ①委託される具体的な業務内容をご教示下さい。 ②事業者の協力の具体的な作業内容をご教示下さい。 ③実施設計、更新改良工事、運転維持管理業務のいずれに関係する内容でしょうか。	要求水準書No. 8の回答をご参照ください。
要求水準書	10	3	1	1.2	(6)			事業方式	CM方式によるマネジメント業務委託とありますが、貴市で実施する施工管理業務を別途外部委託するという理解でよろしいでしょうか。	あくまで実施した場合を想定した記述となっており、具体的な外部委託について決定しているわけではありません。
要求水準書	11	3	1	1.2	(6)			事業方式	「なお、本事業の置ける施設整備において、本市が別途CM・・・」と記載がありますが、マネジメント業務委託受託者、貴市及び本事業受託者のリスク分担を事前に提示をお願いいたします。 例えば、仮にマネジメント業務受託者の判断・指示に誤りがあり、事業者が損害を被った場合の責任・費用元等を事前に確認をさせていただきたくお願いいたします。 またマネジメント業務受託者、貴市及び本事業受託者にて協議することを前提に、業務委託を別途ご発注いただきたくお願いいたします。	要求水準書No. 6の回答をご参照ください。
要求水準書	12	3	1	1.2	(8)			事業スケジュール（予定）	真野浄水場の運転開始と、旧系列撤去工事の実施に2年以上の期間が空いている理由をご教示ください。また、この期間は真野浄水場旧系列は維持管理業務対象外との理解でよろしいでしょうか。	前者について、本市予算上の都合により撤去時期の想定をいたしました。具体的な撤去時期は、要求水準書を順守する範囲で、事業者提案によることとなります。後者について、要求水準書等記載内容を順守する範囲で、維持管理業務の対象外として問題ありません。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	13	4	1	1.2	(8)	①		事業期間	「真野浄水場の試運転開始は令和12年9月末日を期限とし」「新瀬田浄水場の試運転開始は令和14年9月末日を期限とし」とされていますが、それ以前でも問題はないでしょうか。また9月末日以降の場合は、理由書等の提出により認めていただくことは可能でしょうか。	真野浄水場及び新瀬田浄水場の試運転開始の前倒しは問題ありませんが、後倒しを行う場合は引渡しの時期を厳守できる場合に限り認めます。
要求水準書	14	4	1	1.2	(8)	①		事業期間	本事業において、単価合意の実施方針や実施時期についてご教示ください。	設計業務において提出された工事費内訳書の妥当性を本市が確認し、協議により単価合意を図ります。
要求水準書	15	4	1	1.2	(8)	①		事業期間	「新瀬田浄水場の試運転開始は令和14年9月末日を期限とし、・・・」がありますが、令和14年9月より前倒しして試運転を開始することは可能でしょうか。	可能です。
要求水準書	16	5	1	1.3	1			用語の定義	用語の定義として既存施設を「事業者が更新改良を実施しない構造物・設備・管路のことをいう。」とありますが、更新改良施設の対象ではあるものの、既設設備又は既設施設を流用せざる負えない対象物・施設は既存施設に含まれると考えてよろしいでしょうか。一例として、既設土木構造物を流用して、そこに機器を設置する場合は、機器については更新改良施設であり、既設土木構造物は更新改良施設の対象外(既存施設)と考えておりますが、この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	17	7	1	1.3	(3)	①		更新改良業務の対象となる施設	現状の施設・設備は、各規制値に適合されたものとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	18	7	1	1.3	(3)	①		更新改良業務の対象となる施設に記された「埋蔵文化財」に関する事項	真野浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池について「埋蔵文化財包蔵地」との記載がありますが、施工において遺跡などの露出が確認され、文化財調査が優先される事となった場合の本事業に関する対応はどのように想定しているのでしょうか。	文化財調査が優先されることとなった場合は、本市の責として対応します。
要求水準書	19	8	1	1.3	(4)			施設能力	「注）*2 一級河川琵琶湖表流水の水利使用許可期間は最長10年であり、本事業の終了までに複数回の使用許可の更新を予定している。」と記載がありますが、更新申請は貴局が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	20	8	1	1.3	(4)			施設能力	「注）*4 できる限り浄水ロスを削減し、37,500m3/日に近い浄水能力を確保すること。」との記載がありますが、容量の大きさが提案評価の対象となりますでしょうか。	総合的に提案内容を評価します。
要求水準書	21	8	1	1.3	(4)			施設能力	「注）*1 現状の配水池容量を示す。なお、耐震補強後の配水池の確保容量はできるだけ多くすること。」との記載がありますが、容量の大きさが提案評価の対象となりますでしょうか。	総合的に提案内容を評価します。
要求水準書	22	8	1	1.3	(4)		表-2	施設能力について	水利使用許可について、本事業開始後1回目の更新で真野浄水場は48,000m3/日の取水量になると理解しております。「本事業の終了までに複数回の使用許可の更新を予定している。」との記載がありますが、想定されている2回目以降の水利使用許可更新の時期と水量についてご教示ください。	2回目の水利使用許可更新の時期は1回目から10年後です。水量については1回目と同量です。
要求水準書	23	8	1	1.3	(4)		表-2	施設能力について	「注）*4 できる限り浄水ロスを削減し、37,500m3/日に近い浄水能力を確保すること。」とありますが、具体的な数値の要求水準は無いという理解でよろしいでしょうか。また、既設施設・設備の老朽化に起因する浄水ロスの増大が発生した場合、市側のリスクという理解でよろしいでしょうか。	前段、後段とも、ご理解のとおりです。
要求水準書	24	8	1	1.3	(4)			表-2 施設能力 浄水能力	表-2で真野浄水場の更新改良後の浄水能力が45,000m3と記載されていますが、水利使用許可更新後は48,000m3となっています。浄水能力は現状のままとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	25	8	1	1.3	(4)			表-2 表外下部の注)	注) *4 できる限り浄水ロスを削減し、37,500m3/日に近い浄水能力を確保することとありますが、令和3年度実績では25,500m3/日（日最大）となっています。令和3年度の契約内容の違いでしょうか。もしくは、施設または原水の水質に課題があるのでしょうか。ご教示ください。	新瀬田浄水場について、令和3年度実績に対し浄水能力が37,500m3/日と大きいのは、同浄水場の更新改良後に膳所浄水場を廃止することとしており、それによる能力減少を補うためです。なお施設及び原水水質に特に課題はありません。
要求水準書	26	8	1	1.3	(4)	表-2	※4	施設能力	「できる限り浄水ロスを削減し、37,500m3/日に近い浄水能力を確保すること。」とありますが、最低限確保しなければならない浄水能力をご教示いただけますでしょうか。また同項の表-3の※1の同様にご教示いただけますでしょうか。	前段、後段とも、最低限確保しなければならない能力はありません。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	27	8	1	1.3	(4)	表-2		施設能力	表-2に更新改良施設の施設能力について記載がありますが、真野浄水場、新瀬田浄水場の計画処理水量、計画一日最大給水量、計画一日平均給水量、最小給水量などの基本条件を提示していただきたくお願いいたします。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	28	8	1	1.3	(4)			施設能力	新瀬田浄水場の件、できる限り浄水ロスを削減し、37,500m ³ /日に近い浄水能力を確保すること、とありますが、水処理システムが変わらないため、既設運用と同等の運用を行えば問題ないという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
要求水準書	29	8	1	1.3	(4)			施設能力	表-3の欄外注記に「なお、耐震補強後の配水池の確保容量は出来るだけ多くすること」とありますが、この記述の意図は、耐震補強工法を限定するものではなく、あくまで事業者提案の範囲内で、容量確保に対する可能な配慮を行うものとの理解で宜しいでしょうか。具体的には、事業開始後の詳細設計にて複数の補強工法が可能と判断された場合に、容量が最も確保できる工法であれば提案時と異なる工法であっても、難易度やコストを度外視して選択しなくてはならない、という制約条件となることを危惧しています。もしこの意図であれば、要求水準にて工法の指定をして頂くか、契約変更の要件として頂きたく存じます。	ご理解のとおりです。詳細設計時に、要求水準書の耐震性を満たす限り難易度やコストを度外視した要求は行いません。
要求水準書	30	8	1	1.3	(4)			表-2 更新改良施設の施設能力（取水ポンプ・浄水場）	真野浄水場及び新瀬田浄水場の更新改良後の浄水量能力が、それぞれ45,000、37,500m ³ /日とありますが、両浄水場の更新後の実処理水量の範囲（最大～平均～最小）について教示願います。	湖都大津・新水道ビジョン（令和2年度改訂版）、参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料（認可図書）、参考資料等を参考に、事業者にて推察してください。なお詳細については事業契約後、協議により決定します。
要求水準書	31	8	1	1.3	(5)	③	表-8	浄水場の運転実績等について	水利使用許可水量に対し、取水量の実績が少ないと見受けられますが、水利使用許可の更新等で許可水量が減少することは考えられないでしょうか。また、事業期間中に許可水量が減少した場合、運転維持管理方法の変更、実負荷による試運転の計画を変更せざるを得ない等によりコストが増大する場合、変更対象と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の事態を想定しておりません。
要求水準書	32	9	1	1.3	(4)			表-4 更新改良施設の施設能力（送水ポンプ）	平均および最小水量についても、設定をお願いします。	詳細設計時に協議により決定します。
要求水準書	33	9	1	1.3	(5)	①		残留塩素	「遊離残留塩素濃度の低下の原因が管路にある場合を除く」とありますが、原因が本事業によるものか管路によるものかを、どのように判断、評価するのでしょうか。	浄水場出口の遊離残留塩素の管理値から判断します。
要求水準書	34	9	1	1.3	(5)	①		水質管理目標値	「なお事業者は、原水水質、浄水方法・条件及び水道法の水質基準等を踏まえ、浄水及び給水栓水の水質管理目標値を定め、その確保に努める。」とあります。事業者の定める水質管理目標値は、水質管理の要求水準と同じ、またはよりもより厳しい目標値を定めるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	35	9	1	1.3	(5)	①		水質管理目標値	「なお事業者は、原水水質、浄水方法・条件及び水道法の水質基準等を踏まえ、浄水及び給水栓水の水質管理目標値を定め、その確保に努める。」とあります。一方で表-5には水質管理の要求水準が定められております。表-5の要求水準は「市の水質管理目標値」として頂き、「市の水質管理目標値を参考として事業者が水質管理目標値を定める」として頂けませんでしょうか。要求水準という文言を削除し目標値とすることで、例えば水質変動時において一時的に目標値を超過した場合でも、例えば混和池のpHが表-5の範囲から外れても、浄水としての水質が基準値を満たしている限りにおいて、浄水処理を停止することなく運転を継続することができます。	ご意見として承ります。
要求水準書	36	9	1	1.3	(5)	①	表-5	水質管理に関する要求水準	水質管理の要求水準の記載がありますが、原水引き渡し条件をご提示いただけますでしょうか。	最大値として、真野浄水場は要求水準書P30、新瀬田浄水場はP39をご参照ください。これら以外の水質は実績値(参考資料)からご判断ください。
要求水準書	37	9	1	1.3	(5)	③		水量管理に関する要求水準	本事業期間（15年間）の各浄水場等において、想定されている計画取水量および計画配水量をご教示ください。	要求水準書No. 30の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	38	9	1	1.3	(5)	①		表-5 水質管理の要求水準	このpHの要求水準では、高濁度時はアルカリ剤による調整が必要となります。pHの要求水準は高濁度時は除外頂けませんか。	ご意見として承ります。
要求水準書	39	9	1	1.3	(5)	①		表-5 水質管理の要求水準	表-5水質管理の要求水準に混和池の水素イオン濃度が規定されていますが、混和池は「急速混和池」を指すと考えてよろしいでしょうか。	真野浄水場では急速攪拌池が混和池となります。
要求水準書	40	11	1	1.3	(5)	③		水質管理に関する要求水準	表-8に取水量、配水量の日平均値と日最大値の運転実績が示されていますが、日最小値の運転実績についてもご教示ください。	要求水準書No. 30の回答をご参照ください。
要求水準書	41	12	1	1.3	(5)	④		排水に関する要求水準	大津市における免除下水排水基準が示されていますが、各浄水場の排水の水質測定結果をご教示ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	42	12	1	1.3	(5)	④		表-9	表-9に記載されている各項目における水質基準値（（）内の数値は除く）は、当該水質試験毎の試験結果に対する基準値、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
要求水準書	43	12	1	1.3	(5)	④		排水に関する要求水準	表-9、表-10に「水利権」との表現がありますが、水質汚濁防止法及び県や市の条例等に基づく排水量の申請水量（上限値）との読み替えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	44	12	1	1.3	(5)	④	表-9 表-10	排水基準	最大排出量については、真野浄水場は3,300m ³ /日、新瀬田浄水場は570m ³ /日と定められていますが、本水量以下であれば試運転期間中に毎日排出することは問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	45	12	1	1.3	(5)	④	表-9 表-10	排水基準	最大排出量については、真野浄水場は3,300m ³ /日、新瀬田浄水場は570m ³ /日と定められており、1日の総量としての表記と思われま。瞬時流量（分あたりあるいは時間あたり）の制限がございますか？	日単位で管理しているため、瞬時流量の制限はありません。
要求水準書	46	13	1	1.3	(5)	⑤		下水道放流水に関する要求水準	「下水道放流施設を有する浄水場における・・・」とありますが、柳ヶ崎、膳所、新瀬田の3浄水場のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	47	13	1	1.3	(5)	④		表-10	表-10に記載されている各項目における水質基準値（（）内の数値は除く）は、当該水質試験毎の試験結果に対する基準値、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
要求水準書	48	14	1	1.3	(5)	⑤		表-11	表-11に記載されている各項目における水質基準値（（）内の数値は除く）は、当該水質試験毎の試験結果に対する基準値、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	要求水準書No. 47の回答をご参照ください。
要求水準書	49	15	1	1.3	(7)			アセットマネジメント	「上記アセットマネジメントに基づき、・・・長寿命化を求める」とあります。貴市で策定されている「大津市水道事業アセットマネジメント」の計画内容および活動内容について教示願えないでしょうか。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	50	15	1	1.3	(7)			構造物、設備等の耐用年数	貴市の水道施設更新基準年数を前提に設備選定しますが、ライフサイクルコストも勘案し、基準年数より短期でも機種によってトータルコストが安価であれば、更新計画に折り込んでもよろしいでしょうか。	問題ありません。
要求水準書	51	15	1	1.3	(7)			構造物、設備等の耐用年数について	「本市アセットマネジメントにおける水道施設の更新基準年数は、建築物：50年、土木構造物：90年、機械設備：25年、電気設備：30年、計装設備：20年」とありますが、提案検討の参考資料とさせていただくため、「大津市水道事業アセットマネジメント（平成24年度策定）」を提供いただけないでしょうか。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	52	15	1	1.3	(8)			契約不適合責任及び保証期間について	「事業者は、運転維持管理機関終了後1年の間に、運転維持管理対象施設に関して事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合は～」との記載がありますが、性能未達となる場合の判断はどの様に行うのでしょうか。	施設が本来持っている性能に対して、下回っているか否かで判断します。
要求水準書	53	15	1	1.3	(9)			業務実施体制について	「総括代理人を1名、～各々1名を配置すること」とありますが、事業期間における途中変更は認められるでしょうか。また、配置技術者の所属は特に指定が無いものと考えてよろしいでしょうか。	前段、後段とも、ご理解のとおりです。
要求水準書	54	15	1	1.3	(9)			総括代理人	本事業の開始～更新改良業務の完了までと、更新改良業務の完了後～本事業の終了までとで、総括代理人を変更することは可能でしょうか。	可能です。
要求水準書	55	15	1	1.3	(9)			総括代理人、総括工事責任者、業務責任者	総括代理人、統括工事責任者、業務責任者は、それぞれ、事業期間内において変更可能でしょうか。	必要となる資格要件や変更の理由等をお示しいただくことで変更することは可能です。
要求水準書	56	17	1	1.3	(10)	④		基準・指針等	募集要項に入っていないガイドラインが入っていますが、こちらが正との理解でよろしいですか	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	57	18	2	2.2	(1)	③		地下埋設物	埋設配管等、既存の地下埋設物の位置等（寸法、口径、平面位置、埋設深さ）が分かる資料（図面等）を提示いただけませんか。	参考資料をご確認ください。
要求水準書	58	18	2	2.2	(1)	③		地下埋設物	地下埋設物について、事業者選定後の資料調査や試掘調査によって、提案時に提示された資料との相違や提案時には不明であったり想定されなかった事象が判明し、事業費が増加する場合には、設計変更の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書第19条及び第30条第3項にそって対応することとなります。
要求水準書	59	18	2	2.2	(1)	③		地下埋設物調査	試掘調査を行った結果、埋設物の管理を行う関係機関との協議により、埋設物の移設や防護等が必要になった際は協議の上変更の対象となりますでしょうか。ご教示ください。	要求水準書No. 58の回答をご参照ください。
要求水準書	60	19	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査	アスベストについては別紙13アスベスト調査結果で確認できますが、本事業の撤去対象のなかでその他有害な物質（PCB、六価クロム、鉛など）を含むものについて、現時点で確認されているものがあればご教示ください。	現時点において確認した資料はありません。
要求水準書	61	19	2	2.2	(1)	⑤		アスベスト調査	19頁の⑤アスベスト調査は、構造物の耐震補強及び撤去するために別紙13既存アスベスト調査報告書を参考に調査を行うもので、62頁の表-33保守点検業務17のアスベスト含有率分析調査業務とは別の業務という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	62	19	2	2.2	(1)	⑦		遺跡・文化財調査について	遺跡・文化財調査の必要な範囲は7頁記載の埋蔵文化財包蔵地のみでよろしいでしょうか。また費用は調査に係るものは事業者負担とし、発掘が必要となった場合の費用負担及び工期延長リスクの分担については協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	63	19	2	2.2	(1)	⑥		雨水・汚水排水路の調査	排水経路等について雨水・汚水排水先を含め現地確認すると記述していますが、調査対象範囲は計画機場の敷地内と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、敷地内の施設と敷地外の施設を接続する工事がある場合はそこまでを調査対象範囲とします。
要求水準書	64	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	・周辺影響調査とは具体的にどのような調査を想定していますかご教示ください。	事業者にてご判断ください。
要求水準書	65	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	・遺跡・文化財調査を検討するに当たり、P7に記載されている真野浄水場では沢組遺跡、仰木低区配水池では三ツ木遺跡、真野低区配水池では、曼茶羅山古墳群とありますが現時点でどのような状況か判断できる資料をご教示ください。	沢組遺跡（真野浄水場）は今後本市文化財保護課による発掘調査を予定しています。
要求水準書	66	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	・本市が実施する説明会等の対応の補助とありますが、現時点で予定されている説明会・現地見学会等について開催時期・回数等をご教示ください。	開催時期は未定ですが、年2回程度を想定しています。
要求水準書	67	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	家屋調査（地盤変動影響調査）では、家屋を事前に調査した後、工事完了後の調査及び算定が必要になった場合は、変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	変更対象にはなりません。
要求水準書	68	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	その他調査等として、必要と思われる調査を行った後、想定外の出来事等で追加で調査が必要になった場合は変更対象でしょうか。当初数量算出の基準或いは変更対象の基準をご教示ください。	変更対象にはなりません。
要求水準書	69	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	家屋調査の調査範囲について、これまで貴局で実施されている調査範囲設定の目安があればご教示ください。また、調査の基準があればお示ください。	調査範囲の基準は協議により決定します。
要求水準書	70	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	遺跡・文化財調査におきまして真野浄水場、仰木低区配水池および真野低区配水池が文化財包蔵地に指定されておりますが、調査にあつて留意することがありますでしょうか。	事業者にてご判断ください。
要求水準書	71	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	各調査の調査方法や頻度、範囲、時期が不明ですが、事業者がそれぞれを決めて実施するという理解で宜しいでしょうか。あるいは市と協議して決定するというのでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、必要に応じて、本市と協議が必要になるものがある場合は協議にて決定します。
要求水準書	72	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	「上記のほか、施設の設計・工事を行うに当たり、必要に応じて以下の調査等業務を行うこと。なお、調査方法や時期は適切に決定すること。」とありますが、記載されている各調査は、その実施の可否、調査方法、実施時期や頻度等は事業者の判断で決定できるものと理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
要求水準書	73	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	各調査は頻度、範囲がわかりませんので、ご教示ください。	事業者にてご判断ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	74	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	「必要に応じて以下の調査等業務を行うこと。なお調査方法や時期は適切に決定すること。」と記載されていますが、必要な調査は増額変更の対象と理解してよろしいですか？ もし、本業務に含まれているならば、必要な調査と不必要な調査を判断する定義と、想定している調査内容・規模・頻度等を対象施設ごとに明示して下さい。	前段は本市に責がない場合を除き、変更対象にはなりません。後段は、調査の必要性の有無については本事業が滞りなく安全に遂行されることを目標に、事業者にてご判断ください。
要求水準書	75	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	家屋調査の工事完了後の調査及び算定が必要な場合、増額変更の対象と理解してよろしいですか？	要求水準書No. 58の回答をご参照ください。
要求水準書	76	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等について	調査項目に遺跡・文化財調査の記載がありますが、掘削工事が伴う、真野浄水場新設及び仰木低区配水池は、どちらか、もしくは両方が遺跡調査の対象箇所ということでしょうか。ご教示ください。	真野浄水場新設及び仰木低区配水池とも、遺跡調査の対象となります。
要求水準書	77	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	「・・・調査方法や時期は適切に決定すること」とありますが、方法や時期、範囲について、事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	78	19	2	2.2	(1)	⑦		その他調査等	生活環境影響調査（産業廃棄物処理施設設置許可申請に必要な調査を行うこと。）とあります。本事業の更新対象施設に脱水機は含まれておりませんが、本事業で申請が必要となる産業廃棄物処理施設はあるのでしょうか。また、必要な調査とは具体的に何を想定されているのかご教示ください。	前段は対象施設はありませんが、必要に応じて、調査が必要と考えています。後段は要求水準書P9（10）遵守すべき関係法令等①法令等にある「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をご参照ください。
要求水準書	79	20	2	2.1	(2)	②		表-13 構造物撤去等 ア	「撤去対象の構造物は基礎を含めて、全て撤去すること。」とありますが、杭基礎の全撤去には予期せぬリスクが含まれます。杭基礎の撤去は本事業の対象外として頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
要求水準書	80	20	2	2.2	(1)		⑧	調査結果報告書の提出	調査により周辺環境や施設の設計・工事に影響が及ぼすことが判明した場合、その対策に必要な費用で事業者提案に含まれない内容については発注者様でご負担頂けるのでしょうか。	内容により判断いたします。
要求水準書	81	20	2	2.2	(2)	①		関連する他工事	「関連する他工事との連携及び限られた期限内に設計・施工する必要がある」とありますが、関連する他工事の発注時期、工事内容、施工場所、施工範囲、工期について教示願えないでしょうか。	関連する他工事は湖都大津・新水道ビジョン（令和2年度改訂版）に基づき実施する予定です。
要求水準書	82	20	2	2.2	(2)	①		関連する他工事について	「関連する他工事との連携及び限られた期間内に設計・施工する必要があるため、期間内に竣工できる施工計画を踏まえた設計を行うこと」とありますが、提案時の工事計画でも検討が必要と思われるので、現状計画されている関連他工事の ①工事内容と施工エリア ②現地工事予定時期と期間 をご教示ください。	要求水準書No. 81の回答をご参照ください。
要求水準書	83	20	2	2.2	(2)	①		基本設計図書	基本設計図書に「段階的運用方法の検討」が含まれておりますが、どのような図書でしょうか？水運用の具体的な数値（各浄水場からの送水量）は市よりご提示頂くという理解で宜しいでしょうか。	前段は施工段階別の施工計画、試運転・切替・通水計画、配管計画等が示されている参考資料をご確認ください。後段の水運用については、要求水準書No. 30の回答をご参照ください。
要求水準書	84	20	2	2.2	(2)	①		基本設計図書	基本設計図書に「段階的運用方法の検討」が含まれております。実施方針に関する質問のご回答（No. 55）において、「仰木低区配水池の増設（新設）の竣工時期は事業者提案となりますが、真野浄水場の工事中の水運用の負荷を軽減するため、事業期間の早い時期の竣工が望ましいと考えています。」とご教示下さいました。仰木低区配水池の増設の竣工時期が早まった場合、真野浄水場の工事中の水運用の負荷が軽減する因果関係はどのようなものでしょうか。本事業期間における水運用計画をご提示頂きたくお願いします。	要求水準書No. 83の回答をご参照ください。
要求水準書	85	20	2	2.2	(2)	①		共通事項	関連する他工事を踏まえた施工計画とありますが、関連する他工事情報（工事期間・作業範囲・工事概要）を開示は可能でしょうか。	要求水準書No. 81の回答をご参照ください。
要求水準書	86	20	2	2.2	(2)	②	表-13	構造物撤去等について	真野浄水場旧系列の撤去について「ア 撤去対象の構造物は基礎を含めて、全て撤去すること。」とありますが、既設基礎杭撤去時の地盤及び他の構造物への影響は、現状では不確定であると理解しております。基礎杭撤去時になんらかの対策が必要になった場合は設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。
要求水準書	87	20	2	2.2	(2)			施設の要求水準（共通）	表-13構造物撤去等イ「撤去対象となる機械設備、電気設備、場内配管及びケーブル類は、原則、全て撤去し、残置しないこと。」と記載がありますが、やむを得ない事情がある場合には、協議いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	88	20	2	2.2	(2)			施設の要求水準（共通）	表-13構造物撤去等エ「撤去工事は周辺環境に配慮して十分な騒音・振動・粉じん等の対策を施すこと。」と記載がありますが、管理棟やその他の施設において、特に振動に配慮すべき機器類はありますでしょうか。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料及び現場確認の結果より、事業者にてご判断ください。
要求水準書	89	20	2	2.2	(2)	②	表-13	場内配管（屋内配管を含む）について	「サ 適切な規格（JWWA）を選定すること。」とありますが、機械設備含む配管材料の規格はJWWA規格に限定されるものではないと理解してよろしいでしょうか。	JWWA規格に限定します。
要求水準書	90	20	2	2.2	(2)			設計業務	設計業務期間における貴局との協議について、現在想定されている形式、回数（頻度）があれば参考としてご教示ください。（例：総合会議を毎月1回実施、など）	形式は対面を原則とし、協議内容に応じて、WEBも可とします。頻度は、総合会議を毎月1回程度実施し、その他の個別会議等は、必要に応じて実施することを想定しています。
要求水準書	91	20	2	2.2	(2)	②		表-13 構造物撤去等	「ア 撤去対象の構造物は基礎を含めて、全て撤去すること。」とありますが、基礎杭撤去により更新施設や既設構造物に変位やクラック等の影響を生じる恐れがあります。撤去範囲については、事業者提案としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
要求水準書	92	20	2	2.2	(2)	②		構造物撤去等	杭の撤去は含まないという認識で宜しいでしょうか？	杭の撤去は含みます。
要求水準書	93	20	2	2.2	(2)	②	表-13	施設の要求水準（共通）	各施設の要求水準（共通）について記載がありますが、今回はPFI事業の特長を生かして、工種間の所掌を変更した方が合理的であったり品質向上等が期待できる場合があります。この場合は、事業者提案による所掌変更が可能であるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	94	20	2	2.2	(2)	②		施設の要求水準（共通）	各施設の切替え工事等において既設管バルブ操作を行う場合、全ての既設管バルブの開閉動作（閉の場合は完全止水）は可能であるものとしてご提案させていただきます。しかし、実際の現地にて開閉動作（閉の場合は完全止水）は不可能であり、別途の不断水バルブ工事等や工程遅延による追加費用が生じた場合は貴市側の負担となるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	95	20	2	2.2	(2)			設計業務	市で行う水理使用許可申請への協力は、本事業範囲で作成する資料等の提供等を想定しており、将来の水需要推計等の市全体の計画に係る検討作業は含まないと理解して宜しいでしょうか。また、水理使用許可申請の時期をご教示ください。	前段はご理解のとおりです。後段は令和7、12、14、17年度を予定しています。
要求水準書	96	20	2	2.2	(2)	②		表-13 構造物撤去等ア	真野浄水場の旧系列の撤去において、杭基礎全撤去時の地盤の挙動、他構造物等への影響は現段階では想定できない不確定要素と考えます。施工時に別途対策が必要と判断された場合は設計変更対象との理解で宜しいでしょうか。	ご意見として承ります。
要求水準書	97	20	2	2.2	(2)	②		表-13 構造物撤去等オ	別紙8に、場内配管及びケーブル類の撤去対象・範囲が示されておきませんが、施設更新事業に干渉する等の理由で撤去が必要な範囲のみが撤去対象との理解で宜しいでしょうか。	ご意見として承ります。
要求水準書	98	21	2	2.2	(2)	②		施設の要求水準（共通）	表-13土木構造物エ「池状構造物等について、一部が点検・修繕・事故等により停止する場合でも供給が継続できるように、施設の複数化及びバイパス管路の整備等を行うこと。」と記載がありますが、貴局が想定する複数化等は事業費に見込まれていますでしょうか。	予定価格の内訳に関するご質問にはお答えできません。
要求水準書	99	21	2	2.2	(2)	②		場内配管	水理計算により適切な口径を選定するとの事ですが、配水管の口径は配水区域の管網計算が必要となります。配水区域の管網計算は、本事業の対象外と考えますので、配水管の口径は要求水準として明記頂きたいと考えます。	ご意見として承ります。
要求水準書	100	21	2	2.2	(2)	②	ウ	土木構造物	ひび割れ対策において、具体的数値基準について具体的にご教示ください。	事業者にてご判断ください。
要求水準書	101	21	2	2.2	(2)	②	カ	土木構造物	新設構造物については内面塗膜防水は施さない（無塗装）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	102	21	2	2.2	(2)	②		配管材料	配管材料の証明提出書類は以下の理解で宜しいでしょうか。 ・ 鋳鉄管、弁類の水協規格品：水協証明書 ・ 鋼管、ステンレス管：材料証明書（ミルシート）	基本的にはご理解のとおりですが、最終的には、書類を提出する段階にて判断します。鋼管、ステンレス管についても、JWWA規格の証明書は必要です。
要求水準書	103	21	2	2.2	(2)	②		配管材料	屋内配管のフランジは、JIS準拠品である板フランジを使用して構わないとの理解でよろしいでしょうか。	施設内の配管設備において、本市が承認した場合に限り認めます。
要求水準書	104	21	2	2.2	(2)	②	表-13 オ	場内配管（屋内配管を含む）	「運転管理上重要な場所に設置する流量計」と記載がありますが、対象については事業者の提案による物と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	105	21	2	2.2	(2)	②	表-13サ	場内配管（屋内配管を含む）	「バルブは・・・適切な規格（JWWA）を選定すること」とありますが、例えば、JIS規格等で溶出試験をクリアした適切な規格の製品であれば使用は認められますでしょうか。	基本的にはJWWA規格とし、困難な場合は、本市が認めた場合に限り、他規格を認めます。
要求水準書	106	21	2	2.2	(2)	②		表-13 場内配管（屋内配管を含む）キ	重要な配管の定義は、排水管以外と考えて宜しいでしょうか。また、地盤が良ければ、ダクタイトル鉄管K形でも耐震管とみなして宜しいでしょうか。	前段について、排水管も重要な配管に含まれます。後段について、地盤が良くてもダクタイトル鉄管K形は耐震管とみなしません。
要求水準書	107	21	2	2.2	(2)	②		表-13 土木構造物カ	耐震補強後の内面防食塗装の範囲は、耐震補強を行った範囲のみが対象でしょうか。	耐震補強を行っていない箇所も対象です。
要求水準書	108	22	2	2.2	(2)	②		機械設備 キ	「更新する設備については、性能保証を行うこと。」とありますが、ここでいう保証すべき性能とは何を示しているのでしょうか。本事業の対象となる施設に要求される性能についての水準は、本要求水準書全般に示されており、特にここでは機械設備に限定して記述されていることから、お聞きした次第です。	各設備について、事業期間中を通して、必要な機能を確保できるとご理解ください。
要求水準書	109	22	2	2.2	(2)	②		施設の要求水準（共通）	施設配置等 ウ 周辺との景観に配慮することについて、当該地区（真野浄水場新設及び仰木低区配水池）は景観上の法規制等基準等があればご教示いただけないでしょうか。	要求水準書P7(3)①を参考に、事業者にて最新の基準等をご確認ください。
要求水準書	110	22	2	2.2	(2)			施設の要求水準（共通）	表-13場内配管チ「断水ができない管路との接続は不断水工事にて行うこと。」と記載がありますが、断水の可否によって、費用にばらつきが出てしまいます。公平性を保つためにも不断水工事の場所、数量をご提示願います。	ご意見として承ります。
要求水準書	111	22	2	2.2	(2)			施設の要求水準（共通）	表-13施設配置等ウ「周辺との景観に配慮すること。」と記載がありますが、例えば、仰木低区配水池の構造や仕様についてなど、周辺住民から要望を受けているものがありますでしょうか。	現時点ではありません。
要求水準書	112	22	2	2.2	(2)	②		施設配置等 エ	「将来における更新等をスムーズに行えるように」とありますが、ここでいう更新には土木構造物は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	113	22	2	2.2	(2)	②	ク	場内配管	G X形ダクタイトル鉄管管路においてもポリスリーブ全巻きが必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	114	22	2	2.2	(2)	②	ケ	場内配管	提案時点では、伸縮可とう管の仕様（偏芯量）を設定することが困難です。通常設定されている仕様があれば参考としてご教示ください。	参考資料（竣工図、土質ボーリングデータ完全版等）からご判断ください。
要求水準書	115	22	2	2.2	(2)	②	ス	場内配管	設備において、自動弁形式として空気作動弁が適している場合があります。設備付帯の自動弁として機側や屋内配管廊に設置するものは例外としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	116	22	2	2.2	(2)	②	タ	場内配管	当該エリアでは、原則として露出配管には保温工が必要という理解でよいでしょうか。	設置場所の状況等を参考に、事業者にてご判断ください。
要求水準書	117	22	2	2.2	(2)	②	表-13	電力会社との協議について	「ア 受電点については電力会社と協議の上、決定すること。」とありますが、技術提案書提出までに電力会社と協議可能と理解してよろしいでしょうか。事前協議が不可の場合、契約後に電力会社との協議で変更になる項目に関しては、設計変更対象として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	電力会社との協議は妨げるものではありません。なお、当該施設は広大な敷地でないため、受電点の変更により大きな影響は無いと判断しており、変更対象とは考えておりません。
要求水準書	118	22	2	2.2	(2)	②	表-13	電力会社との協議について	「受電点については電力会社と協議の上、決定すること」とありますが、受電点の変更に伴う工事負担金が発生した場合の費用負担は協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。
要求水準書	119	22	2	2.2	(2)	②	表-13	機械設備	各施設の要求水準（共通）について記載がありますが、機械設備において処理に影響しない範囲で基本設計からの仕様変更は認められますでしょうか。例えば、電動機容量を小さくすることによりCO2排出量の削減等が期待できる場合があります。この場合は、事業者提案による仕様変更が可能であるものと理解してよろしいでしょうか。	変更内容が軽微でかつ有効と認められるものについては、ご理解のとおりです。
要求水準書	120	22	2	2.2	(2)	②	表-13	場内配管（屋内配管を含む）	「ス 自動弁は更新が容易に行なえる形式又は配置とし、電動弁又は電磁弁とする。」とありますが、沈殿池・ろ過池設備に設置される設備の弁類について、開閉速度、維持管理性、コスト等を考慮して空気作動弁を採用しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	121	22	2	2.2	(2)	②		場内配管（屋内配管を含む）	現在の施設で凍結防止のための対策を行っている配管がありましたら、ご教示願います。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料及び現場確認の結果より、事業者にてご判断ください。
要求水準書	122	22	2	2.2	(2)	②	表-13イ	電気計装設備	「設置する部屋の大きさは、十分な更新スペース、点検スペースを想定の上設計すること」とありますが、これは建築構造物の築造が求められている真野浄水場浄水設備および仰木低区に対する記載と考えてよろしいでしょうか。	電気設備と協調が必要な建築構造物とご理解ください。
要求水準書	123	22	2	2.2	(2)	②	表-13カ	電気計装設備	「更新する設備については、性能保証を行うこと」とありますが、保証を行うべき項目および性能については事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間中を通して、必要な機能を確保するものをご理解ください。
要求水準書	124	23	2	2.2	(2)	②		施設の要求水準（共通）	耐震診断及び耐震設計について、「参考資料に示す各施設の耐震補強工事は、「水道施設耐震工法指針・解説2009年版 日本水道協会」に基づいて範囲・内容を求めており、その工事費を予定価格に見込んでいる。本事業においては、ア、イにより改めて工事範囲・内容を求めるが、工事費（土質調査費、耐震診断・耐震設計費を含む）の変更は行わない。」とありますが、改めて新基準で耐震設計を行い工事費を算出した場合、工事費算出基準日が違い最近の材料費高騰に対する変更も認められないのですかご教示ください。	変更は認めません。
要求水準書	125	23	2	2.2	(2)	②		施設の要求水準（共通）	耐震診断及び耐震設計について「本事業においては、ア、イにより改めて工事範囲・内容を求めるが、工事費の変更は行わない」と記載がありますが、調査診断の結果、当初と施工条件や仕様が異なる場合は変更について協議いただけますでしょうか	ご意見として承ります。
要求水準書	126	23	2	2.2	(2)	③		設計図書の作成	本事業では、真野浄水場（取水場）、新瀬田浄水場、真野低区配水池、仰木低区配水池の施工時期が異なり、設計完了時期も異なります。各設計が完了した時点で、設計図書や要求水準確認報告書を提出するとの解釈で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	127	23	2	2.2	(2)	③		設計図書の作成	「設計図書は、設計に関して本市に確認を受けた図書」と記載されていますが、要求水準書P27 表-14 設計業務に記載されている提出書類でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	128	23	2	2.2	(2)	④		本業務にあたっての留意事項	「事業者は、基本設計図書及び詳細設計図書について照査を行った上で要求性能確認報告書を作成すること。」と記載されていますが、要求性能確認報告書とは、どのような書類を示し、様式はあるのですか、ご教示ください。	要求性能確認報告書は、本事業で要求した事項に対して要求性能が確認できる図書をいい、様式は任意です。
要求水準書	129	23	2	2.2	(2)	④		要求性能確認報告書	基本・詳細設計図書の照査を行った上で作成する「要求性能確認報告書」とは、どのような内容のものを想定されているか、具体的に教示願えないでしょうか。（施設や設備の「設計仕様」が、要求水準書の機能や性能を満足しているかどうかを確認し、報告するということでしょうか。）	ご理解のとおりです。
要求水準書	130	23	2	2.2	(2)	③		設計図書の作成	設計図書の部数については常識的な範囲内（紙媒体でのご要望であれば3部～5部程度）と想像しておりますが、相当なボリュームになることが想定されますので、可能であれば製本が必要な図書の概数か、製本費用の上限金額をご提示頂けないでしょうか。	要求水準書P25「⑤完成図書及び各種申請図書の作成」に示す内容を正とし、P27の1行目を削除します。
要求水準書	131	23	2	2.2	(2)	②	表-13 場内配管チ		不断水工事は事業費や工事工程への影響が大きいため、運用上で断水できない管路区間または断水可能な管路区間のいずれかのご提示をお願い致します。	ご意見として承ります。
要求水準書	132	23	2	2.2	(2)	②	表-13 耐震診断及び耐震設計ウ		提案金額に見込んでいた耐震補強費用について、本事業内の耐震診断によって補強対策が不要となった場合においても、契約金額の減額はなしとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	133	23	2	2.2	(2)	②		表-13 耐震診断及び耐震設計ウ	参考資料に示す各施設の耐震補強工事において、杭基礎の耐震性がNG判定であっても最低限の機能確保が可能のため対策は実施しないと判断されている施設については、事業開始後においても同様に杭基礎NGへの対策は本事業の業務範囲には含まれないものと理解して宜しいでしょうか。 予定価格に含まれない上記対策については、「ア、イにより改めて工事範囲・内容を求める」との記載事項の対象外であることが妥当と考えます。 また、対象外でない場合は、事業者リスクとすることが妥当と判断された理由をご説明頂けないでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段は、本事業の対象施設に対してのみ、工事範囲・内容を求めています。
要求水準書	134	23	2	2.2	(3)	①		監理技術者の配置について	「更新改良業務の工区（真野浄水場の撤去工事を含めた5工区）毎に、工種（土木、機械、電気）別に監理技術者を1名配置」とありますが、各工区同一の配置技術者が兼務することは可能という理解で宜しいでしょうか。	関係法令等に従ってご判断ください。詳細については技術対話時にご確認下さい。
要求水準書	135	23	2	2.2	(3)	①		監理技術者の配置について	「更新改良業務の工区（真野浄水場の撤去工事を含めた5工区）毎に、工種（土木、機械、電気）別に監理技術者を1名配置」とありますが、各工区の工種別監理技術者が兼務（同一）することは可能でしょうか。	要求水準書No. 134の回答をご参照ください。
要求水準書	136	23	2	2.2	(3)	①		工事業務	①工事全般「更新改良業務の工区（真野浄水場の撤去工事を含めた5工区）毎に、工種（土木、機械、電気）別に監理技術者を1名配置し…」と記載がありますが、担当技術者の常駐に変更していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
要求水準書	137	23	2	2.2	(3)			工事業務	「なお、工事業務の対象は浄水場や排水池に加えて、公道部の一部の管路整備を含んでおり、～」と記載がありますが、公道部の一部の管路整備について詳細が分かる資料をご提示下さい。	要求水準書No. 121の回答をご参照ください。
要求水準書	138	23	2	2.2	(3)			工事業務について	「工事前に設計照査を行うとともに設計図書に基づく施工計画書を作成し、本市の承認を得た後に工事に着手する。」との記載及び、表-14 設計業務-実施設計（詳細設計）図書-提出時期に「設計完了後14日以内。対象施設について、施工開始の14日前まで」との記載がありますので、設計照査および施工計画書の作成を施設毎に実施し、貴市の承認を得ることで、施設毎に工事着手が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、関連性が高い施設・設備につきましては同時期での設計図書の作成をお願いします。
要求水準書	139	23	2	2.2	(3)	①		統括工事責任者	（事前調査＋設計業務）期間と工事業務期間で、統括工事責任者を変更しても構わないでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	140	23	2	2.2	(3)	①		統括工事責任者	（事前調査＋設計業務）期間の統括工事責任者について、設計業務の管理技術者が統括工事責任者を兼務することは可能でしょうか。	各業務が円滑に遂行できる場合に限り、兼務を認めます。
要求水準書	141	23	2	2.2	(3)	①		統括工事責任者	工事業務期間の統括工事責任者について、土木、機械、電気いずれかの工種の監理技術者が、統括工事責任者を兼務することは可能でしょうか。	各業務が円滑に遂行できる場合に限り、兼務を認めます。
要求水準書	142	23	2	2.2	(3)	①		業務実施体制等について	事業者は、これらの業務全般の総括及び調整を行うため、それを行う総括代理人を1名配置することになっておりますが、配置に必要な資格要件は不要という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	143	23	2	2.2	(3)	①		工事全般	「更新改良業務の工区毎に、工種別に監理技術者を1名配置し、…」とありますが、耐震補強や補修工事などで全域に広がって工事をする場合、近い現場においても監理技術者を別途配置しなければなりませんか。ご教示願います。	各業務が円滑に遂行できることを条件に、事業者の判断とします。
要求水準書	144	23	2	2.2	(3)	①		工事全般	「更新改良業務の工区毎に、工種別に監理技術者を1名配置し、…」とありますが、5工区の各工事の現場施工期間が重複しない場合は、同じ者がそれぞれの工区の監理技術者を兼務してもよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
要求水準書	145	23	2	2.2	(3)	①		工事全般	「更新改良業務の工区毎に、工種別に監理技術者を1名配置し、・・・」とありますが、同一企業が同一機場において機械工種と電気工種を兼ねて担当場合は、どちらか1工種の監理技術者の配置でよいと考えてよろしいでしょうか。 また、特例監理技術者の配置は認められますでしょうか。	要求水準書No. 134の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	146	23	2	2.2	(3)	①		工事全般	「更新改良業務の工区毎に、工種別に監理技術者を1名配置し、・・・」とありますが、仮にSPCから請け負う工事を各工区毎とし、その場合の技術者要件が監理技術者ではなく主任技術者を満たす条件であれば、主任技術者の配置としてもよろしいでしょうか。	要求水準書No. 134の回答をご参照ください。
要求水準書	147	23	2	2.2	(3)	①		工事全般	「更新改良業務の工区毎に、工種別に監理技術者を1名配置し、・・・」とありますが、5工区の各工事の現場施工期間が重複しない場合、それぞれの工区に同一の者を配置してもよろしいでしょうか。	要求水準書No. 134の回答をご参照ください。
要求水準書	148	23	2	2.2	(3)		①	工事全般	監理技術者は、円滑な工事に支障がない範囲で兼務しても宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	149	23	2	2.2	(3)			工事全般	「更新改良業務の工区毎に、工種別に監理技術者を1名配置し、…」とありますが、仮にSPCから請け負う工事を各工区毎とし、その場合の技術者要件が監理技術者ではなく主任技術者を満たす条件であれば、主任技術者の配置としても問題ないでしょうか。ご教示願います。	要求水準書No. 134の回答をご参照ください。
要求水準書	150	23	第2	2	(3)	①		監理技術者	「工種（土木、機械、電気）別に監理技術者を1名配置」とありますが、機械設備工事に必要な監理技術者の資格は機械器具設置もしくは水道施設でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	151	24	2	2.2	(3)	①		監理技術者の配置	監理技術者は、工区毎に工場製作・施工期間中において同一の者を配置する事。と記載がありますが、工場製作期間（非専任）と現場施工期間（専任）とで異なる者を分割で配置することも可能でしょうか。	要求水準書No. 134の回答をご参照ください。
要求水準書	152	24	2	2.2	(3)	①		監理技術者の配置について	「監理技術者は、工区毎に工場製作・施工期間中において同一の者を配置すること。」とありますが、「監理技術者は、工場製作・施工期間中において同一の者を配置すること。」とありますが、監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和2年9月30日国不建第130号）二二 監理技術者の設置（4）監理技術者等の途中交代 において、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点での監理技術者の交代は認められています。本工事においても、工場製作を含む工事（機械器具設置工事、電気工事）の監理技術者については、工場製作期間から現地施工期間に移行する時点での交代は認められると考えて宜しいでしょうか。	要求水準書No. 134の回答をご参照ください。
要求水準書	153	24	2	2.2	(3)	③		工事業務	③試運転業務「新瀬田浄水場は、現状の水利使用許可最大取水量の38,074m ³ /日から、既設浄水施設の半分の系列において供給に必要な水量を減じた水量とする。」と記載がありますが、取水は時間当たり一定の取水が可能で、かつ全量排水ができますでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
要求水準書	154	24	2	2.2	(3)	③		試運転業務	「試運転は、・・・実負荷試運転を基本に・・・」とあり、また「試運転業務は、供用開始の6か月前を目安に開始すること。」とありますが、M単等の単体試験ではなく、実負荷試運転を供用開始の6か月前に開始しなければならないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。試運転業務は供用開始の6か月前を目安に行うものですが、本市が指定する引渡し時期を遵守できる場合は、この限りではありません。なお試運転の実負荷運転は使用可能な水量を基本に行ってください。全系列の実負荷運転は、供用開始後を想定しています。
要求水準書	155	24	2	2.2	(3)	③		試運転業務	試運転報告書の作成については指定様式がない場合、事業者様式でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	156	24	2	2.2	(3)	③		試運転業務	「試運転時間は、原則、午前9時から午後5時までの間に実施するものとする。」とありますが、ろ過池のろ抗上昇の確認等、8時間以内では終了しない試運転項目のために設備の通水を上記に時間を超えて継続することは問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	157	24	2	2.2	(3)	③		試運転に要する原水	「試運転に要する原水は貴市が供給（負担）する」と記載されておりますが、必要に応じて沈殿処理水やろ過水も貴市が供給（負担）していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	給水に問題がない範囲で、沈殿処理水やろ過水の提供は可能です。
要求水準書	158	24	2	2.2	(3)	③		試運転に要する上水	「試運転に要する原水は、本市が供給（負担）する。」とありますが、試運転に要する上水（水槽躯体の洗浄・アク抜き・漏水確認、ろ材の初期洗浄等）についても事業者の負担で既設送水管等から分岐、仮設配管の布設を行えば、無償でご供給頂けませんでしょうか。またご供給の水量については事業者の提案によるとして頂けませんでしょうか。	既設送水管等からの分岐にて、試運転に必要な上水は無償提供可能ですが、提供水量は送配水に問題がない範囲となります。なお必要な仮設配管整備等は事業者負担にて願います。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	159	24	2	2.2	(3)	②		周辺住民への配慮に関する事項について	「周辺住民」の大まかな定義をご教示ください。「近隣住民」と同義であり、更新改良業務対象施設近傍に居住する住民という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	160	24	2	2.2	(3)	②		周辺住民への配慮に関する事項について	今まで寄せられたことのある周辺住民からの要望・苦情などがありましたらご教示ください。	特にありません。
要求水準書	161	24	2	2.2	(3)	②		周辺住民への配慮に関する事項について	周辺住民や関係団体との取り決めや遵守する事項がありましたらご教示ください。	具体的にはありません。一般的な工事で行う事項程度を想定してください。
要求水準書	162	24	2	2.2	(3)	⑦		補助申請について	「補助申請書類等の～作成支援（図面等の資料提供）を行うこと。」とありますが、本事業では国庫補助等の申請を予定されているのでしょうか。実施方針では、国庫補助対象事業ではないことが明記されておりますが、ご教示ください。	ご理解のとおり、本事業は国庫補助対象事業として想定しておりません。また、ご指摘の書類作成支援については現段階で具体的な想定はなく、あくまで事象が発生した場合に協力を求めるものです。
要求水準書	163	24	2	2.2	(3)	①		工事全般	「監理技術者は、工区毎に工場製作・施工期間中において同一の者を配置すること。」とありますが、監理技術者制度運用マニュアルに基づき、工場製作期間から現場施工期間に代わるタイミングでの技術者の変更は認められますか。また、その場合の工場製作期間の監理技術者は、非専任でも良いのでしょうか。ご教示願います。	要求水準書No. 134の回答をご参照ください。
要求水準書	164	24	2	2.2	(3)	①		工事全般	「監理技術者は、工区毎に工場製作・施工期間中において同一の者を配置すること。」とありますが、監理技術者制度運用マニュアルに基づき、工場製作期間から現場施工期間に代わるタイミングでの技術者の変更は認められるものと考えてよろしいでしょうか。またその場合の工場製作期間の監理技術者は、非専任と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書No. 134の回答をご参照ください。
要求水準書	165	24	2	2.2	(3)	③		試運転業務	試運転に利用可能な原水水量は真野浄水場、新瀬田浄水場ともに「既設浄水施設の供給に必要な水量を減じた水量」とありますが、試運転は満量運転ではなく、既設浄水施設の供給に必要な水量を減じた水量で行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	166	24	2	2.1	(3)	①		工事全般	造成及び埋戻しに使用する土に、現場発生土を使用することは可能でしょうか。	現場発生土の性状が造成及び埋戻しに問題ない場合に限り、使用は可能です。
要求水準書	167	24	第2	2	(3)	①		監理技術者	「監理技術者は、工区毎に工場製作・施工期間中において同一の者を配置すること。」とありますが、監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和2年9月30日国不建第130号）二ー二 監理技術者の設置（4）監理技術者等の途中交代 において、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点での監理技術者の交代は認められています。本工事においても、工場製作を含む工事（機械設備工事、電気設備工事）の監理技術者については、工場製作期間から現地施工期間に移行する時点での交代は認められると考えて良いのでしょうか。	要求水準書No. 134の回答をご参照ください。
要求水準書	168	24	第2	2	(3)	①		監理技術者	監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和2年9月30日国不建第130号）三 監理技術者等の工事現場における専任（2）監理技術者等の専任期間において、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間については工事現場への専任は要しないと考えています。本工事においても、工場製作を含む工事（機械設備工事、電気設備工事）の監理技術者については、工場製作期間は工事現場への専任は要しないと考えて良いのでしょうか。	要求水準書No. 134の回答をご参照ください。
要求水準書	169	24	第2	2	(3)	①		監理技術者	「監理技術者は、工区毎に工場製作・施工期間中において同一の者を配置すること。」とありますが、工事期間（現地施工期間）が重複しない工区については、同一の者を配置可能と考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	170	25	2	2.2	(3)	⑤		完成図書の作成	「完成図書の様式、部数は、貴市と協議をおこなうこと」と記載されていますが、要求水準書P27には「提出書類は電子データ及び製本を3部提出すること」と記載されております。完成図書の様式、部数は電子データ及び製本を3部提出でよろしいでしょうか。	要求水準書No. 130の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
要求水準書	171	25	2	2.2	(3)	⑤		完成図書の作成	「完成図書は、工事期間中に本市の確認を受けた図書」、と記載されていますが、要求水準書P27 表-14 工事業務に記載されている提出書類でよろしいでしょうか。	要求水準書No. 130の回答をご参照ください。
要求水準書	172	25	2	2.2	(3)	⑧		建設事務所及び資材置場	現場事務所や休憩所、資材置き場の用地については、各場内（真野取水場、真野浄水場、新瀬田浄水場、仰木低区配水場、真野低区配水場）に無償で貸与いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、業務に支障のない範囲となります。
要求水準書	173	25	2	2.2	(3)	⑧		建設事務所について	「建設事務所及び資材置場は、事業者の負担により設けること」とありますが、貴市およびCM受託者用の事務所は事業範囲外と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	174	25	2	2.2	(3)	⑧		工事業務	⑧工事期間中の対応「建設事務所及び資材置場は、事業者の負担により設けること。」と記載がありますが、浄水場敷地内へ事務所設営は可能でしょうか。	要求水準書No. 172の回答をご参照ください。
要求水準書	175	25	2	2.2	(3)	⑧		工事用水道	現場事務所や工事で使用する水道（浄水）については、事業者の負担で既設送水管等から分岐、仮設配管の布設、水道メータの設置を行い、使用料金を支払うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	176	25	2	2.2	(3)	③		職員への研修	試運転に際して、職員への研修時期・内容は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	177	25	2	2.2	(3)		⑦	その他の各種申請等の支援業務	本事業で補助対象となる施設と該当する補助メニューについてご教示ください。	要求水準書No. 162の回答をご参照ください。
要求水準書	178	25	2	2.2	(3)	③		要求事項の適合の確認	「試運転開始後、稼働が安定し、本要求水準書に規定する要求事項に適合し、要求性能を達成することを確認できたときは、その旨を本市に書面で報告」となっておりますが、取水量および排水量、試運転時間が限られた中での試運転ですので、要求性能達成確認を行う際の施設の運転条件については、貴市と協議の上決定という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	179	25	2	2.2	(3)	③		要求事項の適合の確認	「試運転開始後、稼働が安定し、本要求水準書に規定する要求事項に適合し、要求性能を達成することを確認できたときは、その旨を本市に書面で報告」となっておりますが、処理水質については貴市で分析されますでしょうか。事業者費用で分析でしょうか。	前段は原則、事業者にて処理水質の分析をお願いします。後段はご理解のとおりです。
要求水準書	180	25	2	2.2	(3)	③		試運転業務	「試運転期間中、故障、不具合等が発生した場合、・・・」とありますが、更新改良対象物は事業者負担で、更新改良対象外(既設施設等)は要求水準書P64④の金額内で事業者が対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	181	27	2	2.2	(4)	③		表14 工事業務	試運転開始30日前に試運転計画書及び運転操作マニュアルを提出と記載がありますが、運転操作マニュアルについて、提出したものに対して、試運転期間中に写真や文章、実際の作業における気付き等を追記して、研修を行うことは可能でしょうか。また、その場合の提出期限はいつまででしょうか。	前段は可能です。後段は可及的速やかに提出してください。
要求水準書	182	27	2	2.2	(4)		③	提出書類	工事費内訳書が確認事項になっていますが、工事段階における変更（増額・減額）に備え、承認行為とした方が良く考えますがいかがでしょうか。工事清算書も同様です。	ご意見として承ります。
要求水準書	183	28	2	2.2	(4)	③		水道施設台帳	水道施設台帳について、新設、更新改良、増設、補修などによる新たな施設、設備を市が所有する既存の台帳に追加するとの理解で宜しいでしょうか。それとも、新たな台帳を作成するのでしょうか。後者の場合、新たに作成する台帳の仕様等は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。また、既存の施設、設備も新たな台帳に登録する必要があるでしょうか。	既存の台帳に追加します。
要求水準書	184	29	2	2.3	(1)			業務の内容	排水池、排泥池の耐震補強、および濃縮槽の耐震診断に影響しない設備（管廊内に設置されている排水池、排泥池、濃縮槽廻りのポンプ・弁・配管、および濃縮槽汚泥掻寄機）は、更新の対象外という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	185	29	2	2.3	(1)			表-15 真野浄水場更新改良施設	更新（C）の対象施設として電動弁室が明記されていますが、この電動弁室について、既存施設での場所や位置づけをご教示ください。	電動弁室の既存施設の場所は、参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料及び現場確認の結果よりご判断ください。 電動弁室の位置づけは、本事業において真野浄水場から真野低区配水池と仰木低区配水池へ送水するため、各々の送水量等を管理・調整するために使用します。
要求水準書	186	29	2	2.3	(1)		表-15	真野取水場について	受変電設備について、更新範囲の確認のため、更新対象を単線結線図、対象機器一覧などによりご提示ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料及び参考資料よりご確認ください。
要求水準書	187	29	2	2.3	(1)		表-15	真野浄水場電気設備について	受変電設備について、更新範囲の確認のため、更新対象を単線結線図、対象機器一覧などによりご提示ください。	要求水準書No. 186の回答をご参照ください。
要求水準書	188	29	2	2.3	(1)		表-15	真野浄水場電気設備について	接地極及び接地幹線については事業者で可能と判断したものは既設流用とし、既設幹線分岐からの接続という理解でよろしいでしょうか。（他機場も同様）	ご理解のとおりです。
要求水準書	189	29	2	2.3	(1)		表-15	真野浄水場電気設備について	真野浄水場における、機械設備が更新対象となっていない送水ポンプや脱水機に関する電気設備につきまして、監視制御設備での監視操作に必要な機能増設は事業者で実施するとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
要求水準書	190	29	2	2.3	(1)		表-15		運転を停止できない施設においては、劣化補修可能な範囲のみ（外壁の外側面等）を補修するのみで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	191	30	2	2.3	(2)	① ②		原水想定条件	想定する原水水質を超えた場合の対応方法については、貴市と協議の上、係る費用については貴市が負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	想定する原水水質を超えたことによる事業者が生じた合理的な増加費用及び損害については、事業契約書第71条の規定により本市が負担することとなります。
要求水準書	192	30	2	2.3	(2)	②		原水濁度の想定条件	真野浄水場の原水濁度の想定条件として最大値の条件のみ提示されていますが、通常時の想定条件を提示してください。	参考資料の実績値からご判断ください。
要求水準書	193	30	2	2.3	(2)		図-1	浄水フロー（真野浄水場（真野取水場含む））	本図には中間次亜塩素酸ナトリウムはブロック形成池を出た後の薬品沈殿池の入り口付近に注入されているように記載されていますが、設備を見学した際には沈殿池の出口側に注入されているようでした。中間次亜塩素酸ナトリウムは、沈殿処理水に注入されているということでしょうか？	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて、P30の図-1の浄水フローの中間次亜塩素酸ナトリウムの注入位置を薬品沈殿池の出口側に修正いたします。
要求水準書	194	30				①②		臭気物質、濁度条件	基本設計では、原水ジェオスミン2ng/1、原水2-MIB4ng/1、原水濁度最高56度として計画されていますが、要求水準書では原水ジェオスミン300ng/1、原水2-MIB100ng/1、原水濁度最高400度（24時間継続）と条件が非常に厳しいものになっています。浄水処理方法の選定に影響する事項ですので、変更の経緯、過去の高濃度臭気実績、高濁度実績（発生期間の時間推移データ）のご提供をお願いいたします。	要求水準書No. 192の回答をご参照ください。
要求水準書	195	31	2	2.3	(3)		表-16	機械設備イ	更新後も取水ポンプは4台の内、2台をインバータ制御とするという理解で宜しいでしょうか。	必要取水流量制御幅を満足させることが可能な場合は、インバータ制御対象台数を指定するものではありません。
要求水準書	196	31	2	2.3	(3)		表-16	機械設備イ	「各期の水利権水量を超過しない対策を講じること」とありますが、各期がそれぞれ令和何年何月～何年何月までなのか、また各期の水利権水量がそれぞれ何m3/日なのか、教示願います。	水利使用許可の各期や各期の水利権水量は水利使用許可申請に基づき決定するため、現時点においては決まっています。なお次回以降の水利使用許可申請は令和7、12、14、17年度を予定しています。
要求水準書	197	31	2	2.3	(3)		表-16	真野取水場電気設備について	「ア 受変電設備（受電は2回線）の更新を行うものとする。」との記載がありますが、既設1回線を含め、更新時には一時的に3回線で受電することになります。受電の方針について電力会社と協議されている内容があればご教示ください。	電力会社とは協議していません。
要求水準書	198	31	2	2.3	(3)			劣化補修	「イ 真野取水場においては、雨水以外の取水井滞留水、汚水を排水できないことに留意すること」と記載されていますが、この趣旨は劣化補修に伴い発生する工事排水は直接放流できない、という理解でよろしいでしょうか。	排水について水質に問題なく、既設側溝の流下能力の範囲内であれば、工事排水を行うことは可能です。
要求水準書	199	32	2	2.3	(3)			着水井	ウで、「流量計を設置すること」とありますが。要求水準書p29、表-15で真野取水場に「取水流量計」とありますが、取水流量計とは別途、着水井にも流量計を設置する必要があるでしょうか。両流量計の用途（取水流量の計測・記録・積算、薬品および粉末活性炭の注入制御など）が同じ場合、いずれか一方の流量計を設置するだけでも構わないでしょうか。	用途が異なるため、取水場及び浄水場各々に流量計の設置が必要です。
要求水準書	200	32	2	2.3	(3)		表-17	急速攪拌池・ブロック形成池 ウ	「各池や水路にゲートを設置するなど」とありますが、池清掃のための止水が必要ばととるに、角落しととも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	201	32	2	2.3	(3)			表-17 急速攪拌池・フロック形成池 ウ	「排泥設備を設けること」と記載されてますが、清掃時のドレイン管という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	202	32	2	2.3	(3)			表-17 浄水処理施設全体	「エ 各施設において、空水にできない箇所を設けないようにすること」とあります。自然流下による排水が困難な箇所において、使用頻度が非常に少ないと想定される場合でも排水ポンプの設置が必要でしょうか。必要時に排水ポンプ（備品として納入）を設置し排水するという提案は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	203	32	2	2.3	(3)			表-17 浄水処理施設全体 エ	「空水に出来ない箇所」には管廊内の配管や浄水場内の連絡配管は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	204	32	2	2.3	(3)		ア	表-17 真野浄水場更新改良業務の要求水準	着水井 ア 1池停止時においても計画浄水量が処理可能な施設構成とする。と明記していますが、着水井を2池設けることを要求する。との解釈でしょうか。	着水井を2池設けることを要求しているわけではありません。例えば、バイパス管を設けて対応しても問題ありません。
要求水準書	205	32	2	2.3	(3)			表-17 浄水場施設全体 イ	「浄水処理施設は原則として複数系統とし、」とありますが、常時計画浄水量が処理できるような合理的な理由がある場合は、1系統の施設を計画することも認めて頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	206	32	2	2.3	(3)			表-17 浄水場施設全体 イ	「・・・更新改良時においても、常時計画浄水量を処理できる構成・・・」とありますが、「計画浄水量」（同表の着水井ア、急速混和池・フロック形成池イ、薬品注入設備キ、急速ろ過池イの項目にも記載あり）とは、要求水準書p8、表-2の更新改良後の「浄水能力」（真野浄水場45,000m ³ /日、新瀬田浄水場37,500m ³ /日）と同義との理解で宜しいでしょうか。	計画浄水量と同義の文言としては、取水量+返送水量（新瀬田浄水場のみ）となります。
要求水準書	207	32	2	2.3	(3)		表-17	急速ろ過池	「キ 機器更新に配慮するとともに、ゲート類は更新対応型の機器を採用すること。」とあります。急速ろ過池以外にゲートを使用する場合に、更新対応型の機器を採用するかどうかは事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、将来の改築方法については十分に検討の上、機種選定をしてください。
要求水準書	208	32	2	2.3	(3)		表-17	浄水処理施設全体	「非常時において浄水処理が停止した場合」とありますが、非常時とはどのようなことを示しているが、いくつか具体例をお示しいただけますでしょうか。	非常時とは、地震、水質事故、停電等の災害を想定しています。
要求水準書	209	32	2	2.3	(3)			浄水処理方式	（要求水準書P30に記載のとおり）真野浄水場の浄水処理方式は「粉末活性炭+凝集沈殿+急速ろ過」であればよく、急速攪拌池やフロック形成池の設置有無やその構造は事業者提案によるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、既存施設にあるものを設置しない場合は、本市が事業提案内容を評価できる資料が必要です。詳細については技術対話にてご確認ください。
要求水準書	210	32	2	2.3	(3)		表-17	真野浄水場更新改良業務の要求水準	本表の着水井、急速攪拌池・フロック形成池には「1池を停止させても計画浄水量が処理可能」との記載がありますが、凝集沈殿池には特に記載がありません。この要求事項は沈殿池にも適用されると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	211	32	2	2.3	(3)		表-17	真野浄水場更新改良業務の要求水準	浄水処理施設全体の欄に「各施設において、空水にできない箇所を設けないようにすること」とあります。空水にする際の処理量は表-17に指定されていない箇所、たとえば各設備の連絡渠、については、計画浄水量の半量程度としても問題ないでしょうか。	空水にできない箇所を設けないようにすることとは、常時水がある場合、設備の更新等が行えないためです。なお詳細については技術対話にてご確認ください。
要求水準書	212	32	2	2.3	(3)		表-17	粉末活性炭接触池	「ア 原水におけるカビ臭物質、ウログレナ等による臭気の発生等の対応を目的に設置するものであり、これらに対して要求する浄水水質が得られる施設とすること。」とあります。この要求事項は、要求水準書に示される流量、原水条件のもと、浄水で、臭気に関する要求水準（表-5）である「項目：臭気について、「異常でないこと」」を満たす必要があるという認識で宜しいでしょうか。	臭気について、「異常でないこと」を満たすとともに、別紙10に示す水道法の水質基準に適合している必要があります。
要求水準書	213	33	2	2.3	(3)		コ	表-17 真野浄水場更新改良業務の要求水準	薬品注入設備 コ 薬品の保管場所は換気性・耐火性・耐震性の高い屋内を原則とする。と明記していますが、現状の薬品貯留タンクは屋外に設置されています。これら薬品貯留タンクも屋内配置を原則とするとの解釈でしょうか。	次亜塩素酸ナトリウムについては、原則、屋内設置となります。ポリ塩化アルミニウム、希硫酸については、既設同様に屋外設置を許容します。ご指摘を踏まえて、修正します。
要求水準書	214	33	2	2.3	(3)			表-17 薬品注入設備 ア	別紙7の変更認可申請書には硫酸バンドの記載もありますが、使用する凝集剤はポリ塩化アルミニウム（PAC）一種類との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	215	33	2	2.3	(3)			表-17 薬品注入設備 ア	希硫酸の濃度（％）についても、事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	参考資料をご確認ください。事業者提案とします。
要求水準書	216	33	2	2.3	(3)			表-17 薬品注入設備 ク	2槽以上の合計有効容量が「キ」に記載の必要容量以上であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	217	33	2	2.3	(3)			表-17 薬品注入設備 ク	「次亜塩素酸ナトリウム貯蔵槽については、健全性の確認ができれば、更新対象としないことを認める。」とありますが、何を以って健全であるのか基準をご教示ください。	事業期間中を通して、必要な機能を確保するものをご理解ください。事業者による調査により、自主的に判断願います。
要求水準書	218	33	2	2.3	(3)			表-17 薬品注入設備 ク	「次亜塩素酸ナトリウム貯蔵槽については、健全性の確認ができれば、更新対象としないことを認める。」とありますが、健全性が確認された後の事業期間中に次亜塩素酸ナトリウム貯蔵槽の更新が必要になった場合の次亜塩素酸ナトリウム貯蔵槽更新工事は別途発注と考えてよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。
要求水準書	219	33	2	2.3	(3)			表-17 薬品注入設備 ク	引渡し後の令和13年3月から事業が終了する令和21年3月31日までの間に、既設の次亜塩素酸ナトリウム貯蔵槽が破損しないかどうかの判断は不可能であると考えられます。次亜塩素酸ナトリウム貯蔵槽は更新対象とせずに、事業期間中に破損した場合は貴市の費用で更新を行うものとして頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
要求水準書	220	33	2	2.3	(3)			表-17 薬品注入設備 コ	「薬品の保管場所は、・・・屋内を原則とすること。」とありますが、屋外に設置されている既設タンク周囲に壁、屋根を施工した場合でも屋内として認められるでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	221	33	2	2.3	(3)			表-17 薬品注入設備 コ	「薬品の保管場所は～屋内を原則とする」と記載されていますが、現在屋外に設置されているPACおよび硫酸の貯蔵槽は屋外設置でもよいとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書No. 213の回答をご参照ください。
要求水準書	222	33	2	2.3	(3)		表-17	真野浄水場薬品注入設備について	「ク 薬品貯蔵設備は～健全性の確認ができれば、更新対象としないことを認める。」とありますが、提案時に更新対象としても、事業開始後の健全性評価により更新が不要となった場合、減額対象となるのでしょうか。	減額対象にはなりません。
要求水準書	223	33	2	2.3	(3)		表-17	薬品注入設備	「薬品の保管場所は換気性・耐火性・耐震性の高い屋内を原則とすること。」とあるが既設の屋外にある薬品貯蔵設備の事を指しているのでしょうか？それとも既設の屋外にある薬品貯蔵設備以外で保管する必要がある対象薬品があるのでしょうか？あればご教示下さい。	要求水準書No. 213の回答をご参照ください。
要求水準書	224	34	2	2.3	(3)			表-17 急速ろ過池 エ	エで、「ろ過池の前段もしくは後段に流量計等を設け、ろ過流量が把握できる構造・・・」とありますが、ろ過池全体の流量の把握ではなく、1池毎にろ過流量を把握する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	ろ過流量はろ過池全体で把握することを考えていますが、事業者提案によりろ過池1池毎に把握することも可能です。
要求水準書	225	34	2	2.3	(3)			表-17 急速ろ過池 キ	急速ろ過池以外に設置するゲートの仕様は事業者提案とし、更新対応型でなくても構わないでしょうか。	前段はご理解のとおりですが、後段は維持管理に支障がない範囲で仕様の選定をしてください。
要求水準書	226	34	2	2.3	(3)			表-17 送水設備 ア	「別紙7 送配水フロー・導送水管の諸元（真野取水場、真野浄水場及び送配水施設）施設フロー図（改良後）」では、既設の送水ポンプで仰木低区配水池へ直接送水することになっております。このルートでの送水ポンプのウォーターハンマー検討は貴市にて実施済みとの理解で宜しいでしょうか。	ウォーターハンマーの検討は行っておりません。事業契約後、事業者にて検討をお願いします。
要求水準書	227	34	2	2.3	(3)			表-17 送水設備 ア	「別紙7 送配水フロー・導送水管の諸元（真野取水場、真野浄水場及び送配水施設）施設フロー図（改良後）」では、改良後に新たに3つのバルブが追加になっております。それぞれのバルブについて、想定されている機能（流量調整機能か、単なる開閉による止水機能か等）と、仕様（自動制御＝電動弁、手動制御＝手動弁、等）と想定されている位置についてご教示下さい。	バルブは配水ブロック間の送配水量を制御するために設置するものです。詳細については協議により決定します。
要求水準書	228	34	2	2.3	(3)			表-17 送水設備 ア	「送水流量調整弁の位置・機能等について、別紙7に示す」とありますが、別紙7からでは位置・機能等が読み取れませんので、位置・機能等が分かる資料を提供願えないでしょうか。	要求水準書No. 227の回答をご参照ください。
要求水準書	229	34	2	2.3	(3)			表-17 送水設備 ア	流量計および送水流量調整弁は、既設送水ポンプ室内（既設送水ポンプの吐出側）に設置するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者提案とします。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	230	34	2	2.3	(3)			表-17 送水設備イ	「流量調整弁は、送水量や必要揚程の変動に対し、キャピテーションなどが生じない機種とする」とありますが、機種選定のため、以下について教示願います。 ・真野低区配水池、仰木低区配水池それぞれへの送水に対する既設送水ポンプの運用方法、運転制御方法について ・別紙7の施設フロー（改良後）に真野低区配水池、仰木低区配水池への送水量がそれぞれ10,000、35,000m ³ /日と記載がありますが、それぞれの配水池への送水量の時間変動範囲（時間最大～平均～最小）について ・必要揚程の変動とは、別紙7の施設フロー（改良後）に記載されている各配水池がHWL～LWL（いずれもHWL：141.00、LWL：136.00m）の範囲で水位変動するというのでしょうか。 ・既設送水管（真野浄水場～真野低区配水池、真野浄水場～仰木低区配水池）の、それぞれ管種、口径、管路縦断図、WH検討書を提供願えないでしょうか。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料、参考資料及び現場確認よりご確認ください。
要求水準書	231	34	2	2.3	(3)			表-17 送水設備オ	既設送水ポンプ4台について、別紙9に概略の仕様が記載されていますが詳細の仕様が不明ですので、完成図書等、詳細仕様が分かる資料を提供願えないでしょうか。 また、内1台がインバータ制御とありますが、どのポンプがインバータ制御か教示願います。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料、参考資料及び現場確認よりご確認ください。
要求水準書	232	34	2	2.3	(3)			表-17 送水設備キ	「将来の送水ポンプ更新時の考慮した管路整備を行うこと」とありますが、整備範囲は送水ポンプ室内の配管でしょうか。 また、現状の管路では、送水ポンプ更新時に何が問題となるのか教示願えないでしょうか （例えば、電動弁の前後に伸縮管がなく取り外せない、配管等に元弁がなく遮断できない等）。	参考資料及び現場確認よりご確認ください。
要求水準書	233	34	2	2.3	(3)			表-17 送水設備別紙7	今回の事業にて、真野浄水場送水ポンプから真野低区配水池および仰木低区配水池に直送するために、浄水場内にそれぞれの系統の流量調整弁を設け、流量配分するという理解をしています。運用にて、一方の配水池が満水になった場合、この流量調整弁を閉止するという計画でしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	234	34	2	2.3	(3)			表-17 送水設備ア	別紙7に送水流量調整弁の位置、機能等について示されているとのことですが、位置については別紙7の最終ページの施設フロー図（改良後）記載のバルブとの理解でよいでしょうか。真野浄水場周りに4台記載がありますが、流量調整弁は真野低区用と仰木低区用の2台を浄水場場内に設置するというのでしょうか。また、機能についての記載は送水量（真野低区10,000m ³ /日、仰木低区35,000m ³ /日）のことでしょうか？流量調整弁の流量制御範囲の指定はございますか。流量調整弁の選定のため、各送水系統の管路情報（口径、延長）のご提供もお願いいたします。	送水流量調整弁の位置についてはご理解のとおりです。具体的には参考資料をご確認ください。 流量調整弁の送水先・台数・機能についてはご理解のとおりです。 流量調整弁の流量制御範囲の指定はありません。 各送水系統の管路情報は参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料からご確認ください。
要求水準書	235	34	2	2.3	(3)			表-17 送水設備ア	別紙7（改良後施設フロー図）につきまして、①真野浄水場から仰木低区配水池に向かう配水量と送水量の内訳、②仰木低区配水池からの自然流下配水量（φ900とφ700の2方向でしょうか）、③仰木低区配水池の流入地点の残存水圧をご教示ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料及び現場確認よりご確認ください。
要求水準書	236	34	2	2.3	(3)			表-17 送水設備ア	別紙7（改良後施設フロー図）につきまして、管路の流向を示す矢印と水量の対応、バルブの開閉状況や種類を示す凡例や色分け、廃止設備の記号と施設名称をつなぐ引き出し線等を用いて分かりやすく表示して頂けないでしょうか。	協議により決定します。
要求水準書	237	34	2	2.3	(3)			表-17 送水設備キ	将来の送水ポンプ更新時の考慮した管路整備とは、どのようなことでしょうか。	真野低区配水池と仰木低区配水池へ各々専用送水ポンプにて送水できる管路整備のことです。
要求水準書	238	35	2	2.3	(3)		表-17	真野浄水場運転操作設備について	本項では、低圧電動機動力回路についてのみ記載されております。一方、別紙9設備一覧においては、送水ポンプ設備は「動力盤、制御盤、現場操作盤」が更新改良業務対象と記載されております。これは、高圧の動力盤、インバータ装置は更新対象外（既設流用）との理解でよろしいでしょうか。	別紙9に示すとおり更新対象です。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	239	35	2	2.3	(3)	表-17	イ	運転操作設備	「リレー方式、PLC方式を使い分けること」とありますが、単独制御はリレー方式、連動、自動制御はPLC方式との解釈でよろしいでしょうか。	事業者提案により判断いたします。
要求水準書	240	35	2	2.3	(3)	表-17	イ	計装設備	「特に重要な監視及び制御などに使用する機器については二重化すること」とありますが、流量計等は二重化することが困難と考えられますので、対象についてご教示いただけますでしょうか。	事業者提案とします。
要求水準書	241	35	2	2.3	(3)	表-17		真野浄水場受変電設備について	「シ 遮断機（VCB）を内蔵する接続連絡施設を設置し、非常用高圧発電機のコネクタ接続・切替が可能な構造とすること。」とありますが、非常用高圧発電機の仕様（容量、コネクタ形状、同時稼働台数、想定メーカー等）をご教示ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料及び現場確認よりご確認ください。
要求水準書	242	35	2	2.3	(3)	表-17		真野浄水場受変電設備について	「シ 遮断機（VCB）を内蔵する接続連絡施設を設置し、非常用高圧発電機のコネクタ接続・切替が可能な構造とすること。」とありますが、非常用高圧発電機を接続する場合の運用方法（設置位置、燃料補給方法等）について、貴市で想定されているものがあればご教示ください。	協議により決定します。
要求水準書	243	35	2	2.3	(3)	表-17		真野浄水場受変電設備について	「シ 遮断機（VCB）を内蔵する接続連絡施設を設置し、非常用高圧発電機のコネクタ接続・切替が可能な構造とすること。」とありますが、こちらは可搬式自家発電設備を接続して応急給電を行うものと推察致します。また、貴市水道ビジョンp94には災害時の停電対策として「可搬式自家発電設備による加圧ポンプ施設への応急給電」が記載されていますが、実際の活用例をご教示ください（接続可能な加圧ポンプ場、接続設備図面等）	長時間の停電時に活用します。
要求水準書	244	35	2	2.3	(3)	表-17		真野浄水場受変電設備について	「シ 遮断機（VCB）を内蔵する接続連絡施設を設置し、非常用高圧発電機のコネクタ接続・切替が可能な構造とすること。」とありますが、連絡遮断器を内蔵する盤と、高圧ケーブルコネクタを接続する盤は同一盤でなくてもよろしいでしょうか。	同一盤でなくても構いません。事業者提案とします。
要求水準書	245	35	2	2.3	(3)	表-17		真野浄水場受変電設備について	「シ 遮断機（VCB）を内蔵する接続連絡施設を設置し、非常用高圧発電機のコネクタ接続・切替が可能な構造とすること。」とありますが、消防法適用外と理解してよろしいでしょうか。	法の遵守は必要となります。
要求水準書	246	36	2	2.3	(3)	表-17		真野浄水場更新改良業務の要求水準	ア 管理本館の外壁塗装は、参考資料を参考にして、劣化補修すること。とありますが、参考資料の記載図書名をご教示いただけないでしょうか。	参考資料をご確認ください。
要求水準書	247	36	2	2.3	(3)	表-17		場内整備キ	街灯の設置に置いて光害に配慮すること とありますが、光害配慮の範囲、定義、基準をご教示ください。	現時点ではありません。事業者提案を基に協議します。
要求水準書	248	36	2	2.3	(3)	表-17		場内整備ケ	浄水場南側にある小山の残土の処分については、どのようにお考えでしょうか。	場内で使用しきれない残土については産廃処分を想定しています。
要求水準書	249	36	2	2.3	(3)	表-17		場内整備（応急給水設備を含む）イ、ウ、オ	「ウ イへの給水は、浄水池からポンプにより行うこと」「オ 維持管理のための散水栓及び消火栓を適所に設置すること」とありますが、ウで設置するポンプは、オで示されている場内給水や、残置する既設設備への場内給水、管理棟内の建築用給水、薬品室に設置するパニックシャワー等への給水も兼ねるという理解で宜しいでしょうか。この場合、イおよびオで本事業で整備する応急給水設備、消火栓、散水栓や薬品室に設置するパニックシャワー等以外の給水量および必要水圧をご教示下さい。	ウで設置するポンプは応急給水専用を想定しています。
要求水準書	250	36	2	2.3	(3)	表-17		場内整備（応急給水設備を含む）ウ	「ウ イへの給水は、浄水池からポンプにより行うこと。」とありますが、既設場内給水とは別にポンプを新設する必要がありますか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	251	36	2	2.3	(3)	表-17		場内配管ア	「・・・支障となる場内導水管及び送水管を公道に移設する」とありますが、既設の導水管及び送水管の管種、口径、埋設ルート、埋設深さ等が分かる図面を提供願えないでしょうか。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	252	36	2	2.3	(3)	表-17		場内配管ア	企業局が別途工事で実施する導水管布設替工事及び配水本管工事の発注時期、工事内容、工期について教示願えないでしょうか。また、本事業と上記別途工事との接続に関して、想定されている接続位置について教示願います。	湖都大津・新水道ビジョン（令和2年度改訂版）をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	253	36	2	2.3	(3)			表-17 場内配管ア	電動弁室は、どの電動弁を設置するためのもののでしょうか。また、どの場所に設けるのでしょうか。	電動弁は送水流量調整弁を示し、設置場所は事業者提案とします。
要求水準書	254	36	2	2.3	(3)			表-17 真野浄水場更新改良	場内配管について ア 浄水施設新設に伴う土木工事の支障となる場内導水管を及び送水管を公道へ移設すること と記載がありますが、公道の地下埋設物として移設するのでしょうか。また道路管理者との協議は事前に行われていますでしょうか。ご教示ください。	前段はご理解のとおりです。後段は事前協議は行っておりません。
要求水準書	255	36	2	2.3	(3)			表-17 真野浄水場更新改良	場内整備について ア 維持管理における人や車両の動線を想定して、場内道路を整備することとありますが、場内道路の仕様（幅員や仕上げ等）についてご教示ください。	場内道路の仕様は参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料を参考に、事業者提案とします。
要求水準書	256	36	2	2.3	(3)			表-17 連絡管廊（共同溝）	連絡管廊（共同溝）とは、管理棟と更新後の浄水処理施設との間を往来するための地下管廊のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	257	36	2	2.3	(3)	表-17		真野浄水場監視制御設備	「ウ・・・水安全計画支援などの機能を有すること」との記載があります。想定されている水安全計画支援機能についてご教示ください。	流量及び水質管理データの提供等による支援を想定していますが、詳細につきましては、事業契約後、協議により決定します。
要求水準書	258	36	2	2.3	(3)	表-17		真野浄水場監視制御設備	「マルチベンダ対応に配慮した構成」につきまして、将来広域化等の際に、各ベンダ間で通信接続できるような拡張性を有したシステムを本事業で納入する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	259	36	2	2.3	(3)	表-17		真野浄水場監視制御設備	監視制御装置に対して、大津市企業局様において基準となるような情報セキュリティポリシーはございますでしょうか。	大津市企業局としての書類がございます。参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご参照ください。
要求水準書	260	36	2	2.3	(3)			要求水準	表-17場内配管ア「浄水施設新設に伴う土木工事の支障となる場内導水管及び送水管を公道に移設すること。」と記載がありますが、敷地内に収めることが可能であれば、公道に移設をしなくてもよろしいでしょうか。	既設管との取り合いがあるため、敷地内に収めることは困難と想定しています。詳細については技術対話にてご確認ください。
要求水準書	261	36	2	2.3	(3)			要求水準	表-17場内配管ア「イ 企業局が別途工事で実施する導水管布設替工事及び配水本管布設工事との接続を考慮した管路整備を行うこと。」と記載がありますが、設計に必要な別途工事の情報を提供いただけますでしょうか。	要求水準書No. 252の回答をご参照ください。
要求水準書	262	36	2	2.3	(3)	表-17	ウ	監視制御設備	「需要予測などの機能を有すること」とありますが、その対象区域は、将来の給水区域変更を見越したのでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	263	36	2	2.3	(3)	表-17	ウ	監視制御設備	「水安全計画支援などの機能を有すること」とありますが、運転維持管理業務においては、51頁③（ア）に記載のある浄水管理センターシステムの水安全計画支援機能ではなく、真野浄水場監視制御設備による水安全計画を立案するとの理解でよろしいでしょうか。 また切替時期については、事業者にて任せていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、内容により判断します。
要求水準書	264	36	2	2.3	(3)	表-17	オ	監視制御設備	「維持管理に必要なITVカメラの増設を行うこと」とありますが、必要な台数の判断は事業者にて任せていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案の内容により判断します。
要求水準書	265	36	2	2.3	(3)	表-17	キ	監視制御設備	「既存システム機能については、データ入力による活用は妨げない」とありますが、具体的にどの様な事かご教示いただけますでしょうか。	データ入力やデータの移動を想定しています。
要求水準書	266	36	2	2.3	(3)			表-17 場内配管ア	移設可能な公道の位置（歩道、車道等の位置や区間等）をご教示ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご参照ください。
要求水準書	267	36	2	2.3	(3)			表-17 場内配管イ	別途工事で実施される管路施設の管種、口径、接続位置が分かる図面等、接続方法（断水／不断水の指定、事業者が管路整備後に市が接続するのか、その逆か等）、接続時期をご教示ください。	要求水準書No. 252の回答をご参照ください。
要求水準書	268	37	2	2.3	(3)			イ 表-17 撤去対象物	「防災倉庫及び倉庫に格納されている備品類のうち、必要とするものは市の指示する場所に移動させること。」とありますが、事業者判断で要・不要を判断しても宜しいでしょうか。	備品類の必要性は、本市で決定します。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	269	37	2	2.3	(3)			表-17 見学施設エ	ここで記載されている「イメージアップ対策」はp26 2.2.2 (3) ⑩イメージアップ対策とは異なるのでしょうか。 これら「イメージアップ対策」は優先交渉権者選定基準別表1のどの評価項目で評価されるのでしょうか。	前段については、表-17記載のイメージアップ対策とp.26 2.2.2(3)⑩におけるイメージアップ対策は同じものを刺しています。 後段については、本業務は工事業務の一部であり、優先交渉権者選定基準別表1における1-2-4 浄水施設の事前調査・設計にご記載ください。
要求水準書	270	37	2	2.3	(3)			表-17 撤去対象施設ア	撤去対象施設に薬品注入設備は含まれていませんが、薬品タンク、薬品注入ポンプは既設利用または残置と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、薬品注入設備は健全性が確認できた場合に既設流用を認めます。
要求水準書	271	37	2	2.3	(3)			表-17 排水池、排泥池、濃縮槽エ	「・・・劣化補修及び修繕等の運転維持管理ができるよう、排水処理設備を改良する」とありますが、現状では何が要因で劣化補修及び修繕等の運転維持管理ができない状況であるのか、教示願えないでしょうか。	1池構成のため、空水にできません。詳細については、事業契約後、ヒアリング等を行い、ご確認ください。
要求水準書	272	37	2	2.3	(3)			表-17 真野浄水場更新改良	場内整備について ケ 浄水場南側にある小山（該当面積は約1,600m ² ）は撤去し、工事車両の動線等の確保とともに、運転維持管理に資するよう、適切な場内整備を行うこと。 とありますが、工事完了後には運転維持管理に用地を利用されるということでしょうか。目的とされる用途があればご教示ください。	小山の跡地は運転維持管理全般の利用を想定しています。 なお工事中は工事用道路として利用することは可能です。
要求水準書	273	37	2	2.3	(3)			表-17 真野浄水場更新改良	仮設道路等について、「既設フェンス等の再設置が困難な場合は、事業者負担にて、新設フェンスを設置すること」とありますが、予算化段階においては、どのように計画されたかご教示ください。	予定価格の内訳に関するご質問にはお答えできません。
要求水準書	274	37	2	2.3	(3)		ア	表-17 真野浄水場更新改良業務の要求水準	○耐震診断及び劣化補修 ア 耐震補強対象施設は事業者にて耐震診断及び耐震補強設計を行い、必要な範囲について耐震補強を行うと明記しています。一方で、貸与資料には各機場の耐震診断結果が添付されております。本事業では、貸与された耐震診断結果は参考資料であり、受託後に改めて耐震診断をやり直す。との解釈でしょうか。	ご理解のとおりです。耐震診断及び耐震設計は、「水道施設耐震工法指針・解説2022年版 日本水道協会」を準拠してください。
要求水準書	275	37	2	2.3	(3)		ア	表-17 真野浄水場更新改良業務の要求水準	○耐震診断及び劣化補修 ア 耐震補強が不要となった場合においても更新する設備等に『設備に関連する配管』や『管廊に布設された配管』を含むのかご教示ください。また、含む場合の対象範囲をご教示下さい。	設備の更新に伴う配管は事業対象ですが、それ以外は事業対象外です。
要求水準書	276	37	2	2.3	(3)			要求水準	表-17劣化補修ア「管理本館の外壁塗装は、参考資料を参考にして、劣化補修すること。」と記載がありますが、参考資料の箇所を基準に判断すればよろしいでしょうか。	要求水準書No.246の回答をご参照ください。
要求水準書	277	37	2	2.3	(3)		表-17	真野浄水場場内整備について	「ケ 浄水場南側にある小山（該当面積は約1,600m ² ）は撤去し、工事車両の動線等の確保とともに、運転維持管理に資するよう、適切な場内整備を行うこと。」とありますが、小山は、土壌汚染や地下埋設物等はなく、そのまま残土として場外処分可能なものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。万が一、土壌汚染や地下埋設物等が確認された場合は、変更対象とします。
要求水準書	278	37	2	2.3	(3)	表-17		耐震補強及び劣化補修	「既設の濃縮槽は耐震診断のみ実施する。」と記載がありますが、耐震補強を行い、別途用途で使用してもよろしいでしょうか。	別途用途で使用することはできません。
要求水準書	279	37	2	2.3	(3)			表-17 ○耐震補強及び劣化補修ア	排水池、排泥池は運転を停止し空水にしないと耐震補強ができない場合は、排水池・排泥池の機能を生かしながら補強する案（仮設の設置）を提案すべきでしょうか。この場合、補強以外に発生する工事費の変更は行っていただけますでしょうか。	新設の施設を活かして既設の耐震補強は可能と判断しています。詳細については技術対話にてご確認ください。
要求水準書	280	37	2	2.3	(3)			表-17 ○耐震補強及び劣化補修ウ	ひび割れ等の劣化について、緊急度の高低を判定し低いと判定した劣化は、補修不要と判断して宜しかったでしょうか。	事業者にて劣化調査を行い、補修の要否は本市にて判断します。
要求水準書	281	37	2	2.3	(3)			表-17 ○劣化補修管理本館ア	管理本館の劣化補修は、外壁塗装のみで宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	282	38	2	2.4	(1)			業務の内容	「既存系統の浄水施設を半系列を停止することが可能であることから、半系列を停止して耐震補強を行う」と記載されています。半系列について、沈殿池は2池の内1池停止可能と理解しました。 急速ろ過池については、6池の内3池停止しても、ろ過池洗浄が可能でしょうか。	逆洗水量が確保できれば可能です。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	283	38	2	2.4	(1)			業務の内容	更新改良工事期間中は半系列の稼働ではなく、処理の全停止（新瀬田浄水場からの送水量をゼロとする）を認めて頂きたく、要望申し上げます。	ご意見として承ります。
要求水準書	284	38	2	2.4	(1)			業務の内容	半系列を稼働しながら、半系列の耐震補強を行うと理解しました。この場合、稼働させる半系列で処理する水量は、水利使用許可最大取水量の38,074m ³ /dの半量でしょうか、それとも新瀬田浄水量の令和3年度の日平均取水量である20,612m ³ /dの半量でしょうか。仮設設備の規模に関係しますので、ご設定をお願いします。	工事期間中は、実績の半分程度の浄水処理水量を想定しています。
要求水準書	285	38	2	2.4	(1)			表-18 劣化補修 (J)	「取水井」とありますが、図-2に示されている「着水井」との理解で宜しいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、要求水準書P38図-2浄水フローの着水井を削除します。
要求水準書	286	38	2	2.4	(2)(3)			浄水処理方式、 要求水準	p38「新瀬田浄水場については・・・(略)・・・浄水処理フローについては現状と同じとする」との記載があります。これは新瀬田浄水場における事業は、既設の設備の更新事業であることを示しており、提示された原水の水質想定条件を処理できる浄水処理フローを構築する事業ではないと理解できます。 そのような理由から、p39「表-19 浄水処理設備全体 ア 原水の水質想定条件に対して、要求水準を安定して確保できる浄水処理設備とすること」との記載および、p39「①原水の臭気物質の想定条件（最大値） ②原水の濁度の想定条件（最大値）」を削除頂けませんでしょうか。 代わりに、「既設の設備と同等以上の機能を有する設備を設置すること」との記載にして頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
要求水準書	287	39	2	2.4	(2)	②		原水濁度の想定 条件	新瀬田浄水場の原水濁度の想定条件として最大値の条件のみ提示されていますが、通常時の想定条件を提示ください。	参考資料をご確認ください。
要求水準書	288	39	2	2.4	(3)			表-19	新瀬田浄水場更新改良業務の要求水準において、更新を行うべき機器について記載がありますが、更新対象の機器について仕様、重量が分かる機器図面をご提示ください。実施方針参考資料の新瀬田浄水場竣工図では確認しきれませんでした。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	289	39	2	2.4	(3)		ア	表-19 新瀬田浄水場更新改良業務の要求水準	○耐震診断及び劣化補修 ア 耐震補強が不要となった場合においても更新する設備等に『設備に関連する配管』や『管廊に布設された配管』を含むのかご教示ください。また、含む場合の範囲をご教示下さい。	要求水準書No. 275の回答をご参照ください。
要求水準書	290	39	2	2.4	(3)			表-19 急速攪拌池（設備）	「急速攪拌池」とは、図-2に示されている「混和池」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて、要求水準書P39表-19の急速攪拌池を混和池に修正します。
要求水準書	291	39	2	2.4	(3)			表-19 急速攪拌池（設備）	混和池は、図-2では構造物の劣化補修が対象で、設備は更新対象ではなく既設流用となっており、また、別紙-8でも機械・電気の撤去範囲に含まれていませんが、急速攪拌機は本事業において更新対象でしょうか。	ご理解のとおり、急速攪拌機は事業対象です。ご指摘を踏まえて、図-2浄水フロー（新瀬田浄水場）の混和池の黒字を赤字に修正します。
要求水準書	292	39	2	2.4	(3)			表-19 取水井、分水井、混和池	「取水井」とありますが、図-2に示されている「着水井」との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書No. 285の回答をご参照ください。
要求水準書	293	39	2	2.4	(3)	表-19	ア	ブロック形成池	「配管及びケーブルラックの更新範囲は支障部分のみとする」とあり、更新対象設備に⑨ケーブルラック等とありますが、ケーブルラックについては支障部分のみの更新でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	294	39	2	2.4	(3)	表-19	ア	ブロック形成池	「ケーブルについては起点～終点までの一式を更新すること」とありますが、この記載はブロック形成池設備に対するものであり、他の設備についてはケーブルの更新は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	295	39	2	2.4	(3)	表-19		急速攪拌池（設備）	新瀬田浄水場更新改良業務の要求水準において急速攪拌池（設備）の「急速攪拌機の仕様は事業者提案とする」とありますが、要求水準書p38（2）の図-2浄水フロー（新瀬田浄水場）において混和池設備は既設流用となっています。 更新が必要と判断した場合の要求水準という認識でよろしいでしょうか。	要求水準書No. 291の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	296	39					①②	新瀬田浄水場臭気物質、濁度条件	要求水準書では原水ジェオスミン300ng/l、原水2-MIB100ng/l、原水濁度最高100度(24時間継続)となっていますが、過去の運転管理において、浄水水質条件を満足する運転ができていたという認識でよろしいでしょうか。新瀬田浄水場は既設システムを変更するものではありませんので、システムで対応することに限界があります。また、運用の検討のため、過去の高濃度臭気実績、高濁度実績（発生期間の時間推移データ）のご提供をお願いいたします。	要求水準書No. 192の回答をご参照ください。
要求水準書	297	40	2	2.4	(3)			表-19 薬品注入設備	新瀬田浄水場において、薬品注入設備の仕様、数量は既設と同等でよろしいでしょうか。事業者提案であれば、各薬品タンクの容量、ポンプ仕様を検討するため、各薬品注入率（最大、最小、平均）が分かる資料を提示ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料、参考資料及び現場確認よりご確認ください。
要求水準書	298	40	2	2.4	(3)			表-19 薬品注入設備	PAC貯留槽、硫酸貯留槽、次亜貯留槽については、真野浄水場の要求水準では2槽以上設ける旨、記載がありますが、新瀬田浄水場については記載がありません。1槽でも問題ないと考えてよろしいでしょうか。	更新時を考慮し、原則2槽以上としてください。
要求水準書	299	40	2	2.4	(3)			表-19 薬品注入設備 ア	「事業期間中、事業者の適切な維持管理により既存設備の健全度が確保できると想定される場合は、既存設備を維持し継続使用することを認めるが、故障等不具合発生時の対応については、本業務の修繕とは別に事業者の責により対応すること。」と記載されております。引渡し後の令和15年3月から事業が終了する令和21年3月31日までの間に、既設の薬品注入設備の不具合が発生しないかどうかの判断は不可能であると考えられます。薬品注入設備は更新とし、この一文を削除して頂けませんか。	ご意見として承ります。
要求水準書	300	40	2	2.4	(3)	表-19	イ	フロック形成池	「電気設備の改造等が必要な場合は本工事で対応すること」とありますが、改造した機器については、更新改良施設であり劣化による損傷についても事業者の責になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	301	40	2	2.4	(3)			表-19 活性炭ろ過池（設備）ア	更新対象である「①圧送管、②圧力管、③活性炭ろ過流入管、④洗浄排水管」の支障部分が予備ルートがない（1本しかない）場合など、半系列運転にあたり仮設が必要となる場合が生じる可能性があります。この場合、排水管は口径が大きく現実的ではありません。更新改良工事期間中は処理の全停止を認めて頂きたく、要望申し上げます。	ご意見として承ります。
要求水準書	302	40	2	2.4	(3)			表-19 活性炭ろ過池（設備）イ	更新機器の中に「②ろ過池（洗浄装置）」が含まれております。これは何を示されていますでしょうか。表洗管を示している場合、具体的な範囲（例えば、表洗弁よりも下流の配管部分 または 表洗管の先端の洗浄ノズルのみ など）をお示し下さい。	ろ過池内部の洗浄管、ノズル等を指しています。
要求水準書	303	40	2	2.4	(3)			表-19 急速ろ過池（設備）ア	更新対象である「①圧送管、②排水管」の支障部分が予備ルートがない（1本しかない）場合など、半系列運転にあたり仮設が必要となる場合が生じる可能性があります。この場合、排水管は口径が大きく現実的ではありません。更新改良工事期間中は処理の全停止（新瀬田浄水場からの送水量をゼロとする）を認めて頂きたく、要望申し上げます。	ご意見として承ります。
要求水準書	304	40	2	2.4	(3)			表-19 急速ろ過池（設備）イ	更新機器の中に「①ろ過池（洗浄装置）」が含まれております。これは何を示されていますでしょうか。表洗管を示している場合、具体的な範囲（例えば、表洗弁よりも下流の配管部分 または 表洗管の先端の洗浄ノズルのみ など）をお示し下さい。	ろ過池内部の洗浄管、ノズル等を指しています。
要求水準書	305	41	2	2.4	(3)		ア	表-19 新瀬田浄水場更新改良業務の要求水準	連絡管廊 ア コンクリート打増補強において、既設管の一部がコンクリートに埋設しても施工の支障にならないければ、その既設管は更新対象とならない。との解釈でしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	306	41	2	2.4	(3)			要求水準	管理棟（建築機械）ア 昇降装置（エレベーター）1基を更新すること。と記載がありますが、昇降装置の仕様をご教授下さい。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料及び現場確認により、ご判断ください。
要求水準書	307	41	2	2.4	(3)	表-19	ア	電気設備	「更新される機械設備に対し、必要に応じ電源、制御回路、監視制御に関する既設電気設備の機能増設の変更を行うこと。ただし、既設電気設備が流用可能であれば、既設流用を可能とする。」とありますが、本記載は電気設備に対する記載がない設備に対するものとの理解でよろしいでしょうか。	更新する機械設備に対する電気設備のことで。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	308	41	2	2.4	(3)			表-19 排水処理（設備）ア	「更新と同等程度の性能や機能維持が補償される場合は、分解整備等による対応も可能とするが、故障等不具合発生時の対応については、既存施設の補修・修繕業務とは別に事業者の責により対応すること。」と記載されております。 引渡し後の令和15年3月から事業が終了する令和21年3月31日までの間に、分解整備等を行った設備が不具合が発生しないかどうかの判断は不可能であると考えられます。排水処理施設は躯体の耐震補強を行わない設備ですから、更新の対象とはせずに、既存施設の補修・修繕業務として頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
要求水準書	309	41	2	2.4	(3)			表-19 排水処理（設備）ア	配管は更新対象外と考えてよろしいでしょうか。	工事で干渉する配管については更新対象です。
要求水準書	310	42	2	2.4	(2)		ア	表-21 仰木低区配水池更新改良業務の要求水準	○耐震診断及び劣化補修 ア 仰木低区配水池3,150㎡は停止することができないと明記しているが、配管切替などの部分断水もできないとの解釈でしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	311	42	2	2.5	(1)			表-20 仰木低区配水池更新改良施設	撤去について敷地内アスファルトスロープの撤去と記載がありますが、スロープをすべて撤去するのでしょうか。その際完成後の新設配水池への進入路は現状の門からの通路を計画するのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は事業者提案とします。
要求水準書	312	42	2	2.5	(2)			表-21 送水ポンプ室	「・・・場外にある雨水桝と排水管で接続すること」とありますが、雨水桝の布設位置が分かる図面を提供願えないでしょうか。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料及び現場確認よりご確認ください。
要求水準書	313	42	2	2.5	(2)			表- 21 仰木低区配水池更新改良業務の要求水準	既存の場内配管は更新対象外で宜しいでしょうか。また、既設の場内配管との接続箇所は事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
要求水準書	314	42	2	2.5	(2)			表- 21 仰木低区配水池更新改良業務の要求水準	仰木低区配水池の流入時の残圧をご教示ください。また、現状の仰木低区配水池の配水区域の自然流下系統の最小動水圧と最大静水圧をご教示ください。	要求水準書No. 235の回答をご参照ください。
要求水準書	315	42	2	2.5	(2)			表- 21 仰木低区配水池更新改良業務の要求水準	本事業で設置する流量計の設置位置は、例えば、既設流量計と同位置に設置（更新）するなど、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	316	42	2	2.5	(2)			表-21 ○耐震補強及び劣化補修イ	参考資料（仰木低区配水池耐震診断業務委託）では、空水にできないため池内部からの調査は実施していないとお見受けしますが、池内部からの劣化補修は事業範囲でしょうか。事業範囲に含む場合、事業開始後の劣化調査の結果により必要となる工事が確定しますが、提案金額との差額は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。 また、参考資料の劣化調査報告書に、仰木低区配水池の調査結果が添付されていませんので、資料の提供をお願いします。	一つ目はご理解のとおりです。 二つ目は変更対象にはなりません。 三つ目は参考資料をご確認ください。
要求水準書	317	43	2	2.5	(2)			仰木低区配水池電気設備について	「コ 自家発電設備は、既設を移設し流用する」（試験、容量確認作業を含む。）とありますが、非常時に想定されている必要送水量をご教示ください。	送水ポンプ各1台分です。
要求水準書	318	43	2	2.5	(2)			仰木低区配水池電気設備について	「コ 自家発電設備は、既設を移設し流用する」とありますが、容量確認の結果、新設が必要となった場合、設計変更対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	319	43	2	2.5	(2)			仰木低区配水池電気設備について	既設の自家発電設備を移設し流用するとの記載がある一方で、非常用高圧発電機のコネクタ接続・切替が可能な構造とすることとの記載もございません。 自家発電設備の設置の考え方につきまして、ご教示下さい。	既設自家発電設備と非常用高圧発電機の同期は不要です。
要求水準書	320	43	2	2.5	(2)		コ	表-21 仰木低区配水池更新改良業務の要求水準	電気設備 コ 自家発電設備は既設を移設して流用すると明記していますが、①排気ガス用消音器②給気・排気設備（消音ダクト含む）③排気ガス用ダクト（円形）の扱い（既設流用とするか）をご教示ください。	健全性が確認されたものに限り、自家発電設備補機の既設流用は妨げるものではありません。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	321	43	2	2.5	(2)			表-21 仰木低区配水池更新改良業務の要求水準	配水池8,000m ³ 増設する配水池の水位変更には余地があるでしょうか。HWLを高くした場合など、高水圧等の問題があるかどうか、また、真野低区配水池との水位差が生じることに、市が考える運用に対して問題があるかご教示ください。	前段は増設配水池と既設配水池3,150m ³ の同時運用を考えているため、既設の水位の変更は認めません。
要求水準書	322	43	2	2.5	(2)			表-21 機械設備	送水ポンプからの送水管と既設配管との接続位置等を検討するため、仰木低区配水池の場内配管図（管種、口径、配管ルート、埋設深さ等が分かる図面）を提供願えないでしょうか。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	323	43	2	2.5	(2)			表-21 機械設備	送水ポンプのWH検討のため、既設送水管（仰木低区配水池～仰木高区配水池、仰木低区配水池～仰木第一排水池）の、それぞれの管種、口径、管路縦断面図を提供願えないでしょうか。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	324	43	2	2.5	(2)			表-21 機械設備	「増設する配水池に緊急遮断弁を設置すること。」とありますが、配水池の流入、流出どちらの配管に緊急遮断弁を設置するべきかご教示ください。	流出側です。
要求水準書	325	43	2	2.5	(2)			表-21 場内配管	「真野浄水場と仰木低区配水池の間の給水区域は送配水兼用となる」というのは、どういうことでしょうか。ご教示をお願いします。	仰木低区配水池までの送水途中に真野浄水場からの直接配水エリアがあります。
要求水準書	326	43	2	2.5	(2)			表-21 電気設備	「自家発電設備は既設を移設し流用する。」と記載されております。既設の自家発電設備で新たに設置する送水ポンプのうち予備機を除くすべての台数を同時稼働させることができない可能性もありますが、その考えで宜しいでしょうか。自家発電設備を稼働させる事態において、必ず稼働させなければならないポンプ設備があれば、ご教示下さい。	要求水準書No. 317の回答をご参照ください。
要求水準書	327	43	2	2.5	(2)			表-21 配水池	増設する配水池の防水対策（防水仕様）は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	328	43	2	2.5	(2)		表-21	仰木低区配水池自家発電設備について	「コ 自家発電設備は、既設を移設し流用する。（試験、容量確認作業を含む。）」ありますが、技術提案書提出までに所轄消防署と協議可能と理解してよろしいでしょうか。事前協議が不可の場合、契約後に所轄消防署との協議で変更になる項目に関しては、設計変更対象として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	所轄消防協議は妨げるものではありません。
要求水準書	329	43	2	2.5	(2)		表-21	仰木低区配水池場内整備について	「ア 増設配水池側に応急給水用の取り出し口を設け、地上式消火栓を1基設置すること。」ありますが、技術提案書提出までに所轄消防署と協議可能と理解してよろしいでしょうか。事前協議が不可の場合、契約後に所轄消防署との協議で変更になる項目に関しては、設計変更対象として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	前段は事業者の判断に委ねます。後段は設計変更対象にはなりません。
要求水準書	330	43	2	2.5	(2)			表-21 ○増設 場内配管	仰木低区配水池の既設管路について、既存用地と新設用地内の配管布設状況に加え、流出・流入管の敷地外の道路埋設部（一次バルブや分岐が分かる範囲まで）が把握できる資料をご提供頂けないでしょうか。公開された平面図では構造物周辺の管路のみで、敷地内の配管状況も不明な箇所があります。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	331	43	2	2.5	(2)			表-21 ○増設 場内配管	自然流下配水管（φ900、φ700のそれぞれ）に接続する新設配管の口径を検討するにあたり、既設管路への接続位置で必要な最低動水圧をご教示ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	332	43	2	2.5	(2)			表-21 ○増設 場内配管	「真野浄水場と仰木低区配水池の間の給水区域は送配水兼用となるため、これを可能とする場内配管とすること」とありますが、これは真野浄水場から送られてくる水が送配水兼用という理解でよろしいでしょうか？別紙7 送配水フロー・導水管の諸元（真野取水場、真野浄水場及び送配水施設）の施設フロー図（改良後）では、仰木低区配水池から自然流下で配水すると見受けられますが、仰木地区配水系統広域図に記載の「仰木地区送配水システム概略図」では仰木低区配水池からの自然流下配水はありません。仰木低区配水池からの自然流下配水系の有無をご教示ください。また有る場合は、計画給水量、接続配管口径の提示（送配水系統の統合計画書などのご提供）もお願いいたします。既設場内配管図では、2方向へ自然流下配水管があります。接続位置の提示も合わせてお願いします。	前段はご理解のとおりです。中段は自然流下系の配水はあります。後段は参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料、湖都大津・新水道ビジョン（令和2年度改訂版）をご確認ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	333	43	2	2.5	(2)			表-21 ○増設 配水池8,000m3	増設する配水池の予定地（敷地の北西側）での地質調査結果の公開予定はありますでしょうか。公開がない場合は、提案段階において既存配水池付近の地質調査結果を基に構造や基礎形式を検討することになります。事業開始後に実施する地質調査結果によって、やむを得ず基礎形式等が変更となった場合、提案段階では予見できない不確定要素に当たると考えますので、コスト増額が発生した場合は契約変更の対象となるものと理解して宜しいでしょうか。	前段は公開予定はありません。後段はご理解のとおりです。
要求水準書	334	44	2	2.5	(2)			表-21 電気設 備 タ	「仰木低区配水池の流入管及び流出管に流量計を設置する」とありますが、 ・流入管とは、真野浄水場送水ポンプからの送水管が仰木低区配水池に接続する手前箇所に流量計を設置するというのでしょうか。 ・流出管とは、仰木低区配水池から仰木高区配水池および仰木第一配水池への送水ポンプの送水管とは別途、自然流下系の流出管に流量計を設置するというのでしょうか。 ・流入管及び流出管に設置する流量計は、各1台との理解で宜しいのでしょうか。	すべてご理解のとおりです。具体的には別紙7の送配水フローをご参照ください。
要求水準書	335	44	2	2.5	(2)			表-21 電気設 備 タ	「仰木低区配水池の流入管及び流出管に流量計を設置すること。」とありますが、流入管の流量計は既設流量計を更新するという考えでよろしいのでしょうか。その際、既設設備にバイパス管はありませんが、バイパス管は不要と考えてよろしいのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段はご提案の内容により判断します。
要求水準書	336	44	2	2.5	(2)			表-21 電気設 備 タ	「仰木低区配水池の流入管及び流出管に流量計を設置すること。」とあり、ポンプで送る以外の自然流下の流出管口径を検討するため、仰木低区配水池から自然流下で流出する配水量をご提示ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料（認可図書）をご確認ください。
要求水準書	337	45	2	2.6	(1)			表-22 真野低区 配水池更新改良 施設	撤去施設として、耐震補強（Q）、更新及び改良（R）によって発生するものと明記されていますが、要求水準別紙8撤去対象施設図（真野低区配水池）では、上記に該当しない送水ポンプ設備が撤去対象施設となっており、また実施方針P44では上記に該当しない送水ポンプ設備が更新改良の対象施設となっています。改めて撤去対象施設、更新対象施設をご教示ください。	前段の送水ポンプは撤去対象ではありません。ご指摘を踏まえて、別紙8について修正いたします。後段の実施方針と要求水準書で記載内容の相違があるものについて、要求水準書の内容を正としてください。
要求水準書	338	45	2	2.6	(2)			表-21 機械設 備 イ	既設配水池流出管の緊急遮断弁がある場合、仕様等が分かる機械図面、仕様書等をご提示ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料及び現場確認により、ご判断ください。
要求水準書	339	45	2	2.6	(2)			表-23 ○耐震補強及び 劣化補修 イ	劣化補修は「現地調査に基づき実施する」とのことですが、現地調査は池内を空水にして池内部からの調査を実施すると考えて宜しいのでしょうか。また劣化調査の結果、必要となる工事量が確定しますが、提案金額（想定）との差額は設計変更対象と考えてよろしいのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は変更対象とはなりません。
要求水準書	340	46	2	2.7				運転維持管理業 務	運転管理業務の体制検討のため、加圧系システムの詳細機能が分かる資料（完成図書等）をご提供ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	341	47	2	2.7	(1)	②	(ア)	り有資格者の基 準	a bの資格者については（ア）業務実施体制に配置条件が示されていますが、c～gについては、全体で1名以上の有資格者がいればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	342	47	2	2.7	(1)	①	(ア)	表-24運転維持 管理業務の概要	注）*1参考資料の基本仕様書に・・・とありますが、参考資料とは参加資格申請後に閲覧される資料のことでしょうか。	参考資料をご確認ください。
要求水準書	343	47	2	2.7	(1)	①	(ア)	表-24の下欄に ついて	下欄注記に示された「水道施設運転管理業務基本仕様書」は別途公表もしくは参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料として提示いただけるのでしょうか。	参考資料をご確認ください。
要求水準書	344	47	2	2.7	(1)	①	(ア)	業務概要 表-24	物品調達業務にある「非常用発電機の手配」については、貸与して頂ける発電機もあるのでしょうか。	あります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	345	47	2	2.7	(1)	①	(ア)	精密点検・試験等について	精密点検・試験等について、P.47表-24の下欄注記に基本仕様書に参考を示すとあります。 一方、P.63②項で電気事業法第42条に定める保安規程により可搬式非常用発電機の保安点検を行うこと。また、消防設備点検については、関係法令に定める点検を、該当法規に則り業務を実施すること、とあります。 精密点検・試験等は、P.63②項に示す電気事業法第42条に定める保安規程による点検と消防設備点検のみと判断してよろしいでしょうか。	保安規程を満足し、水道工事標準仕様書〔設備工事〕を参考にご判断ください。保安規程については参加表明書の提出後、参考資料として提供しますのでご確認ください。
要求水準書	346	48	2	2.7	(1)	②	(ア)	a.業務責任者	「業務責任者及び業務副責任者は、各々配置される浄水場への常駐を求める」とありますが、業務責任者は柳ヶ崎浄水場以外の浄水場や加圧施設、配水池の運転管理や巡回点検をしてはいけないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	347	48	2	2.7	(1)	②	(ア)	b.業務副責任者	「原則として、真野浄水場、柳が崎浄水場、膳所浄水場及び新瀬田浄水場に配置する」とありますが、膳所浄水場が廃止となる令和14年度以降は配置しないという理解でよろしいでしょうか。	膳所浄水場の廃止は令和14年度であるため、令和15年度以降は業務副責任者の配置は不要です。
要求水準書	348	48	2	2.7	(1)	②	(ア)	b.業務副責任者	「業務責任者及び業務副責任者は、各々配置される浄水場への常駐を求める」とありますが、業務副責任者は配置された浄水場以外の浄水場や加圧施設、配水池の運転管理や巡回点検をしてはいけないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	349	48	2	2.7	(1)	②	(ア)	c.作業主任者	「化学、機械、電気いずれかの専門分野における実務経験者」との記載がありますが、実務経験者とは高等学校卒業者が相当するとの理解でよろしいでしょうか。	高等学校卒業者と実務経験者は同義ではありません。
要求水準書	350	48	2	2.7	(1)	②	(ア)	ア) c. 作業責任者	・・・若しくは、化学、機械、電気いずれかの専門分野における実務経験者、とありますが、資格、経験年数など具体的な条件はありますか。	特にありません。
要求水準書	351	48	2	2.7	(1)	②	(オ)	業務形態	a. 運転管理業務で、ただし、浄水管理センターの遠隔監視システムの機能を利用することで、これらの業務を十分に行えると認められる場合に限り、浄水管理センター以外の施設において夜間、休日の無人化等、他の方法による監視体制をとれるものとする、とありますが、認められる場合とは具体的にどのような条件があるのでしょうか。ご教示ください。	事業者提案によります。
要求水準書	352	48	2	2.7	(1)	②	(ア)	業務実施体制	実施体制として、以下の兼務は可能でしょうか。ご教示ください。 ①業務責任者と業務副責任者 ②業務副責任者と作業責任者 ③業務責任者と業務副責任者及び作業責任者	要求水準書No.134の回答をご参照ください。
要求水準書	353	48	2	2.7	(1)	②	(ア)	業務実施体制	b. 業務副責任者は・・・原則として真野浄水場、柳が崎浄水場、膳所浄水場、新瀬田浄水場に配置するとありますが、令和14年に廃止予定の膳所浄水場につきましては、廃止前までとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	354	48	2	2.7	(1)	②	(ア)	業務実施体制	業務責任者の要件で、水道技術管理者又は水道施設管理技士【浄水施設2級】以上とあります。資格は、技術士(上下水道部門)、水道施設管理技士【浄水施設1級】、水道技術管理者又は水道施設管理技士【浄水施設2級】、水道施設管理技士【浄水施設3級】、専門分野における実務経験者の順番で位置付けられているとの理解でよろしいでしょうか。	資格の最上位が、技術士(上下水道部門)ではありません。
要求水準書	355	48	2	2.7	(1)	②	(ア)	業務副責任者	業務副責任者は、原則として真野浄水場、柳が崎浄水場、膳所浄水場及び新瀬田浄水場のそれぞれに1名、計4名配置するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	356	48	2	2.7	(1)	②	(ア)	作業責任者	作業責任者の配置場所、配置人数については、事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	357	49	2	2.7	(1)	②	(オ)	d	「業務責任者が不在の場合は代わりに業務を行えるものが常駐すること」とありますが、業務を代行する者は、必ずしも業務副責任者ではなくてもよろしいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	358	49	2	2.7	(1)	②	(ア)	エ) みなし設置者	事業者がみなし設置者であることから、自家用電気工作物等及び可搬型非常用発電機の保安管理業務の実施については、電気事業法に基づく外部委託制度を活用できるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
要求水準書	359	49	2	2.7	(1)	②	(ア)	エ) みなし設置者 c. 電気主任技術者の選定、届出	電気主任技術者について、本業務においては常駐を求めないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	360	50	2	2.7	(1)	②	(イ)	オ) 業務管理体制	貴市が定めている高病原性新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等流行時の運転維持管理業務特記事項について、ご開示ください。	参考資料をご確認ください。
要求水準書	361	51	2	2.7	(1)	③	(エ)	業務開始前の施設の機能確認	「業務開始前において本市と事業者により施設の機能確認を行い、施設機能確認書を作成する。」と記載があります。本事業の対象施設は多岐にわたるため、機能確認の実施期間や結果の協議にも時間を要すると考えますので、実施方法（複数回に分ける、等）や実施時期（業務開始の1年前から、等）については、事業者からの提案が可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	362	51	2	2.7	(1)	③	(ア)	浄水管理センターシステムの活用	事業者がアクセス可能な既存システム機能は、監視機能、設備台帳・・・とありますが、監視機能とは各浄水場主機及びその他設備の遠方操作が可能であるとの認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
要求水準書	363	51	2	2.7	(1)	③	(ア)	浄水管理センターシステムの活用	「既存システムの保守点検は、事業者での追加、増設分を除き、原則として本市にて実施する。」とありますが、費用も市の負担で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	364	51	2	2.7	(1)	③	(ア)	浄水管理センターシステムの活用	浄水管理センターシステム及び加圧系システムの保守（以下、既存システム）との兼ね合いを検討するため、既存システム保守に係る仕様書と発注先をご教示ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	365	51	2	2.7	(1)	③	(ア)	浄水管理センターシステムの活用について	「既存システムの保守点検は、事業者での追加、増設分を除き原則として本市にて実施する。」とありますが、浄水管理センターと今回の更新及び改良施設を除く既存システムの保守点検も貴市で実施すると理解してよろしいでしょうか。 また、真野浄水場の更新設備が完成するまでの既存設備の保守点検業務においても貴市で実施すると理解してよろしいでしょうか。	前段、後段とも、ご理解のとおりです。
要求水準書	366	51	2	2.7	(1)	(ウ)		業務開始前の業務引継	「本市が指定する者から対象施設・設備の運転管理及び保全管理等に係る業務引継を行い」とありますが、令和5年度水道施設運転管理業務の受託者から業務引継を受けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	367	51	2	2.7	(1)	(ウ)		業務開始前の業務引継	令和5年度水道施設運転管理業務の受託者選定にあたり、審査項目に「履行期間終了に伴う業務引継ぎについて」の項目がありましたが、事前に具体的な引継内容を教えて頂けるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	368	51	2	2.7	(1)	③	(エ)	業務開始前の施設の機能確認	「業務開始前の施設の機能確認の結果、その機能に不備がある場合は、本市の費用でその機能を回復又は事業者の契約不適合責任から除外するものとする。」とありますが、貴市の選択が「事業者の契約不適合責任から除外する」とした場合、機能に不備がある当該設備機器の機能回復の措置は、どのような対応になるのでしょうか。ご教示ください。	本市の責任で機能回復を図ったあと、運転維持管理対象施設に含めます。
要求水準書	369	51	2	2.7	(1)	③	(エ)	業務開始前の施設の機能確認	「業務開始前の施設の機能確認の結果、その機能に不備がある場合は、本市の費用でその機能を回復又は事業者の契約不適合責任から除外するものとする。」とありますが、貴市が「事業者の契約不適合責任から除外する」を選択するケースとは、どのような場合を想定しておられますでしょうか。ご教示ください。	機能確認の結果より判断します。
要求水準書	370	51	2	2.7	(1)	③	(エ)	業務開始前の施設の機能確認	「本市と事業者により施設の機能確認を行い、施設機能確認書を作成する。」とありますが、施設機能確認書の書式はいただけるという理解でよろしいでしょうか。	書式は任意となります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	387	58	2	2.7	(2)	③	(ア)	排水処理方法表-28	表-28には、新瀬田浄水場はグラウンド用土のみ選択可能となっておりますが、(イ) 浄水場発生土資源化業務では植栽用人工土壌の浄水発生土発生場所は各浄水場（5箇所）となっております。新瀬田浄水場の排水処理は、グラウンド用土と植栽用人工土壌のどちらも選択可能なのでしょうか。	新瀬田浄水場はグラウンド用土以外に、植栽用人工土壌（脱水ケーキ、乾燥ケーキ）、下水道放流の選択ができます。
要求水準書	388	58	2	2.7	(2)	③	(ア)	排水処理方法表-28注)*2	排水処理業務に要する費用は、下水道放流にかかる費用を含め事業者の負担とする、とありますが、既存脱水機などの補修については（5）既存施設の補修・修繕業務の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	389	58	2	2.7	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	植栽用人工土壌を製造し、本市へ納品のこととありますが、納品する数量についての最低限度量、最大限度量はいくらですか。	納品する数量は、浄水発生土の量により決定するため、最低及び最大限度量はありません。
要求水準書	390	58	2	2.7	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	各浄水場から排出される浄水発生土を八屋戸浄水場に受託者自らが運搬をする場合、収集運搬の許可が必要ないという理解でよろしいでしょうか。	収集運搬の許可は必要となります。
要求水準書	391	58	2	2.7	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	浄水発生土を原材料とした植栽用人工土壌について、発注者に納品する最低限の数量はございますでしょうか。また、上限の数量はございますでしょうか。	要求水準書No. 389をご参照ください。
要求水準書	392	58	2	2.7	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	浄水場発生土資源化業務について、植栽用人工土壌の納入量の規定はないとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書No. 389をご参照ください。
要求水準書	393	58	2	2.7	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	表-29の基準値の記載があり、また脱水機は既設流用となっておりますが、脱水機そのものの不備により又は原水水質由来により当該基準値を満たすことが出来ないと事業者が証明した場合は、産廃処分費は市に費用をご負担いただけたらとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	394	58	2	2.7	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	浄水場発生土を資源化したものは資源化物であり産業廃棄物ではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	395	58	2	2.7	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	別紙6に脱水ケーキはセメント原料との記載がございますが、現在は植栽用人工土壌のみに利用されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	396	58	2	2.7	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	「原材料の資源化場所及び植栽用人工土壌納品場所は八屋戸浄水場」とありますが、R12年迄の八屋戸浄水場の廃止後の納品場所は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書No. 381をご参照ください。
要求水準書	397	58	2	2.7	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	植栽用人工土壌は浄水場発生土を乾燥させたものではなく、他の原料との混合物であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	398	58	2	2.7	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	「沈殿水及び乾燥ケーキ」との記載がございますが、「沈殿水」は何を指すのかご教示願います。また、「乾燥ケーキ」とは脱水ケーキを天日乾燥したものととの理解でよろしいでしょうか。またP59 表-30に「乾燥ケーキ（t）」との記載がありますが、Wet-tとの理解でよろしいでしょうか。	一つ目の沈殿水とは濃縮槽等から排出された水のことで、二つ目はご理解のとおりです。三つ目はご理解のとおりです。
要求水準書	399	59	2	2.7	(2)	③	(エ)	浄水発生土の運搬	各浄水場の浄水発生土は、原材料の資源化場所及び植栽用人工土壌納品場所である八屋戸浄水場まで公道を運搬するものと理解しますが、運搬に際して廃棄物処理法上の許認可は必要でしょうか。ご教示ください。	不要です。
要求水準書	400	59	2	2.7	(2)	③	(オ)	参考データ	表-30 排水処理業務の実績及び想定値（年間）（参考）において、膳所浄水場で下水道放流をやめて乾燥ケーキを資源化に変更した場合の乾燥ケーキ量をご提示いただけますか。	示す値はあくまでも参考値のため、乾燥ケーキ量は不明です。
要求水準書	401	59	2	2.7	(2)	③	(オ)	参考データ	表-30 排水処理業務の実績及び想定値（年間）（参考）において、下水道放流の欄に（170,000）、（110,000）と記載されていますが、この値は浄水場で発生する排水を全量下水道放流した場合の放流量という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	402	59	2	2.7	(2)	③	(イ)	人工土壌の製造	「人工土壌の製造はISOの認証を受けた品質管理工程で実施すること」とありますが、これは、既に（市が）認証を受けている品質管理工程に倣って事業者が製造を実施することで良いのでしょうか。それとも、事業者がISOの認証を取得している（未取得の場合は事業開始までに取得する）必要があるのでしょうか。	事業者にてISOの認証を取得する必要があります。なお未取得の場合は事業開始までをお願いします。
要求水準書	403	59	2	2.7	(2)	③	(エ)	その他エ) 浄水発生土の運搬	各浄水場の発生土を八屋戸浄水場まで運搬する必要がありますが、運搬段階での発生土は産業廃棄物でしょうか。またその場合、排出事業者は津市殿となり、SPCからの再委託は禁止となりますでしょうか。	産業廃棄物ではありません

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
要求水準書	404	59	2	2.7	(2)	③	(エ)	その他 ^エ 浄水発生土の運搬	各浄水場の発生土を八屋戸浄水場まで運搬する必要がありますが、運搬段階での発生土は産業廃棄物でしょうか。またその場合、排出事業者は大津市殿となり、SPCからの再委託は禁止となりますでしょうか。	要求水準書No. 403をご参照ください。
要求水準書	405	59	2	2.7	(2)	③	(エ)	その他 ^エ 浄水発生土の運搬	各浄水場の発生土を八屋戸浄水場まで運搬する段階での発生土は産業廃棄物でしょうか。また産業廃棄物の場合、排出事業者は貴市となりますが、収集運搬契約は貴市とSPCとなるのか、あるいは 貴市とSPCからの受託企業となるのでしょうか。	要求水準書No. 403をご参照ください。
要求水準書	406	59	2	2.7	(2)	③	(イ)	表-29欄外※3	人工土壌の製造はISOの認証を受けた品質管理工程で実施すること、とあります。 「ISOの認証を受けた品質管理工程で実施」とは、浄水場発生土資源化業務を対象範囲としたISO9001の認証を取得していることが、業務実施の必要資格でしょうか。それともISOの品質管理の考え方を取り入れた製造管理を求める、と言う意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	407	59	2	2.7	(2)	③	(イ)	表-29欄外※3	「※3人工土壌の製造はISOの認証を受けた品質管理工程で実施すること。」と記載されています。当該記載より、浄水発生土で植栽用人工土壌を製造、かつISO認証の品質管理工程を満たす必要があると理解します。上記に加え、事業費を考慮すると企業が特定され、競争性が阻害される可能性があるかと思慮します。 上記を鑑み、当該業務を実施している企業(植栽用人工土壌の製造を委託されている企業)については、応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業として参画をしない、あるいはどのコンソーシアムにも同様に参画できるよう配慮していただけないでしょうか。 同様にその他の業務においても、企業が特定される(特定の企業しか実施できない)場合においては、上記同様に対応いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
要求水準書	408	59	2	2.7	(2)	③	(イ)	表-29欄外※3	「人工土壌の製造はISOの認証を受けた品質管理工程で実施すること。」とありますが、この条件に合致する企業は限定され、特定の企業しか該当しない恐れがあり、競争性を低下させると思料します。よって現在、植栽用人工土壌の製造を受託されている企業は応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業、協力会社として参画をしないよう配慮いただくようお願いいたします。 または、ISOの品質管理の手法を用いた製造方法を求めるという解釈でご検討をお願いします。	ご意見として承ります。
要求水準書	409	59	2	2.7	(2)	③	(ウ)	無償貸与機材	無償貸与機材が、事業期間中、万が一使用できなくなった場合に新たな機材を無償貸与いただけるのでしょうか。	事業者負担にて手配願います。
要求水準書	410	59	2	2.7	(2)	③	(イ)	浄水場発生土資源化業務	「人工土壌の製造は ISO の認証を受けた品質管理工程で実施すること」、と記載されていますが、具体的には運転維持管理業務を実施する者が、ISO9001の認証を受けなければならないでしょうか。	運転維持管理業務を実施する者が、必ずしもISO9001の認証を受ける必要はありません。
要求水準書	411	59	2	2.7			(イ)	浄水場発生土資源化業務	製品300m3製造毎に抜き取りの品質検査を行い、品質証明書を提出することとなっておりますが、これは表-29に記載の基準値を満たしていることを証明するものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	412	60	2	2.7	(2)	③	(オ)	参考データ	表-31に植栽用人工土壌の製造実績(参考)がありますが、今回事業で求められる必要製造量はいくらかですか。	要求水準書No. 389をご参照ください。
要求水準書	413	60	2	2.7	(2)	④		表-32	保安巡視業務について記載されており、参考資料「02_令和5年度水道施設運転管理業務委託_基本仕様書(案)」34頁に保安機材の数量が示されていますが、柳が崎浄水場については記述がありません。現状の状況をご教示ください。	柳が崎浄水場については令和4年度末に完工予定です。
要求水準書	414	60	2	2.7	(2)	④		保安巡視業務	「水道施設への・・・施設の施錠・解錠の管理や巡視を行う。」と記載がありますが、本業務は警備業法上の1号警備業務には当たらないと考えてよろしいでしょうか。	警備業法上の1号警備業務に該当します。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
要求水準書	415	60	2	2.7	(3)	①		(3) 保全管理業務 ① 保守点検業務	保守点検業務と計画修繕業務の定義・内容の違いをご教示下さい。保守点検業務（定期点検）の内容に、各種ポンプ類のベアリング、グランドパッキン等消耗品の交換との記載がありますが、当該消耗品は、例えば加圧ポンプなどの修繕業務においても交換対象となります。共に消耗品の交換を内容としながらも、点検と修繕とに業務が分かれている理由をご教示願います。	消耗部品の交換など、直営にて対応が可能な軽微な対応を保守点検としています。
要求水準書	416	60	2	2.7	(3)	①	(イ)	定期点検について	定期点検の内容に、各種ポンプ、電動機類のベアリング等の交換が記されていますが、対象となる機器の仕様（ポンプ口径、電動機容量等）及び台数についてご教示願います。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	417	60	2	2.7	(3)	①	(イ)	定期点検について	表-33保守点検業務に記載されている各点検項目について、対象機器の仕様・図面等は別途公表いただけるのでしょうか。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	418	60	2	2.7	(3)	①	(イ)	表-33 保守点検業務	表-33のNo.10「真野中央監視システム（保守サービス共）」とは、要求水準書P36の表の更新改良後の「監視制御設備」を指していて、既存の真野中央監視システムの保守点検は対象外と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	419	60	2	2.7	(3)			保守点検業務 水道施設の清掃業務 計画修繕業務	要求水準書P61-62の表-33の保守点検業務、P63-64の表34水道施設の清掃業務及び表-35計画修繕業務の対象の業務について、保全計画を策定するために直近5年の点検内容及び不具合対応履歴をご教示ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	420	61	2	2.7	(3)	①	(ア)	表-33 10	計装設備点検については、参考資料「02_令和5年度水道施設運転管理業務委託_基本仕様書（案）」32頁において、生物監視装置保守点検業務が含まれていますが、要求水準書に記載がございません。本業務に含まれないとの認識でよろしいのでしょうか。	含まれます。
要求水準書	421	61	2	2.7	(3)	①	(イ)	表-33 保守点検業務	注)*1に記載の「～八屋戸浄水場、膳所浄水場の廃止に伴い、数量は減少する」とありますが、表-33の各保守点検業務の項目のうち八屋戸浄水場で減少の対象となるものをご教示願います。	浄水処理に関わるものは全て対象となります。
要求水準書	422	61	2	2.7	(3)	①	(イ)	表-33 保守点検業務	注)*1に記載の「～八屋戸浄水場、膳所浄水場の廃止に伴い、数量は減少する」とありますが、表-33の各保守点検業務の項目のうち膳所浄水場で減少の対象となるものをご教示願います。	要求水準書No. 421をご参照ください。
要求水準書	423	62	2	2.7	(3)	①	(イ)	表-33 17 アスベスト含有率分析調査業務	事業期間15年における調査検体数204検体の採取場所についてはご指示いただけるという理解で宜しいでしょうか。また注)※1にて八屋戸浄水場、膳所浄水場の廃止に伴い、数量は減少すると記載がありますが、減少数量をご教示いただけますでしょうか。	前段については事業者提案を基に、本市と協議により決定します。後段については現時点では不明です。
要求水準書	424	63	2	2.7	(3)	③		浄水施設、配水池施設等清掃業務	表-34水道施設の清掃業務No.2浄水池・配水池清掃業務の概略数量で年平均28箇所と記載があります。計画的に清掃を実施するため、過去5年間の清掃実績とその時の工法につきまして資料の提供をお願いいたします。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	425	63	2	2.7	(3)	②		精密点検・試験等について	電気事業法第42条に定める保安規定により可搬式非常用発電機の保守点検を行うこと。とありますが、可搬式非常用発電機の仕様・台数についてご教示願います。また、保安規定については別途公表いただけるのでしょうか。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料及び現場確認よりご確認ください。保安規程については参加表明書の提出後、参考資料として提供しますのでご確認ください。
要求水準書	426	63	2	2.7	(3)	③		表-34	「取水井や沈澱池等、浄水場施設の清掃業務」との記載がありますが、取水井の清掃時には取水停止を伴うとの認識でよろしいでしょうか。また、取水停止を行う場合、過去の実績においてどのぐらいの時間停止するのでしょうか。	取水井の清掃時は取水停止を行いません。取水の停止を行わない範囲で清掃業務を行ってください。
要求水準書	427	63	2	2.7	(5)	①		(5) 既存施設の補修・修繕業務 ① 計画修繕	「既存施設の補修・修繕業務」とありますが、計画修繕における対象施設は、更新改良対象施設である、真野浄水場、新瀬田浄水場を含め、柳が崎浄水場、膳所浄水場、八屋戸浄水場に設置される機器などについても含まれると考えて宜しいのでしょうか。	計画修繕における対象施設は、本事業で行った更新改良施設以外のものを示します。そのため、真野浄水場及び新瀬田浄水場において更新した施設及び設便は対象外となります。
要求水準書	428	63	2	2.7	(5)	①		計画修繕	「業務期間中に実施が予定される機器…あらかじめ市と本市と設備の状態について協議を行い、事業者が修繕予定表を作成し、承認を得てから実施すること。」とありますが、この協議、予定表作成、承認は毎年度実施されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
要求水準書	429	64	2	2.7	(5)	①		(5) 既存施設の補修・修繕業務 ① 計画修繕表 35 計画修繕業務	計画修繕の対象設備として、表35 に列挙されている設備以外の、取水ポンプ等の主ポンプ設備や排泥設備等の計画修繕については、大津市様にて別途計画・発注をされると考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
要求水準書	430	64	2	2.7	(5)	④		既存施設の補修・修繕業務	既存施設の補修・修繕業務の対価は、臨機の措置により実施される補修・修繕業務の対価とあわせて、一事業年度あたり5000 万円を上限とするものとする。 とありますが、5,000万円を超える補修・修繕が必要となった場合は、貴市にて別途ご発注いただける、もしくは貴市にて費用をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	431	64	2	2.7	(5)	③		故障時等の対応	故障時の対応にあたり、貴市で保有されている予備品を使用しての対応は可能でしょうか。使用した場合、予備品として返却は不要としてよろしいでしょうか。	使用は可能ですが、使用分は補充が必要となります。
要求水準書	432	64	2	2.7	(5)	②		補修・修繕について	事業開始前時点での故障、保守終息機器の補修及び修繕対応は貴市にて対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	433	64	2	2.7	(5)	④		補修・修繕費用等の限度	補修・修繕業務の上限値は年間金額50,000,000円とありますが、事業者の責によらない故障等により上限値を超えた場合は、貴市のご負担でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	434	64	2	2.7	(5)	④		補修・修繕費用等の限度	補修・修繕費用等の上限値は年間50,000,000万円(税抜)とありますが、これを超える場合はどのような対応となるのでしょうか。	要求水準書No. 430の回答をご参照ください。
要求水準書	435	64	2	2.7	(5)	④		補修・修繕費用等の限度	「1件あたり50万円を超える案件については、本市の確認を受けて実施すること。」とありますが、確認とはどのようなことを想定されていますでしょうか。	事業者は補修・修繕を実施する前に見積を本市へ提示頂き、本市が見積内容を確認することを想定しています。
要求水準書	436	65	2	2.7	(6)	①	(ア)	表-36 水道用薬品の調達及び管理	新瀬田浄水場の粒状活性炭の令和元年度から3年度までの使用状況が0となっており、交換された実績は無いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	437	65	2	2.7	(6)	①	(ア)	表-36 水道用薬品の調達及び管理	次亜塩素酸ソーダ、ポリ塩化アルミニウム、希硫酸の濃度指定は有りますでしょうか。	参考資料をご確認いただき、事業者にてご提案ください。
要求水準書	438	66	2	2.7	(6)	④		非常用発電機の手配	費用算出に必要なため、過去5年間の実績をご教示ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
要求水準書	439	66	2	2.7	(6)	④		非常用発電機の手配	非常用発電機の準備費用は、45kVA 以下は事業者負担とのことですが、「1台当たり45kVA以下」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
要求水準書	440	66	2	2.7	(6)	④		非常用発電機の手配	「施設の運転に必要な非常用発電機の準備を行い運用」とありますが、その非常用発電機は必要ときに調達できる体制であればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	441	66	2	2.7	(7)	②		視察・見学者等対応業務	「浄水場の視察や見学者対応に関する準備や説明等の一切の業務を行う。」とありますが、視察・見学者の受付対応や日程調整等スケジュール管理も含まれますでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
要求水準書	442	66	2	2.7	(7)	②		視察・見学者等対応業務	浄水場の視察・見学者について、過年度5年程度の年間実績(月別対応人数・団体数等)について、ご教示ください。	月別対応人数・団体数の詳細データはありませんが、参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料の「浄水場見学者数実績(平成27年度～令和3年度)」をご参照ください。
要求水準書	443	67	2	2.7	(7)	②	(ア)	視察・見学者対応業務	「浄水場の視察や見学者対応に関する準備や説明等の一切の業務を行う」とありますが、見学者の受付や日程調整については、発注者にて実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業者にて対応願います。
要求水準書	444	67	2	2.7	(7)	②	(イ)	水道技術管理者資格取得講習業務	講習会の資料は、発注者からご提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	445	67	2	2.7	(7)	②	(イ)	表-37 水道技術管理者資格取得講習の講義(指導)内容(参考)	表-37に講習の講義内容が示されていますが、これら講義はどの程度の実施時間を見込んでいるかご教授ください。	各日、9時～17時程度を想定しています。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
要求水準書	446	68	2	2.7	(7)	③		表-38	窓・床清掃業務について、ワックス掛けなどの清掃方法に指定がないという理解でよろしいでしょうか。	参考資料をご確認ください。
要求水準書	447	69	2	2.7	(8)	①		危機管理体制の確立	「大津市企業局危機管理指針」、「大津市企業局業務継続計画(BCP)」、「大津市企業局新型インフルエンザ対策行動計画」等を参考にし、BCP及び危機管理マニュアルの作成とありますが、「大津市企業局危機管理指針」、「大津市企業局業務継続計画(BCP)」、「大津市企業局新型インフルエンザ対策行動計画」を参考資料として提示してください。	「大津市企業局危機管理指針」、「大津市企業局業務継続計画(BCP)」及び「大津市企業局新型インフルエンザ対策行動計画」を参考資料として追加で開示します。
要求水準書	448							別紙4：運転維持管理対象施設の位置図及び住所等 別紙9：設備一覧機器台帳(真野浄水場)	本事業における点検整備業務及び修繕業務対象機器の中で、今回開示資料にて詳細情報が明示されているのは、真野・新瀬田浄水場の機器台帳と加圧ポンプ場の一覧表のみとなっています。上記浄水場以外の管理対象施設・設備の詳細情報が把握できる、機器台帳・処理フローなどの資料の開示をお願いいたします。	ご意見として承ります。
要求水準書	449							一般平面図	真野低区配水池の耐震補強施工に関して、資機材搬入のための敷地が工事可能用地範囲では確保できません。工事用地の確保については事業契約後の交渉となるため、変更について協議いただけませんでしょうか。	ご意見として承ります。
要求水準書	450							工事可能用地範囲について	別紙5の図中に赤枠で「工事可能用地範囲」の記載がありますが、これはあくまで敷地境界を示したものであり、工事車両の搬入や真野浄水場敷地外工事(送水管布設)を妨げるものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
要求水準書	451							施設フロー図(改良後)	改良後の施設フロー図では仰木住宅第一加圧ポンプ場が(廃止)となっていますが、加圧ポンプ場の廃止については、別途実施されるとの理解でよろしいでしょうか。また廃止に伴い真野浄水場他の設備への影響がある場合には、影響する内容および廃止時期についてご教示いただけますでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は影響する内容はないと考えています。廃止時期につきましても現時点では未定です。
要求水準書	452							施設フロー図(改良後)	改良後の施設フロー図に山上低区配水池の記載がありますが、この配水池と真野浄水場の関係、運用方法についてご教示いただけますでしょうか。	事故災害時の相互融通を想定しています。そのため通常時はバルブは閉となっており、配水区域間の水のやり取りはありません。
要求水準書	453							別紙9	柳ヶ崎浄水場、膳所浄水場、八屋戸浄水場、その他場外施設、今回事業対象すべての機器台帳を開示して頂けませんでしょうか。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
優先交渉権者選定基準	1	3	第3					審査の手順	審査の手順では、提案審査において要求水準未達時は失格となっていますが、提案項目において一つでも要求水準未達(表2 評価F判定)があったときは失格となるのでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
優先交渉権者選定基準	2	4	第4					表1欄外下部の※	表1の欄外下部の2つ目の※に「なお、優先交渉権者選定までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。」とありますが、募集要項第3-2(1)(カ)に記載のとおり、当該事象が生じた場合、当該資格要件欠格者に代える者を速やかに貴市に変更通知し、貴市が変更を認める場合は失格にはならないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
優先交渉権者選定基準	3	4	第6	1				技術点の審査	プレゼンテーションを行う旨の記載がありますが、プレゼンテーション資料の使用は認められますでしょうか。プレゼンテーションに使用する資料に、提案書以外の写真等を用いることは可能でしょうか。	提案書を逸脱しない範囲であれば、プレゼン資料の使用についても認めます。詳細は代表企業等にお知らせします。
優先交渉権者選定基準	4	5	第6	1				一定の条件を満たす場合に実施する提案について	「また、一定の条件を満たす場合にのみ実施する事を予定するものである場合は、その旨を記載すること。」とありますが、契約後の協議で条件を満たせないことが判明した場合は、当該項目の実施は不可となるという理解でよろしいでしょうか。その場合、減額対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、大津市との協議が必要な事項については、技術対話で十分に協議を実施してください。
優先交渉権者選定基準	5	5	第6	1			表2	内容評価の採点基準について	表2に「評価F 要求水準等未達 失格」と記載があります。これは例えば配点10の評価項目に対し、審査員が1人でも評価Fと採点した場合は、参加者が失格(参加資格を失う)になるのでしょうか。配点10の評価項目のみ失格(0点)となるのでしょうか。「失格」の定義をご教示願います。	「失格」の定義については、優先交渉権者選定基準No.1の回答をご参照ください。評価方法の詳細については回答を差し控させていただきます。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
優先交渉権者選定基準	6	5	第6	2				価格点の審査	審査時点でいわゆる補助金が貴市へ交付される想定が十分出来る場合、提案価格に含めて(つまり減額評価して)頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、補助金交付の根拠を提案にて説明してください。
優先交渉権者選定基準	7	5	第6	2				価格点の審査について	本事業において、最低制限価格の設定はないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
優先交渉権者選定基準	8	5	第6	3				優先交渉権者の選定	優先交渉権者は、貴市と基本協定を締結する前であれば、辞退した場合、または失格とされた場合も何ら違約金は課されないという認識でよろしいでしょうか。	違約金については、基本協定書締結前に発生するものではありません。
優先交渉権者選定基準	9	5						表現による評価の違い	P5中段に「例えば、文脈上別異に解すべき場合を除き、「実施する」「行う」等の表現については実施を保証する表現と判断し、「目指す」「検討する」等の表現については実施を保証する表現とは判断しない。」とありますが、これは「実施する」「行う」の提案を「目指す」「検討する」よりも高く評価する、という理解で宜しいでしょうか。またその場合、同Pの表2において、何段階の差にて評価する事を想定されていますか。	前段については、ご理解のとおり「実施する」「行う」の提案を「目指す」「検討する」よりも高く評価いたします。後段については、様式中の単一の提案内容で段階
優先交渉権者選定基準	10	7	別表1	1	1-1	1-1-2		本事業の実施体制	「応募企業等の同種・類似事業の実績」について、受注実績も対象になると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、業務が完了した工事や運営が開始しているPFI事業については高く評価する方針です。
優先交渉権者選定基準	11	7	別表1	1	1-1	1-1-2		本事業の実施体制	「各業務に従事する責任者、監理技術者等の資格及び実績」について、受注実績も対象になると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、業務が完了した工事や運営が開始しているPFI事業については高く評価する方針です。
優先交渉権者選定基準	12	7	別表1	1-1-4				別表1 1-1-4 リスク管理	任意提案業務に係るリスク管理が評価の視点として記載されておりますが、記載項目に具体的な任意提案が無いため、任意提案業務を実施する際のリスク管理を収支計画等で提案するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
優先交渉権者選定基準	13	7	別表1	1-1-4				別表1 1-1-4 リスク管理	任意提案に係るリスク管理(収支計画等)が評価の視点に記載されておりますが、任意提案を行う場合、リスク管理(収支計画等)も考慮した提案が必要であるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
優先交渉権者選定基準	14	7	別表1	1-1-4				別表1 1-1-4 リスク管理	任意提案業務に係るリスク管理(収支計画等)が評価の視点として記載されておりますが、記載項目に具体的な任意提案が無いため、任意提案業務を実施する際のリスク管理を収支計画の考え方などを含めご提案するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
優先交渉権者選定基準	15	7	別表1	1-1-4				別表1 1-1-4 リスク管理	任意提案業務を提案するか否かは、応募者の任意であるとの理解です。任意提案業務を提案しない場合でも、提案しないことを以て「失格」とはならないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。本資料11頁2記載要領において「各様式において、記述が必要とされている事項については、必ず記述すること。」と記載されており、上記についてご教示ください。	ご理解のとおりです。
優先交渉権者選定基準	16	7	別表1	1-1-4				別表1 1-1-4 リスク管理	別表1のリスク管理の評価の視点には任意提案業務に係るリスク管理(収支計画等)が記載されておりますが、任意提案業務を実施する際のリスク管理、収支計画の考え方等を含めて提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
優先交渉権者選定基準	17	7	別表1	1-1-4				別表1 1-1-4 リスク管理	任意提案業務に係るリスク管理(収支計画等)が評価の視点として記載されておりますが、記載項目に具体的な任意提案が無いため、任意提案業務を実施する際のリスク管理を収支計画の考え方などを含めご提案するということでしょうか。ご教示願います。	優先交渉権者選定基準No.12の回答をご参照ください。
優先交渉権者選定基準	18	7	別表1	1-1-4				リスク管理	任意提案業務に係るリスク管理(収支計画等)が評価の視点にありますが、任意提案業務を提案しない場合、この部分の配点は得られないのでしょうか。若しくは、リスク管理の項目なので「リスクなし」として満点が得られるのでしょうか。	仮に任意提案業務を実施する場合のリスク管理についてご提案ください。
優先交渉権者選定基準	19	7	別表1	1-1-5				カーボンニュートラル実現に向けた取組(SDGsを含む)	C02排出量などの算出方法に決まりはございますでしょうか。例えば(財)水道技術研究センターの浄水施設のLCA簡易計算シートを使用するなど。	C02排出量などの算出方法については、特段の決まりはありません。
優先交渉権者選定基準	20	7	別表1					別表1	任意提案業務は評価項目に記載が無いこと、また事業契約書(案)P35任意提案業務において市の承諾を得て実施することができると記載があることから、任意提案業務を提案しても加点されないという理解でしょうか。	任意提案業務については、各提案項目に関連すれば、加点される可能性があります。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答(案)
優先交渉権者選定基準	21	8	別表1					地元企業への配慮	地元企業の活用については、構成員、担当企業、協力会社に関わらず平等に評価されるということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
優先交渉権者選定基準	22	9	別表1	1-3-2				更新改良施設の運転管理	評価の視点において、「更新改良施設についての水運用計画（取水及び配水）」とありますが、要求水準書P56（2）運転管理業務では、水運用（取水及び送水）と記載されています。要求水準書が正しいということによろしいでしょうか？	ご指摘を踏まえて、優先交渉権者選定基準 別表1について修正をいたします。
優先交渉権者選定基準	23	9	別表1	1-3-2				別表1 1-3-2更新改良施設の運転管理	1-3-2の更新改良施設と1-3-3の既存施設と項目が分かれています。基本的な能力を備えた水道施設の管理であることから、類似の提案内容になることが想定されます。重複した記載があっても、それぞれの提案項目で評価していただけたらという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
優先交渉権者選定基準	24	9	別表1	1-3-3				既存施設の運転管理	評価の視点において、「既存施設についての水運用計画（取水及び配水）」とありますが、要求水準書P56（3）運転管理業務では、水運用（取水及び送水）と記載されています。要求水準書が正しいということによろしいでしょうか？	ご指摘を踏まえて、優先交渉権者選定基準 別表1について修正をいたします。
優先交渉権者選定基準	25	10	別表1					既存施設の運転管理について	評価の視点で「既存施設についての水運用計画（取水及び配水）や原水水質の変動～具体的かつ効果的な提案か」とありますが、工事期間中の水運用計画については公表されますでしょうか。（実施方針への質問回答 No. 608で記載）	公表する予定はありません。
優先交渉権者選定基準	26	11	別表1	1-4-1				VFMの最大化に資する提案	1-2-3更新改良費用の抑制に関する事項（様式3-2-4）と、1-4-1VFMの最大化に資する提案（様式3-4-1）は、記載内容が重複することが想定されます。同様の内容を記載しても評価対象となりますでしょうか？	VFMの最大化に資する提案については、特に更新改良と維持管理などの複数の業務にまたがる工夫によるVFMの最大化などを記載していただきたいと考えております。提案内容にもよりますが、双方に資する提案内容は両方の項目で評価されることもありうるかとご理解ください。
優先交渉権者選定基準	27	11	別表1	1-5-2				本市水道事業に有益な提案	任意提案事業を具体的に記載する様式が見当たらないため、様式3-5-2に記載することによろしいでしょうか？	任意提案事業については、該当する箇所それぞれに記載してください。
優先交渉権者選定基準	28	11	別表1	1-5-2				本市水道事業に有益な提案	本項目では具体的にどのような記載を求められていますでしょうか？貴市水道事業における更新改良や運転維持管理の課題解決のための提案や、技術継承、地域貢献等についても他の様式に記載箇所があるため、本様式に記載する内容は、他の様式と重複することが予想されます。	任意提案などが想定されます。なお、他の様式と重複することについては、問題ありません。
優先交渉権者選定基準	29	11	別表1					任意提案業務について	任意提案業務について、優先交渉権者選定基準の評価項目、評価の視点、配点及び対象様式の中では特に個別様式は指定されていません。項目1-5-2 本市水道事業に有益な提案（課題対応）（様式 3-5-2）にまとめて記載するという理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定基準No. 27の回答をご参照ください。
提案書類記載要領・様式集	1	2	第1	2				参加資格確認申請に関する提出書類	参加資格申請書の添付書類として印鑑証明書の添付が求められておりますが、各様式で代表者名の記載が求められている書類は全て会社代表者の印鑑証明された押印（実印）が必要との理解でよろしいでしょうか。	押印については、「印」の記載がある書面以外は必須ではありません。
提案書類記載要領・様式集	2	3	第1	2				参加申請確認申請書の添付書類について	「本市に入札参加申請をしていない者（コンソーシアム構成員、）が参加する場合には、上記のアからカの書類に加えて、（以下略）」と記載ありますが、「アからカ」の書類が不明のため、何を指すかご教示ください。	ご指摘をふまえ、該当部分を修正します。
提案書類記載要領・様式集	3	3	第1	2				参加資格確認申請書 様式2-4	記載上の留意事項の中段に「本市に入札参加申請をしていない者（コンソーシアム構成員、）が参加する場合には、上記のアからカの書類に加えて・・・」とありますが、アからカの書類が見当たりません。アからカの書類とは何を指すのか、ご教示ください。	提案書類記載要領・様式集No. 2の回答をご参照ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
提案書類記載要領・様式集	4	3	第1	2				参加申請確認申請書の添付書類について	参加資格確認申請書において、写しも可とする注釈がありますが、12頁の6提出方法では、副本については正本の複写でも構わないとの記載があります。副本については複写で良いと考えますが、正本については原本の提出が必要でしょうか。	原本の必要性（参加資格確認申請書 添付資料）については、以下の整理となります。 ●正本も含め、以下の書類はすべて複写でかまいません (ア) 完納証明書 (イ) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本：本店直轄の法務局発行） (ウ) 委任状（本社から支店、営業所等へ契約等の一切の権限を委任する場合） ●以下の書類に関しては、正本2部は原本が必須、副本は複写でかまいません ・印鑑証明書（募集要項等公表以降に交付されたもの） ・使用印鑑届 ・法人税納税証明書 ・消費税納税証明書 ・地方税納税証明書 ・商業登記簿本
提案書類記載要領・様式集	5	3	第1	2				参加申請確認申請書の添付書類について	入札参加申請を大津支店名義で出していますが、本事業では、本店名義で参加しようとする場合、（ア）～（ウ）の書類は必要でしょうか。	不要です。
提案書類記載要領・様式集	6	8	第1	3				提案書添付書類	提案図は詳細設計の段階で貴局との協議により変わってきますので、参考図程度の位置づけとの理解でよろしいでしょうか。	提案図は参考図程度の位置づけではなく、詳細設計の段階で協議する際の変更前の根拠となる位置づけです。
提案書類記載要領・様式集	7	8	第1	3				提案書添付書類について	提案書添付書類については、提案書記載要領に挙げられた項目以外の添付書類（提案書根拠資料等）も、必要に応じて提出可能という理解でよろしいでしょうか。	提案書記載要領に挙げられた項目以外の添付書類（提案書根拠資料等）は提出できません。
提案書類記載要領・様式集	8	8	第1	3				提案書に関する提出書類	4 提案書 添付書類について、表に記載の書類以外の書類（補足資料）の添付も認められるとの理解で宜しいでしょうか。	提案書類記載要領・様式集No.7の回答をご参照ください。
提案書類記載要領・様式集	9	8	第1	3				提案書に関する提出書類	4 提案書 添付書類の評価、配点はどのようになりますか。各添付書類が提案項目と紐づけられているのであれば、ご教示いただけますでしょうか。	提案書添付書類については、提案書記載内容の根拠として提出いただきますが、直接評価の対象にはなりません。
提案書類記載要領・様式集	10	8	第1	3				提案書に関する提出書類	4 提案書 添付書類以外に、提案書の内容を補足する資料の添付は認めないという認識でよろしいでしょうか。	提案書類記載要領・様式集No.7の回答をご参照ください。
提案書類記載要領・様式集	11	8	第1	3				任意提案業務について	任意提案業務について、提案書類記載要領の中では特に個別様式は指定されていません。様式3-5-2 本市水道事業に有益な提案（課題対応） にまとめて記載するという理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定基準No.27の回答をご参照ください。
提案書類記載要領・様式集	12	10	第1	3				提案書添付書類について	提案書に関する提出書類の「4 提案書 添付書類」に「BCP」の記載がありますが、要求水準書P53「表-25 計画書等（運転維持管理業務）」の「BCP（事業継続計画）及び危機管理マニュアル」では提出時期として「運転維持管理業務開始の30日前まで」と記載されています。提案書提出時の添付資料としてのBCPはどのようなものを想定されているかご教示ください。	別途開示予定の「大津市企業局業務継続計画（BCP）」における水道部浄水・施設班の担当部分をご提案いただくことを想定しています。
提案書類記載要領・様式集	13	10	第1	3				提案書に関する提出書類：BCP	BCPに関しては、様式3-5-1での提案を求めています。提出書類として添付するBCPとは具体的にどの様な書類を求めているのでしょうか。記載上の留意事項などお示しください。	提案書類記載要領・様式集No.12の回答をご参照ください。
提案書類記載要領・様式集	14	11	第2	2				記載内容	第7項目に記載の「補足資料」とは、4 編集方法の第3項目に記載の「添付書類」と同じことでしょうか。	ご理解のとおりです。
提案書類記載要領・様式集	15	11	第2	3				書式等について	「・使用する用紙は、各規定様式を使用し、特に指定のある場合を除き、A4サイズ縦長片面印刷とし、左側2点綴り冊子とすること。」とありますが、提案内容をより分かりやすく表現したく、様式によってはA4指定の様式についても適宜A3様式に変更させていただいてもよろしいでしょうか。（枚数は、A4×2枚でA3×1枚とします。）	適宜A3様式に変更いただいて構いません。
提案書類記載要領・様式集	16	11	第2	3				書式等	用紙には枠等は特に設けなくて良いとあるので、各様式の最上部に記載された枠囲みも含めて、枠に関しては自由との理解でよろしいですか。指定通りタイトルは削除しません。	ご理解のとおりです。
提案書類記載要領・様式集	17	11	第2	3				書式等	各様式の最上部に記載された枠囲みのタイトルは削除しないこととありますが、(A4判●枚以内)も削除しない方がよろしいでしょうか。	タイトル及び枚数制限については削除を行わないでください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
提案書類記載要領・様式集	18	11	第2	3				書式等について	「各提出書類に用いる言語は日本語」とあります。技術用語等では英語表記が必要な単語がありますが、その場合は日本語以外の言語を使用してもよろしいでしょうか。	日本語の文章中で、英語表記の用語が用いられることについては問題ありません。
提案書類記載要領・様式集	19	11	第2	4				編集方法について	「提出部数22部につき、表紙の右肩に 1/22～22/22 の番号を記載すること。」とありますが、これは提案書類記載要領p5の「3 提案書に関する提出書類」に記載されている書類の提出部数が22部であることを指しておりますでしょうか。併せて正本・副本の部数もご指示ください。 「6 提出方法」に記載のある部数は、「参加資格審査に関する資料」の部数であるとの理解をしております。 『「6 提出方法」から抜粋 参加資格審査に関する資料は、正本2部、副本20部、合計22部を提出すること。』	ご理解のとおりです。なお、提案書についても、正本2部、副本20部です。
提案書類記載要領・様式集	20	11	様式2-2					代表企業、コンソーシアム構成員、担当企業役割分担表	コンソーシアムに出資する予定の担当企業は、コンソーシアム構成員の欄と担当企業の欄の双方に必要事項を記入して提出するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
提案書類記載要領・様式集	21	11	第2	4				編集方法	「添付書類については・・・」とありますが、インデックスを挿入し、総ページ数をインデックスごとのページ数として記載してもよろしいでしょうか。 次文の「提案書及び・・・」も同様にご回答をお願いいたします。	添付書類右肩（右上部）の添付書類のページ数については適宜挿入されたインデックスを含めて当該添付書類のページ数としていただいて構いません。右下部に記載する提案書及び添付書類を通した総ページ番号については、インデックスを挿入する場合はインデックスを含めた総ページ数を記載してください。
提案書類記載要領・様式集	22	12	第2	5				企業名の記載について	「提案書のうち、企業名は正本に記入し、副本には原則として応募企業、コンソーシアム構成員、及び担当企業の企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等）は行わないこと。」とあります。 「記載（ロゴマークの使用等）は行わないこと」とは、当該箇所を黒く塗りつぶすことと考えておりますがよろしいでしょうか。	塗りつぶしで構いませんが、塗りつぶしにより、ロゴマーク等が推察されないように留意してください。
提案書類記載要領・様式集	23	12	第2	6				提出方法	p8の表の4 提案書 添付書類の電子媒体での提出について、「年度別サービスの対価支払予定表」のみExcelファイルとPDFファイルを提出し、これ以外の様式番号及び様式の欄が自由となっている書類は、Word等の元ファイルは不要で、PDFファイルのみで構わないとの理解で宜しいでしょうか。	「年度別サービスの対価支払予定表」に限らず、様式としてワード又はエクセルが指定されているものについては当該様式のファイルを、提案書、添付書類及び提案概要書をPDFファイル化したものとは別に保存したうえで提出いただく必要があります。
提案書類記載要領・様式集	24	12	第2	6				提出方法	第7項目に記載の「設計図書」とは、p8の表の4 提案書 添付書類の「施設計画図面集」のことでしょうか。 また、施設計画図面の電子媒体の提出について、CADデータは不要で、PDFファイルのみで構わないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
提案書類記載要領・様式集	25	12	第2	6				提出方法について	「各様式は、[様式集]において指定するところに従い、Microsoft Word又はMicrosoft Excelを使用して作成すること。」との記載がありますが、各々のソフトウェアのバージョン、ファイル形式、保存形式についてご指定がありましたらご指示ください。ご指定がない場合は、事業者判断で提出させていただきます。	特に、バージョン、ファイル形式、保存形式について指定はありません。
提案書類記載要領・様式集	26	12	第2	6				提出方法について	「参加資格審査書類及び提案書類の受付時における各提出書類については、PDF ファイルの形式により各情報が保存されている」とありますが、その後に「CD-R又は DVD-R 等の電子媒体を4部提出すること。」が続くと理解してよろしいでしょうか。正しい文章をご教示ください。	ご指摘を踏まえて修正いたします。
提案書類記載要領・様式集	27	12	第2	6				提出方法について	「提出ファイルについては印刷及び編集可能な状態とすること。」の内、印刷が可能な提出ファイルはPDF/Microsoft Word/Microsoft Excel、編集可能なファイルはMicrosoft Word/Microsoft Excelとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
提案書類記載要領・様式集	28							地元企業への配慮	募集要項（P11）には、大津市内に本社を有する企業の活用とありますが、支店、支社、営業所等を設置する企業も対象となると理解してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、地域活性化の観点からは本市内に本社を有する企業の活用をすることがより推奨されます。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
提案書類記載要領・様式集	29		様式2-3					委任状	代表者名および印について、代表企業、コンソーシアム構成員、担当企業、協力会社において各企業の代表者に委任された受任者及び受任者印にて対応は可能でしょうか。	実印での捺印をお願いいたします。
提案書類記載要領・様式集	30		様式2-6					建設業務実績	「2.配水池に係る実績」について記入する欄で、業務名と記載がありますが、工事名の間違いではないでしょうか。「1.浄水場に係る実績」では工事名となっています。	ご指摘を踏まえて修正いたします。
提案書類記載要領・様式集	31		様式2-6					建設業務実績	建設業務実績に記入する建設完了実績は、土木・機械・電気工事各々の建設完了実績の記入が必要なのでしょうか。	いずれかの実績を記載いただければ問題ありません。
提案書類記載要領・様式集	32		様式3（全般）					SPC運営費用	SPC運営費用は維持管理費（サービス対価B）として、該当する欄がない場合は任意で新たな欄を設ける又は一般管理費に配賦して記載してよろしいでしょうか。	SPC運営費用は維持管理費（サービス対価B）として、該当する欄がない場合は任意で新たな欄を設けてください。
提案書類記載要領・様式集	33		様式3（全般）						任意提案事業での収益は、どこに記載すればよろしいでしょうか。様式3-0-3にはどのように反映させればよろしいでしょうか。	任意提案事業については、該当する箇所それぞれに記載してください。なお、様式3-0-3には反映させる必要はありません。
提案書類記載要領・様式集	34		様式3-0-3					見積書	見積額について、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載することになっておりますが、募集要項より、見積上限価格は消費税及び地方消費税を含む金額で設定されている認識です。見積書に税抜き金額を記載するのであれば、税抜きの見積上限価格をご教示いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
提案書類記載要領・様式集	35		様式3-1-3					実施体制	提案項目として「応募企業等の同種・類似事業の実績（PFI及びDBO事業）」とありますが、この実績は現在進行中の事業についても記載してよろしいでしょうか。もしくは、建設工事と維持管理の内、建設工事が完了した事業を記載してもよろしいでしょうか。これらの事業は、開始から事業完了までの期間が長期に亘るため質問させていただきます。	現在進行中の実績について記載していただいても構いません。なおその際は、その旨の記載をいただけますようお願いいたします。
提案書類記載要領・様式集	36		様式3-1-4					セルフモニタリングについて	「業務指標の設定、管理目標値などを活用した定量的なモニタリングとなっているか」という評価の視点がありますが、業務指標（KPI）は公表されますでしょうか。または、具体的な考え方についてご提示頂けないでしょうか。（実施方針への質問回答No. 271～276で記載）	要求水準書記載の要求水準をもとに、適正な業務指標及び管理目標値等を提案してください。
提案書類記載要領・様式集	37		様式3-1-6					4. リスク管理（資金計画）	「（注3）出資金、外部借入金以外の自己資金等の資金調達方法を検討している場合は、本欄に記入してください。」とありますが、「本欄」とは様式3-1-6の事でしょうか。本様式に（4）などとし、新たな表を作成する形ではよろしいでしょうか。	該当事項がある場合については、適宜（4）として新たに表を追加してください。
提案書類記載要領・様式集	38		様式3-1-8 様式3-1-10 様式3-2-5 様式3-3-3 様式3-3-11 様式4-1						各様式において、千円単位の指定となっておりますが、千円未満の金額については四捨五入して記載する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
提案書類記載要領・様式集	39		様式3-1-10					（注3）消費税及び地方消費税、物価変動を除いた額を記入してください。	「現実に事業活動を行う上では、貸借対照表やキャッシュフロー計算書は消費税を考慮して作成する事になるが、本様式3-1-10上ではそのような消費税を考慮せず、制度上消費税がないものと仮定して作成する」という理解で宜しいでしょうか。 もし、そうだとするなら、更新改良工事における資金計画が立てられなくなってしまう。 本件はサービス対価Aの受領のタイミングと工事請負業者への支払いのタイミングが一致しないかと存じます。前払金及び出来高払基準額に上限がある以上、それを超える額の工事原価をサービス対価受領までの間に支払いをすることは想定され、その支払い額は当然消費税込みの金額となります。 また、これらのタイミングのズレは何らかの資金調達が必要となり、その元本は当然消費税込みの支払い額を賄うためのものとなりますし、当然その消費税を考慮された金額に金利がかかります。 これらの理由から、正確な資金繰りが立てられず、それは見積額を安全側に見積もらざるを得ないがゆえに見積金額の上昇にもつながります。上記理由から、消費税を考慮して作成する形に変更いただけますでしょうか。	貸借対照表とキャッシュフロー計算書については、消費税を考慮したうえで作成してください。ご指摘を踏まえて、様式3-1-10について修正をいたします。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
提案書類記載要領・様式集	40		様式3-1-10					SPC清算年	SPCの清算年である令和21年度の列を追加してもよろしいでしょうか。	令和21年度については、提案不要です。
提案書類記載要領・様式集	41		様式3-1-10						キャッシュフロー・フロー計算書について、記載方法は直接法か間接法かの指定はない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
提案書類記載要領・様式集	42		様式3-1-10						令和5年10月に事業契約締結のスケジュールのため、令和5年度に出資金、SPC組成費用などが発生いたします。令和5年度の列を追加してよろしいでしょうか。あるいは、令和5年度分は令和6年度の列に含ませる形でよろしいでしょうか。 また、令和20年度最終回のサービス対価の支払は令和21年度の支払（入金）になる可能性がございます。令和21年度の列を追加してもよろしいでしょうか。	令和5年度及び令和21年度については、提案不要です。
提案書類記載要領・様式集	43		様式3-1-10						（注3）消費税及び地方消費税、物価変動を除いた額を記入してください、とありますが、①固定資産や繰延資産の計上で税込経理方式を採用する場合、固定資産・繰延資産の計上額は税込の記載で問題ないでしょうか。②キャッシュ・フロー計算書を正確に記載するために消費税総額の列を入れて記載することは問題ないでしょうか。	提案書類記載要領・様式集No. 39の回答をご参照ください。
提案書類記載要領・様式集	44		様式3-1-10						本様式には任意提案業務の事業収支計画は反映せず、対象業務である「更新改良業務」、「運転維持管理業務」（その他これらに付帯し関連する一切の業務）について作成する理解でよろしいでしょうか。 また、その場合には、任意提案業務の事業収支計画は様式3-1-5に記載する「任意提案業務に係るリスク管理（収支計画等）」に様式自由で表などをつけて記載する形になるという理解でよろしいでしょうか。	本様式には任意提案業務の事業収支計画も反映してください。 任意提案業務の事業計画については、様式3-1-5に任意提案業務に関する事業計画の考え方等を記載し、様式3-1-10に独立採算であることを確認するため、自由様式で別表を添付してください。
提案書類記載要領・様式集	45		様式3-1-10						本様式の三表は、損益計算書の収益は収益認識に関する会計基準に従い、また、費用は発生主義に従うなど、貸借対照表、キャッシュフロー計算書とも、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（JGAAP）に即して作成するととの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
提案書類記載要領・様式集	46		様式3-1-11					カーボンニュートラル実現に向けた取組（SDGsを含む）	エネルギー（電力）消費量に加え、削減量並びに現状と記載があります。例えば電力費を新設備にて削減した場合、表中の「現状」の箇所には、既設設備（運用含め）のエネルギー消費量を記載するというのでしょうか。またその事業者が記載した「現状」の数値の妥当性については、貴市にて確認、判断を実施するととの理解でよろしいでしょうか。	現状の消費量については、記載は不要です。様式3-1-12の電力消費量に基づき評価を行います。
提案書類記載要領・様式集	47		様式3-1-11					カーボンニュートラル実現に向けた取組（SDGsを含む）	本様式の評価の方法は、定量評価ではなく、定性評価という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
提案書類記載要領・様式集	48		様式3-1-13					地域への貢献	「市内企業の事業への参画に関して下表を参考として記載すること。」とありますが、表に記載する企業数や発注予定額等は、「参考」であっても評価の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
提案書類記載要領・様式集	49		様式3-2-4					様式3-2-4	更新改良費用の抑制に係る事項は、価格評価点で定量評価される内容であり、技術評価にそぐわないのではないのでしょうか。技術評価項目とされた意図をご教示ください。	評価項目の内容につきましては回答を控えさせていただきます。
提案書類記載要領・様式集	50		様式3-2-4					様式3-2-4	評価の視点「更新改良の費用削減内容」と、様式3-4-1の本事業全体での費用抑制のための創意工夫は、記載内容をどのように区分すれば宜しいでしょうか。	様式3-4-1については、本事業全体の費用抑制のための創意工夫を記載してください。様式3-2-4については、そのうち更新改良費用について、詳細に記載してください。
提案書類記載要領・様式集	51		様式3-3-2					年度別管理計画表	エクセルシートのA列に「加圧施設」が2か所ございます。こちらは項目の重複でしょうか、分けて記載する必要がある場合、基準をご教示ください。	項目の重複のため、分けて記載する必要はありません。ご指摘を踏まえて、提案書類記載要領・様式集 様式3-3-2について修正をいたします。
提案書類記載要領・様式集	52		様式3-3-2						費用項目について、金額の単位指定はございますでしょうか。千円単位などの指定がある場合、千円単位未満は四捨五入して記載する理解でよろしいでしょうか。	費用項目については、金額は千円単位で記載してください。千円単位未満は、四捨五入してください。ご指摘を踏まえて、提案書類記載要領・様式集 様式3-3-2について修正をいたします。
提案書類記載要領・様式集	53		様式3-3-2						「工種」欄には具体的に何を記載すればよろしいでしょうか。	対象となる機器・設備を記載してください。ご指摘を踏まえて、提案書類記載要領・様式集 様式3-3-2について修正をいたします。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
提案書類記載要領・様式集	54		様式3-3-2						本様式には「様式3-3-3」および「様式3-3-11」の金額を合わせた金額を記載すればよろしいでしょうか。その場合、サービス対価B、C、D分が記載される認識です。	ご理解のとおりです。
提案書類記載要領・様式集	55		様式3-3-2					年度維持管理計画表（エクセル様式）	【様式3-3-2】は維持管理計画工程との理解ですが、工程ではなく費用を記載することになっています。【様式3-3-2】の記載方法について、ご教示ください。	各年度ごとに実施する工種（機器・設備毎）と金額を記載してください。
提案書類記載要領・様式集	56		様式3-3-3						各施設ごとに、一般管理費に支払利息がありますが、例えば、ある浄水場の更新改良工事に対して、金融機関又は構成員からの借入を行い、運転維持管理期間において返済を行う場合場合の支払利息は、その借入を行った浄水場の一般管理費の支払利息として記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。各浄水場に紐づけが可能な支払利息については、その借入を行った浄水場の一般管理費の支払利息として記載してください。
提案書類記載要領・様式集	57		様式3-3-7					水質管理	この様式のみ必須記載事項とされている、「水質及び水量の変動に対する留意事項」と、「薬品設備の各工程の管理目標値等に対する留意事項」は、運転管理でも同様のことが求められています。様式3-3-5・様式3-3-6と重複した記載があっても、この様式3-3-7で評価していただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
提案書類記載要領・様式集	58		様式3-3-11					計画修繕・補修修繕業務費見積（エクセル様式）	【様式3-3-11】と【様式3-3-2】は、同じような項目（点検費と保守点検、修繕費と修繕）が例記されていますが、【様式3-3-2】と【様式3-3-11】とは、どのような関係性にあるのでしょうか。ご教示ください。	様式3-3-2は、施設ごとの「保守点検」「修繕」「補修」業務を機器・設備ごとに記載する様式です。他方、様式3-3-11は、施設ごとの計画修繕・補修業務に係る費用を費目ごとに記載する様式です。両者の関係は、様式3-3-2は、補修・修繕費を含む運転維持管理に係る費用を機器・施設単位で記載していただくのに対して、様式3-3-11は、補修・修繕費について、費目単位で記載していただく点が異なります。
提案書類記載要領・様式集	59		様式3-3-13					故障等発生時の対応	本様式は、更新改良対象設備に限定して対応や体制の記載が求められているので、既存施設・設備についての記載は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	更新改良対象外の既存施設・設備についての記載は必要ありません。
提案書類記載要領・様式集	60		様式3-4-1					様式3-4-1	VFMの最大化に資する提案は、価格評価点で定量評価される内容であり技術評価にそぐわないのではないのでしょうか。技術評価項目とされた意図をご教示ください。	VFMの最大化に資する提案については、特に更新改良と維持管理などの複数の業務にまたがる工夫によるVFMの最大化などについて、その提案内容を定性的に評価するために設定しております。
提案書類記載要領・様式集	61		様式3-4-1					様式3-4-1	本事業の評価方式は、必要なコストを投じて品質向上や事業の安全性、環境への配慮等を提案する内容と、創意工夫によるコスト抑制を提案する内容の双方が求められており、これらを総合的に評価する方式であると理解しています。本様式で求めるVFMの最大化（特に評価の視点の内容）は、価格のみの評価と同義と考えますが、この提案様式が技術評価に含まれる意図をご教示ください。	提案書類記載要領・様式集No. 60の回答をご参照ください。
提案書類記載要領・様式集	62		様式4-1					5. サービス対価合計	5. サービス対価合計の①消費税及び地方消費税を含む金額及び②消費税及び地方消費税を含まない金額について、すでに関数が入力されていますが、①と②の金額が同額になってしまいます。関数の修正が必要との理解でよろしいでしょうか。	5. サービス対価合計②消費税及び地方消費税を含まない金額については、税抜金額を入力してください。
提案書類記載要領・様式集	63		様式4-1					年度別サービス対価の支払予定表	本様式の各サービス対価における項目については変更・追加は不可でしょうか。その場合、例えば「事前調査業務」や「その他付帯する業務」に係る費用など項目にない費用は「諸経費・その他費用」や「その他諸経費」に含めることでよろしいでしょうか。	本様式の各サービス対価における項目については適宜変更・追加を行っても構いません。
提案書類記載要領・様式集	64		様式4-1						本様式においては、当該発生年度の欄に金額を記載（発生主義）か実際の支払年度に記載（現金主義）かどちらにしたらよろしいでしょうか。事業契約書（案）より、サービス対価Aの各更新改良施設所有権移転後に支払われる残余分の支払は請求書受理から40日以内となっており、翌年度にずれ込むことになるかと存じます。また、サービス対価B～Dの支払時期は、月業務完了後に定期的モニタリングの結果およびサービス対価減額の有無に関する通知を受け、その後に請求書を発行し、請求書受理から30日以内の支払となる理解です。その場合、各年度最終月のサービス対価の支払は翌年度にずれ込むことになるかと存じます。実際の支払年度に記載（現金主義）の場合には、令和21年度の列を追加する必要があります。	本様式については、実際の支払年度に記載してください。ご指摘を踏まえて、提案書類記載要領・様式集 様式4-1について修正をいたします。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
提案書類記載要領・様式集	65		様式4-1						項目の中には「保険料」など非課税・対象外項目も含まれますが、それらを含んだサービス対価毎の総額が課税取引の対価になる認識です。本様式については、消費税及び地方消費税込みの金額を記載とありますが、消費税については、サービス対価毎の税抜き合計を算出したのち、その合計額に消費税を足して税込み額を算出する必要があるかと存じます。消費税の取り扱い、記載方法につきご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、サービス対価毎の税抜き合計を算出したのち、その合計額に消費税を足して税込み額を算出してください。
提案書類記載要領・様式集	66		様式4-1						サービス対価Aについては、前払金と残余分とを区分して記載することになっておりますが、各年度出来高払金は残余分の方に記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
提案書類記載要領・様式集	67		様式3-4-1					様式3-4-1	「特定事業の選定」によると、「PFI事業として実施した場合の貴市の事業期間中の財政負担見込み額」として、①事業者へ支払う対価、②企業債支払利息、③アドバイザー費用が定義されています。このうち事業者が提案可能なVFMの最大化とは①の抑制に限定されるため、価格評価点による評価と実質的な内容が重複しており、技術評価の項目に価格評価の要素が含まれ重複評価することにならないでしょうか。（なお、特定事業の選定では、動力費削減や市職員の業務効率化等の副次的な効果は、本事業のVFM算定に含まれないものとされています）	提案書類記載要領・様式集No. 60の回答をご参照ください。
提案書類記載要領・様式集	68		様式4-1					年度別サービス対価の支払い予定表（エクセル様式）	サービス対価Bについて、固定料金及び変動料金の双方に「薬品」が計上されていますが、固定料金として計上する「薬品」とは、どのようなものなのか、ご教示ください。	様式4-1の科目はあくまで例示ですので、該当がない場合は修正・削除してください。
提案書類記載要領・様式集	69							全般	提案様式や評価の視点に沿って作成する提案書は、要求水準書の記載内容を全て網羅できない場合もあると考えますので、要求水準の達成が事業者提案書から確認できない場合でも、事業実施時に要求水準を満たすことを前提として評価して頂けるのでしょうか。一例ですが、定性的な要求水準に対して、提案書から確認できないとの理由で要求水準未達（失格）と判断されてしまう場合、要求水準の全てを漏れなく提案書に転記する必要が生じてしまいます。	基本的には、ご理解のとおりです。様式3-0-2「要求水準に関する誓約書」にて要求水準を達成する見込みであることを確認させていただきます。ただし、明らかに提案書の中に要求水準を満たさない記載がある場合は、失格となりますことについてご注意ください。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
実施公告	1	2		2	1	イ	(イ)	応募者の構成	担当企業の要件に該当して、SPCへ出資をするものは構成員という理解でよろしいでしょうか。	「担当企業」は、SPCへの出資を行うコンソーシアム構成員である担当企業と、SPCへの出資を行わない担当企業が含まれます。ご質問の企業については、前者に該当します。
実施公告	2	2		2	1	イ	(ウ)	応募者の構成	協力会社の役割でも、SPCへ出資をするものは、構成員という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
実施公告	3	2		2	1	イ	(イ)	担当企業	担当企業は、参加申請の段階では、SPCへ出資するかしらないかは明記する必要はないということでしょうか。	出資を行う場合については、コンソーシアム構成員である担当企業となりますので、コンソーシアム構成員及び担当企業として記載いただく必要があります。
実施公告	4	2		2	1	ウ		応募者の構成の届け出について	業者選定実施公告2(1)ウには、「提案書作成時にコンソーシアム構成員、担当企業、協力会社の別について記載すること」とあり、提案書の受付期限は令和5年6月という理解です。一方で、業者選定実施公告2(1)カには、「参加資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業、コンソーシアム構成員、担当企業、協力会社の変更は認めないとあります。」参加資格審査書類の提出期限は、令和4年12月という理解です。 本件、12月の段階では、各社の具体業務量の見通しが立たず、各社の出資判断ができない可能性があると考えています。したがって、12月の参加資格審査書類の提出時については、コンソーシアムに参加する企業や役割予定を記載し、提案書提出時には、構成員、担当企業、協力会社の別を記載するという理解でよろしいでしょうか。	協力会社については、変更を認める旨、募集要項を修正をいたします。その他の企業について参加資格審査書類の提出後に変更を行う場合、本市の許諾が必要になります。
実施公告	5	3		2	1	カ		協力会社の追加	参加資格審査書類の提出以降事業契約の締結まで協力会社の変更は認めないとありますが、追加はお認めいただけますでしょうか？地元企業等との交渉により、今後協力企業は増える可能性が高いと考えます。	実施公告No. 4の回答をご参照ください。
参考資料	6							仰木地区配水池	仰木地区配水池の移設対象の自家発電設備に関する既設図面の開示をお願い致します。	参考資料を追加で開示します。
参考資料	7							新瀬田浄水場	新瀬田浄水場に関する既設図面としまして、「H27新瀬田浄水場中央監視設備更新工事」「H28新瀬田浄水場受変電設備更新工事」を開示頂いております。 今後の詳細検討の過程で、上述図書以外に確認が必要な図面が発生した場合、追加で開示していただけますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
参考資料	8							真野浄水場	真野浄水場の加圧システムの最新既設図面の開示をお願い致します。	ご意見として承ります。
参考資料	9							真野浄水場	真野浄水場の汚泥処理設備・排水処理設備の最新既設電気設備（運転操作・計装）図面の開示をお願い致します。	参考資料を追加で開示します。
参考資料	10							真野浄水場	真野浄水場の中央監視制御装置の最新既設図面（コントローラ仕様・LCD装置仕様）の開示をお願い致します。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
参考資料	11							真野浄水場	真野浄水場既設中央監視制御装置に機能として具備されている、以下の運転支援機能に関する最新図面の開示をお願い致します。 ①全体機能仕様書 ②水明需要予測機能仕様書 ③水量管理モデル機能仕様書	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
参考資料	12							資料・データの開示	各浄水場の運転管理データ（取水量・配水量・薬注率と量・水質・汚泥搬出量・下水放流量が記載されている日報及び月報）を過去3年間分をご教示いただけますでしょうか。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
参考資料	13							資料・データの開示	水道BCP・危機管理マニュアル・水安全計画を閲覧または、資料をご教示いただけますでしょうか。	水道BCP、危機管理マニュアルは参考資料として追加で開示します。水安全計画は参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
参考資料	14							仰木低区配水池	仰木低区配水池において、撤去重量把握のため、仰木住宅第2号加圧ポンプと仰木第一3号加圧ポンプの機器重量をご教示ください。	参考資料及び参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
参考資料	15							仰木低区配水池	仰木低区配水池において、開示資料の13_仰木低区配水池_竣工図の図面ではポンプ室外にφ900の配管が敷設されていますが、現場で掲示されていたフローシートでは当該配管は「(将来)」と注記がありますが、このφ900の配管は敷設されているのでしょうか。敷設されているのであれば、行き先をご教示ください。	このφ900の配管は現在未供用であり、仰木第1加圧施設付近まで布設されています。

**真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
募集要項等に関する意見・質問への回答**

資料名	No.	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
参考資料	16							新瀬田浄水場	新瀬田浄水場の排水処理水量把握及び機器仕様検討のため、①沈殿池1池あたりの排泥工程1回における排泥量及び排泥頻度②急速ろ過池及び活性炭吸着池の1池あたりの洗浄工程1回における洗浄水量、洗浄水流量、洗浄頻度をご教示ください。	参考資料、参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料及び現場確認にてご確認ください。
参考資料	17							全般	各設備の竣工図を提示頂いていますが、現場調査の結果、現状の機器配置、配管状況と異なるのが散見されました（ex. 真野浄水場の排水処理用のポンプ、配管）。現状の機器配置、配管状況を示した図面等がございましたら資料を提示ください。	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料及び現場確認よりご確認ください。
参考資料	18							全般	視察時に拝見しました下記資料の写しのご提示をお願いいたします。 ・新瀬田浄水場能力拡張工事（機械設備） ・大津市上水道第7次拡張事業新瀬田浄水場・浄水機械設備工事（完成図書、塩素注入・中和設備、薬品注入設備） ・新瀬田浄水場次亜塩素酸注入設備工事 完成図書（機械設備） ・新瀬田浄水場殿 急速および活性炭ろ過池排水ゲート改修工事 ・新瀬田浄水場殿 急速ろ過池流出ゲート修繕工事 ・新瀬田浄水場能力拡張工事（傾斜板設備）	参加資格審査後の資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。
その他	19							実施方針時の公開資料	実施方針公表以降、開示資料に示された損傷以外にもひび割れやコンクリートの浮き等があった場合、設計変更の対象となるのでしょうか。	変更対象にはなりません。
その他	20							実施方針時の公開資料	実施方針時に頂いた各箇所の損傷図以外にもひび割れやコンクリートの浮き等があった場合、設計変更の対象となるのでしょうか。	変更対象にはなりません。
その他	21							実施方針に関する質疑回答	「実施方針に対する質問への回答」は募集要項等との相違がない限り募集要項公表時点でなお有効であるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答を踏まえ、募集要項等を作成しております。そのため、契約書の一部を構成する書類ではありません。